



第3期 鳴沢村 子ども・子育て支援 事業計画

令和7年3月

鳴沢村



目次

第1章 計画の策定にあたって 1

1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	2
3. 本計画の法的根拠、位置づけ	3
(1) 本計画の法的根拠	3
(2) 鳴沢村の他計画との関係	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定方法	4
(1) ニーズ調査の実施	4
(2) 鳴沢村子ども・子育て会議の設置	5
(3) パブリックコメントの実施	5

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状 6

1. 統計データにみる子育て環境の状況	6
(1) 人口	6
(2) 年齢3区分人口	7
(3) 人口の自然動態・社会動態	7
(4) 婚姻数・離婚数	9
(5) 世帯数	10
(6) 産業構造	10
(7) 女性の就業率	11
(8) 児童虐待相談件数	12
(9) 保育所	13
(10) 在留外国人	13
(11) 小学校	14
(12) 放課後児童クラブ	14
(13) 乳幼児健康診査	14
2. ニーズ調査結果で見る子育て家庭の状況（課題抽出）	15
(1) 子どもの育ちをめぐる環境について	15
(2) 保護者の就労状況について	20
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	30
(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について	32
(5) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	37

(6) 小学校の就学後の放課後の過ごし方について	41
(7) 鳴沢村の子育て全般について	43

第3章 第2期 子ども・子育て支援事業計画の実施状況および課題 50

1. 保育サービスや保育支援サービスの見込値及び実績値	50
(1) 教育・保育事業（※4月1日現在）	50
(2) 地域型保育事業	51
(3) 認可外保育施設	51
(4) 利用者支援事業	51
(5) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	51
(6) 妊婦相談事業	52
(7) 乳児家庭全戸訪問事業	52
(8) 養育支援訪問事業	53
(9) 一時預かり保育事業（幼稚園）	53
(10) 一時預かり保育事業（保育所）	53
(11) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	54
(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	54
(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	54
(14) 病児・病後児保育事業	54
(15) 時間外保育事業（延長保育事業）	54
(16) 放課後児童クラブ運営事業	55
2. 各事業の進捗状況	56
基本目標1 安心して妊娠・出産・子育てし、子どもが健やかに育つ環境づくり	56
基本目標2 ゆとりを実現する子育て支援	63
基本目標3 要保護児童へのきめ細かな取組	66
基本目標4 心身ともにたくましい人づくり、親づくり	70
基本目標5 子育てにやさしい生活環境の整備と子どもの安全の確保	74

第4章 計画の基本的な考え方 77

1. 計画の基本理念	77
2. 計画の基本目標	77
基本目標1 安心して妊娠・出産・子育てし、子どもが健やかに育つ環境づくり	77
基本目標2 ゆとりを実現する子育て支援	78
基本目標3 要保護児童へのきめ細やかな取組	78
基本目標4 心身ともにたくましい人づくり、親づくり	79
基本目標5 子育てにやさしい生活環境の整備と子どもの安全の確保	79

3. 計画の体系.....	80
---------------	----

第5章 目標実現のための施策..... 81

基本目標 1 安心して妊娠・出産・子育てし、子どもが健やかに育つ環境づくり.....	81
基本目標 2 ゆとりを実現する子育て支援	88
基本目標 3 要保護児童へのきめ細やかな取組	92
基本目標 4 心身ともにたくましい人づくり、親づくり	96
基本目標 5 子育てにやさしい生活環境の整備と子どもの安全の確保	101

第6章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保の方策等104

1. 前提とする考え方	104
(1) 教育・保育提供区域について.....	104
(2) 区域設定の考え方	104
(3) 鳴沢村における教育・保育提供区域.....	104
2. 量の見込みと確保方策について.....	105
(1) 教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）	105
(2) 教育・保育施設（保育園・認定こども園）	106
(3) 地域型保育事業	106
(4) 認可外保育施設	106
(5) 利用者支援事業	107
(6) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	107
(7) 妊婦相談事業	108
(8) 妊娠健康診査事業	108
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	109
(10) 養育支援訪問事業	109
(11) 一時預かり保育事業（幼稚園）	109
(12) 一時預かり保育事業（保育所）	109
(13) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	110
(14) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	110
(15) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	110
(16) 病児・病後児保育事業	110
(17) 時間外保育事業（延長保育事業）	111
(18) 放課後児童クラブ運営事業	111
(19) 子育て世帯訪問支援事業	112
(20) 児童育成支援拠点事業.....	112
(21) 親子関係形成支援事業.....	112

(22) 妊娠等包括相談支援事業.....	112
(23) 乳児等通園支援事業（こどもだれでも通園制度）	113
(24) 産後ケア事業	113

第7章 計画の推進に向けて 114

資料編 115

鳴沢村子ども・子育て会議設置要綱	115
第3期 鳴沢村子ども・子育て会議委員名簿	117
計画策定経緯	118

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法」が施行されました。同法第10条において市町村は、令和5年12月22日に閣議決定された国が策定する「こども大綱」と都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して、こども計画を策定するよう努力義務が課せられました。こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされています。

本村では、今般「第2期鳴沢村子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、新しい計画の策定が必要となり、「こども計画」の策定も検討しましたが、「子ども・子育て支援事業計画」は、保育所や子育て支援施設の整備、保護者への支援プログラムなど、具体的な事業の実施に基づき、実効性のある支援策を推進するための枠組みとして、現時点では最適だと考えられるため、従来の子ども・子育て支援法を根拠とした第3期「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

しかしながらこの計画においても、こども基本法の趣旨や理念を鑑み、子どもや家庭に対する支援がより一層強化されることを目指していきます。

● こども基本法 6つの理念

こども基本法 6つの理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

2. 計画策定の目的

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、地域における子どもや子育て家庭を取り巻く課題に対し、適切かつ実効的な支援を行うことを目的としています。地域の保育需要や子育て家庭の状況を踏まえ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整備するとともに、保護者が安心して子育てできる社会を実現するための具体的な施策を講じます。また、国の方針や法律を踏まえ、地域の実情に即した計画を策定し、持続可能で効果的な支援体制の構築を目指します。

なお、国が示している、こども計画の上位であるこども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、子どもの貧困対策など、幅広くこども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化して対応することができるとしています。

第3期鳴沢村子ども・子育て支援事業計画においても、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の観点を視野に入れながら策定しています。

3. 本計画の法的根拠、位置づけ

(1) 本計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。また、さらに広範囲な子育て支援のため、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含し、鳴沢村が取り組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に子育て支援を推進していきます。

子ども・子育て支援法から抜粋

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法から抜粋

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

(2) 鳴沢村の他計画との関係

子ども・子育て関連施策を効果的に推進する視点から、本村のあるべき姿と進むべき方向性について基本的な方向を定めた「長期総合計画」や「鳴沢村人口ビジョン・総合戦略」をはじめ、地域福祉計画、いきいきなるさわ健康21プラン（健康増進計画+鳴沢食育推進計画）、障害者福祉計画等の関連計画と連携することにより、母子保健を包含的にとらえ計画の整合性を図ります。

4. 計画の期間

本計画は令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間として策定します。但し、計画を推進していくにあたり、社会・経済の変化や子育て支援施策のニーズの変化等を鑑み、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

■スケジュール

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期 子ども・子育て支援事業計画					第3期 子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				

5. 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況・利用希望等を把握し、事業量の見込み量を算出するため、0歳児から小学校6年生以下の子どもがいる全家庭にニーズ（アンケート）調査を実施しました。国から示されている基本調査項目に加え、鳴沢村独自の質問項目を設け、地域の実情にあった子ども・子育て支援施策のニーズの把握を行いました。調査概要は以下のとおりです。

■アンケート集計結果

調査対象	調査方法	配付数	回収数	回収率
鳴沢村内に居住する未就学児をもつ保護者	施設配付及び郵便配付	113	85	75.2%
鳴沢村内に居住する小学生をもつ保護者	学校配付及び郵便配付	146	116	79.5%
総数	—	259	201	77.6%

(2) 鳴沢村子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、意見を聞くものとされている合議制機関(子ども・子育て支援法第61条第7項)として、「市町村子ども・子育て会議」(同法72条第1項)が規定されています。この会議は、本村における「鳴沢村子ども・子育て会議」となります。

村民の代表者・教育関係者・保育所関係者等で構成し、計画の内容について審議を行い、その意見を反映しました。

(3) パブリックコメントの実施

事前に計画案を発表し、その内容を周知するとともに、広く村民から意見を募り、その結果を反映することにより、村民が一体となり策定する計画としました。

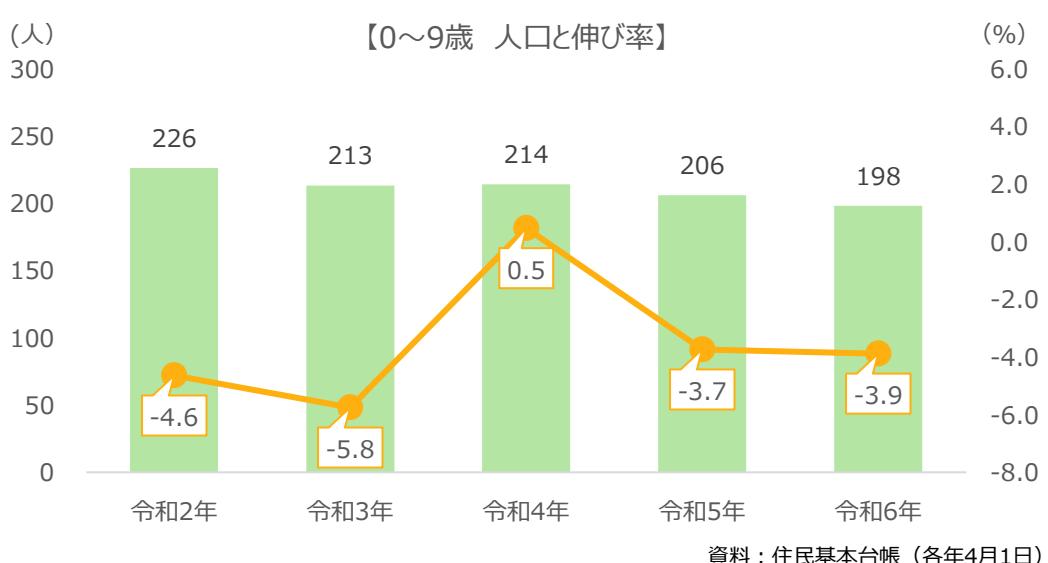
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 統計データによる子育て環境の状況

(1) 人口

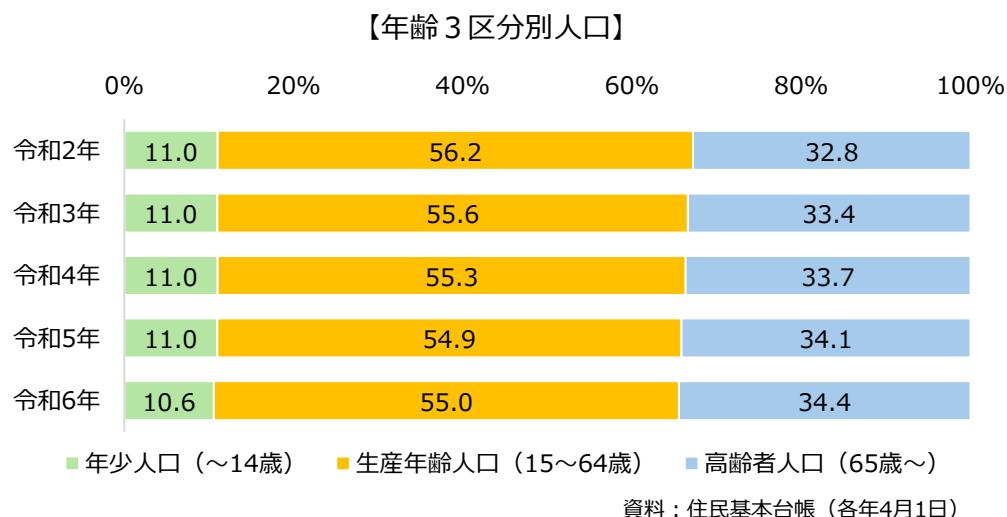
令和2年から6年までの本村の人口の推移をみると、令和2年が3,133人であったのに対し、令和6年では64人減少し、3,069人となっています。前年と比較した人口の伸び率においても▲0.9%から▲0.3%の間で推移しており、大きな差は見られません。

令和2年から6年までの0～9歳人口では、令和2年が226人であったのに対し、令和6年では28人減少し198人となっています。前年と比較した人口伸び率は+0.5%から▲5.8%の間で推移しています。



(2) 年齢3区分人口

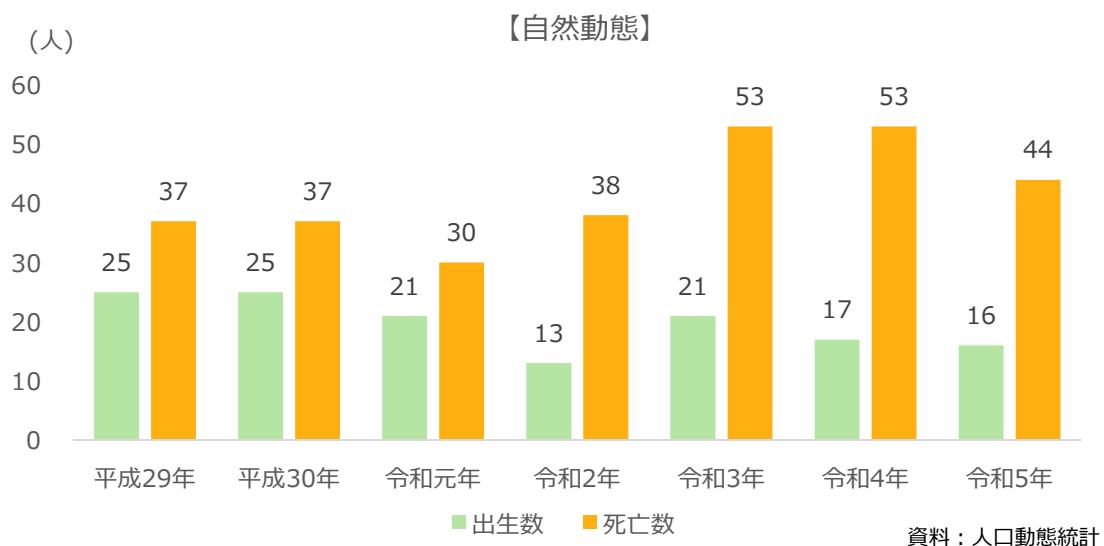
年齢を3区分した人口構成をみると、「年少人口」と「生産年齢人口」は緩やかな減少傾向、「高齢者人口」は緩やかな増加傾向にあります。

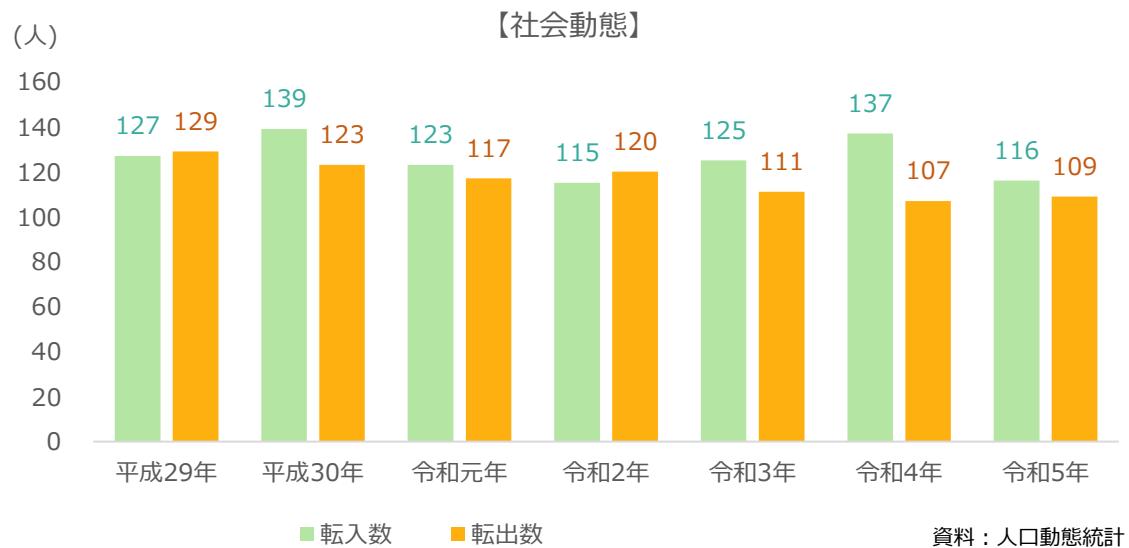


(3) 人口の自然動態・社会動態

自然動態は、平成29年以降では、令和5年までのすべての年で死亡数が出生数を上回っており、令和2年以降、死亡数が出生数の2～3倍超となっています。

社会動態は、平成29年及び令和2年を除いたすべての年で、転入数が転出数を上回っています。



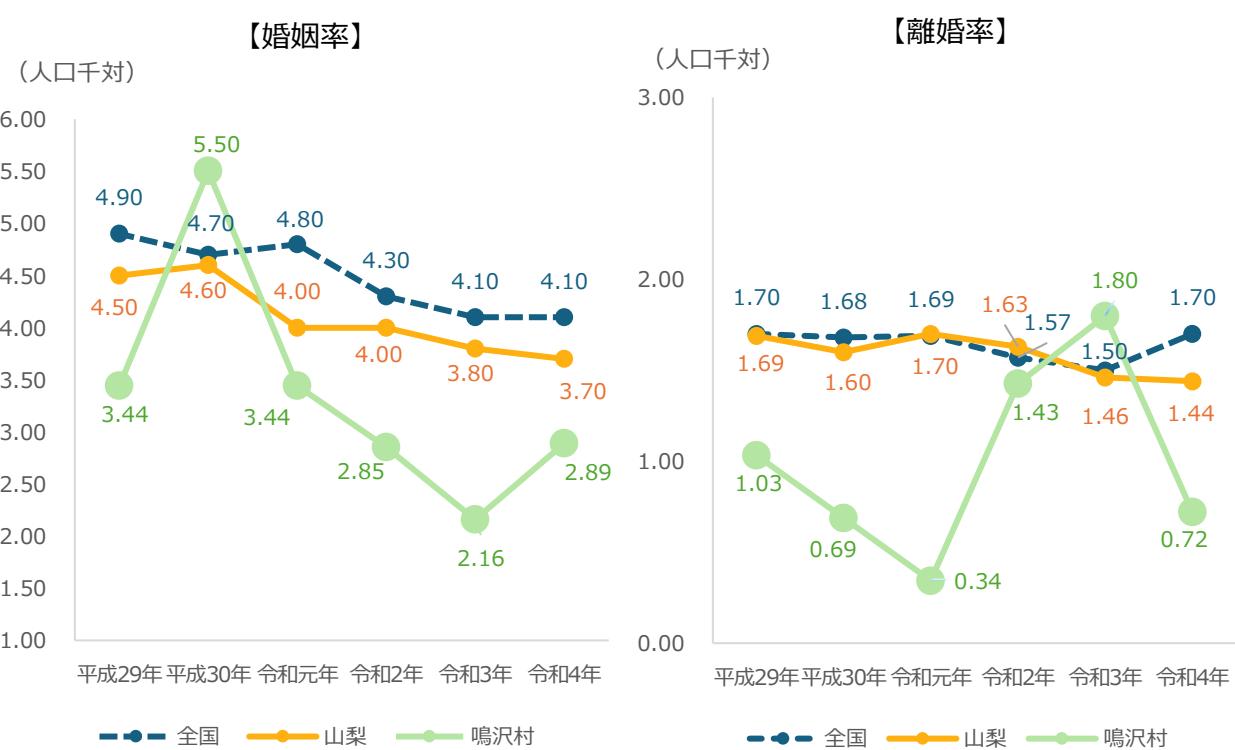
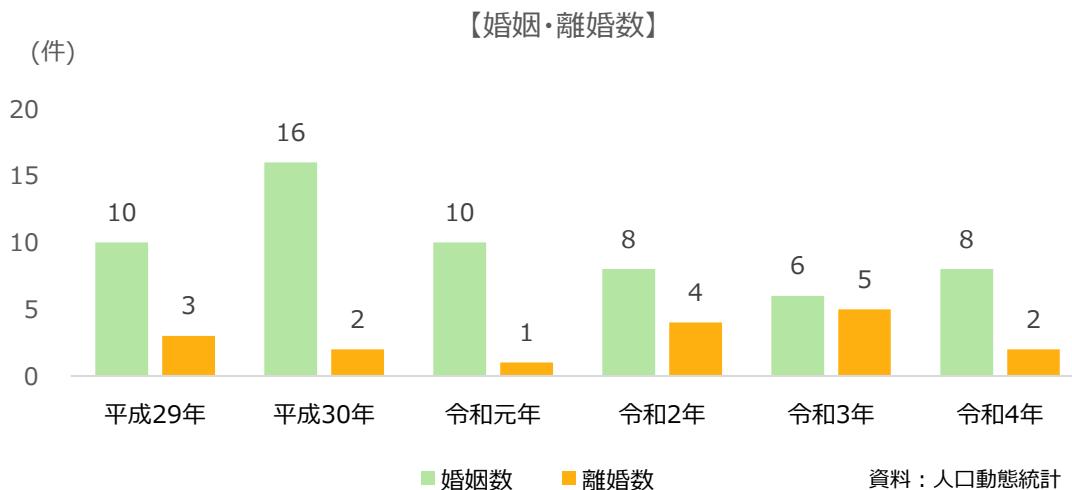


(4) 婚姻数・離婚数

年間の婚姻数は、平成29年以降では、8件～16件で推移し平均で約10件となっています。

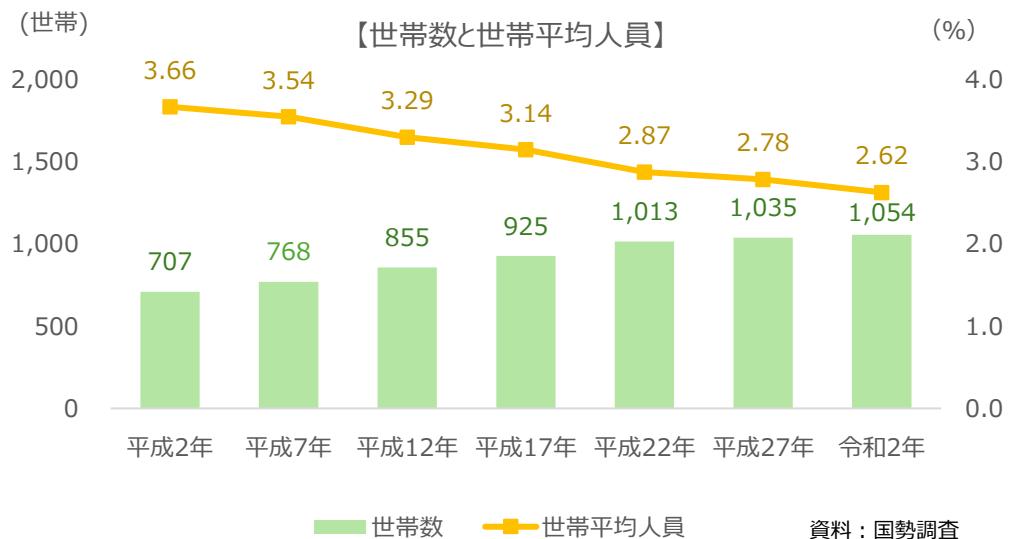
離婚件数は1件～5件で推移し、平均で約3件となっています。

また、全国、山梨県と比較すると、本村の婚姻率は、平成30年を除き、離婚率は令和3年を除き、それぞれ全国、県よりも低くなっています。



(5) 世帯数

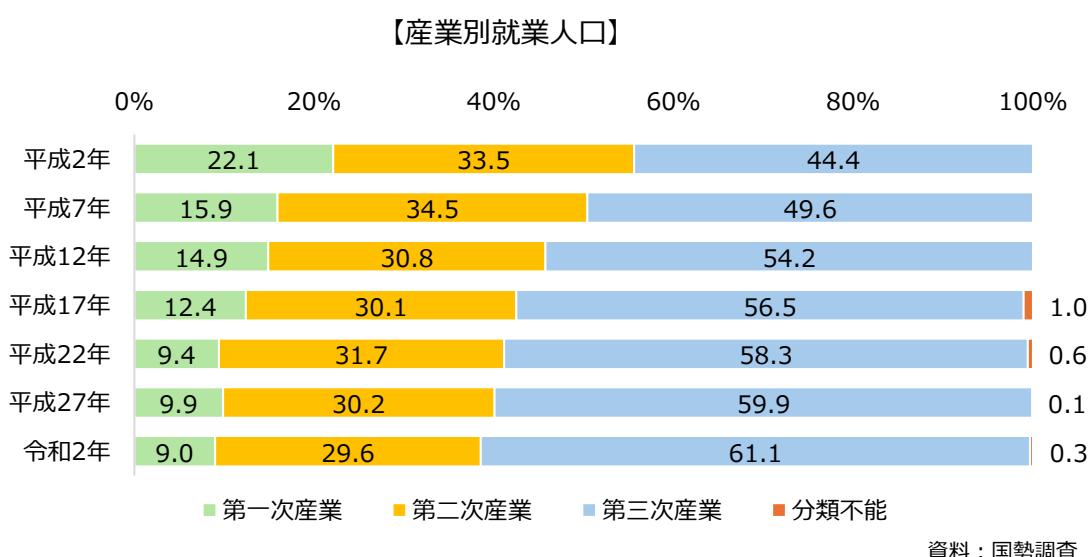
世帯数は、平成2年以降では、令和2年まで年々増加しています。一方、世帯平均人員は減少しており、平成2年には1世帯あたり3.66人でしたが、平成22年には1世帯当たり2.87人と3人を割り込み、令和2年には2.62人まで減少しています。



資料：国勢調査

(6) 産業構造

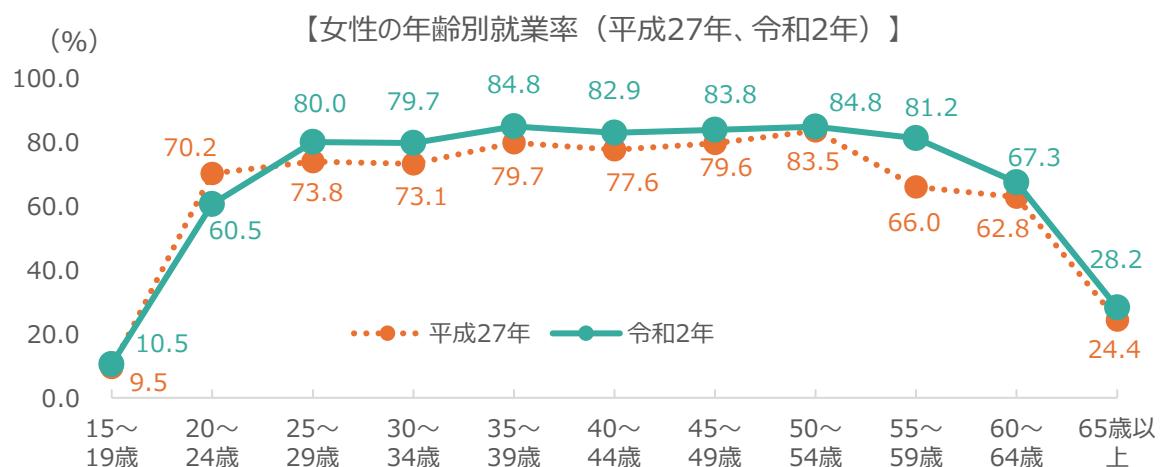
産業別就業人口の推移をみると、平成2年以降では、第三次産業が年々増加しており、令和2年には6割を超えています。一方、第一次産業は年々減少しており、平成2年には約2割でしたが、平成22年以降1割を下回っています。また第二次産業も減少傾向にあり、令和2年には3割を下回っています。



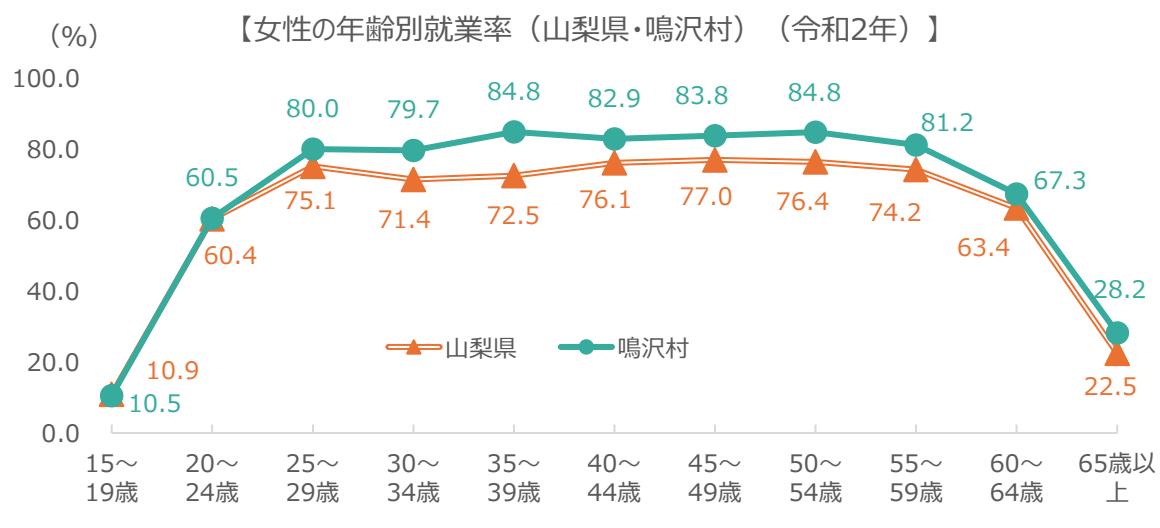
資料：国勢調査

(7) 女性の就業率

本村の女性の年齢別就業率を平成27年と令和2年で比較するとあまり大きな差は見られませんが、25歳以上のすべての年齢層で令和2年の就業率が高くなっています。また、令和2年の山梨県と本村の女性の年齢別就業率を比較すると、20歳以上のすべての年齢層で山梨県より本村のほうが高くなっています。なお、結婚・出産期において一旦低下し、育児が落ち着いたら上昇するいわゆるM字カーブが本村ではほぼ見られず、働き続ける女性が多いことも特徴です。



資料：国勢調査

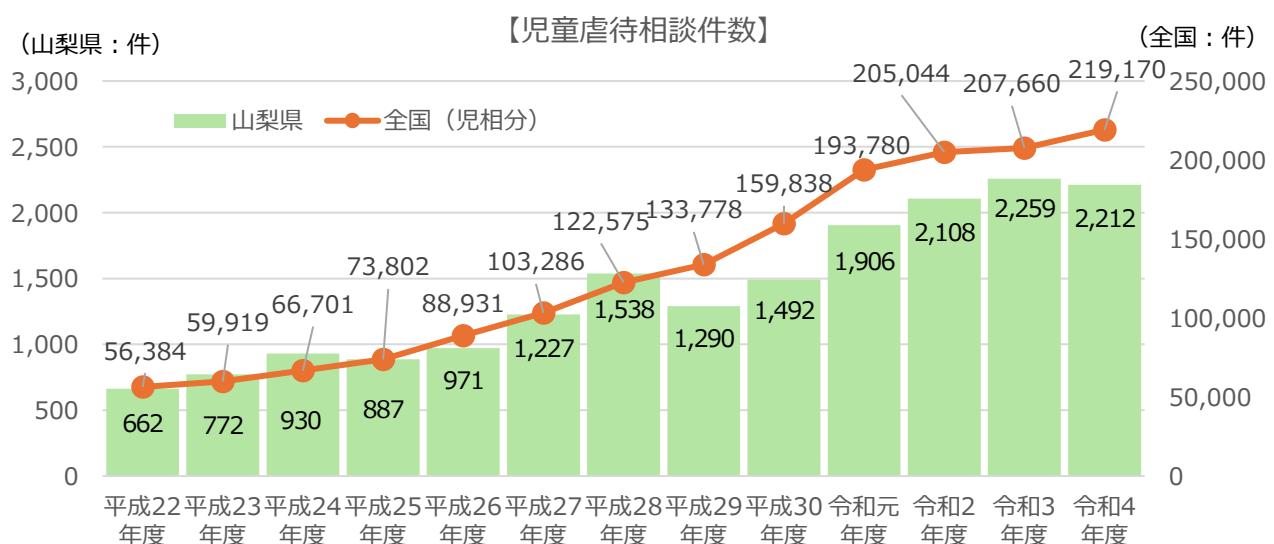


資料：国勢調査

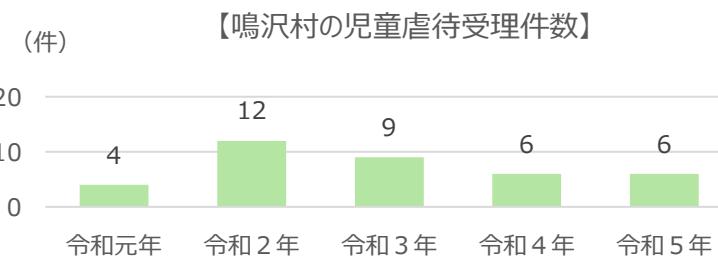
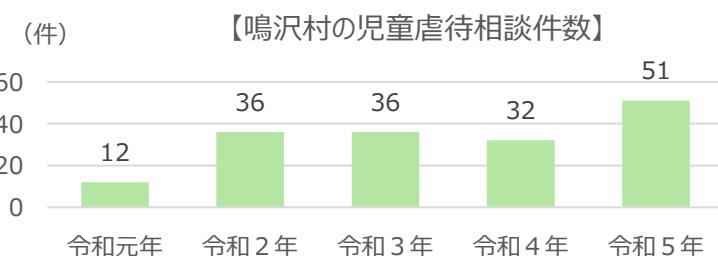
(8) 児童虐待相談件数

児童虐待については、平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、平成 16 年には、児童福祉法とともに改正が行われるなど、制度の充実が図られていますが、全国及び山梨県の相談件数は依然として増加傾向をたどっています。また、児童虐待による死亡など、重大な児童虐待事件が後を絶たず、社会全体で早急に取り組むべき課題となっています。

本村においても、これまでの児童虐待相談件数は増加傾向にあり、令和元年度は 12 件でしたが、令和 2 年～令和 4 年度では 30 件台、令和 5 年度は 51 件となっています。児童虐待受理件数は、令和 2 年に 12 件と最も多いが、それ以外の年は 10 件を下回っています。



資料：児童相談所での児童虐待相談対応件数、山梨県における児童虐待相談の状況



資料：鳴沢村

(9) 保育所

村内の保育所は1か所で、入所児童数は令和2年度が90人でしたが、その後は90人を下回り、令和6年度は84人となっています。入所率は70%前後で推移しています。

【保育所数・保育所入所児童数の推移】

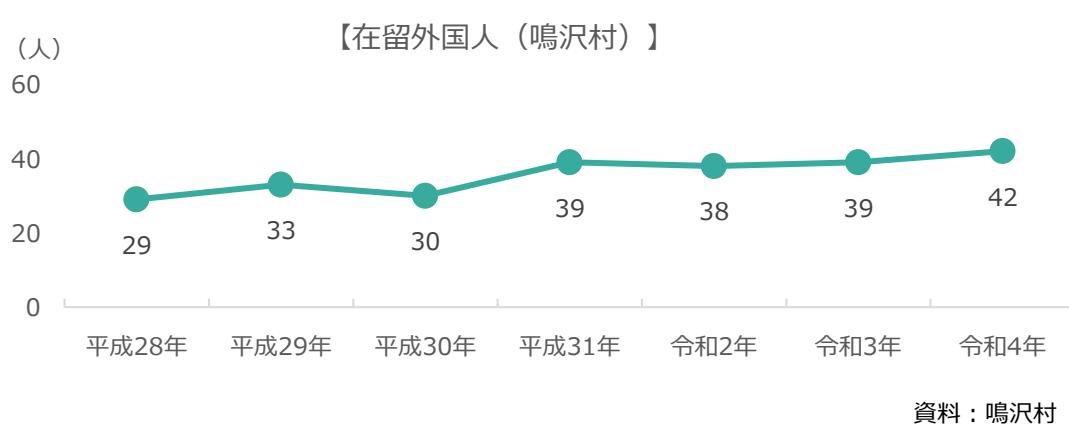
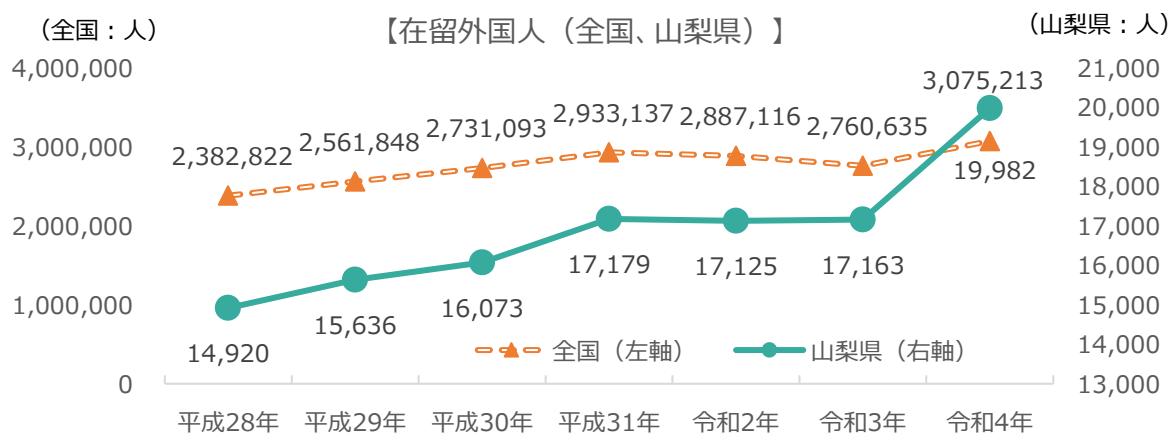
鳴沢村保育所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所数(か所)	1	1	1	1	1
定員数(人)	120	120	120	120	120
入所児童数(人)	90	88	86	79	84
入所率(%)	75.0	73.3	71.6	65.8	70.0

資料：鳴沢村住民課 各年度4月1日現在

(10) 在留外国人

在留外国人は、平成28年以降でみると、全国、山梨県とも増加傾向にあります。

本村も増加傾向にあり、令和4年は42人となっています。



(11) 小学校

村内の小学校は1校で、児童数は令和6年4月1日現在で139人となっています。

【小学校数・児童数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数(校)	1	1	1	1	1
1年生(人)	21	22	22	21	21
2年生(人)	28	21	22	22	21
3年生(人)	20	27	22	21	23
4年生(人)	29	20	27	23	21
5年生(人)	17	29	20	30	23
6年生(人)	30	18	29	20	30
計(人)	145	137	142	137	139

資料：鳴沢村教育委員会 ※各年度4月1日現在

(12) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは「遊学館」の1か所で、指導員は5人となっています。

【遊学館児童クラブの概要】

クラブ名	障害児 受入可否	開館日時	長期休暇の対応	放課後児童 指導員(人)
遊学館児童クラブ	可	放課後～17:30	8:00～17:30	5

(13) 乳幼児健康診査

令和2年度以降の乳幼児健康診査の実施状況をみると、いずれの年齢層においても受診率は9割以上となっています。

【健診状況】

事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4ヶ月児健診	該当児(人)	14	18	15
	受診児(人)	14	17	15
	受診率(%)	100	94.4	100
10ヶ月児健診	該当児(人)	15	13	23
	受診児(人)	15	13	23
	受診率(%)	100	100	100
1歳6ヶ月児健診	該当児(人)	24	11	19
	受診児(人)	24	11	19
	受診率(%)	100	100	100
3歳児健診	該当児(人)	21	23	18
	受診児(人)	20	23	18
	受診率(%)	95.2	100	100

2. ニーズ調査結果で見る子育て家庭の状況（課題抽出）

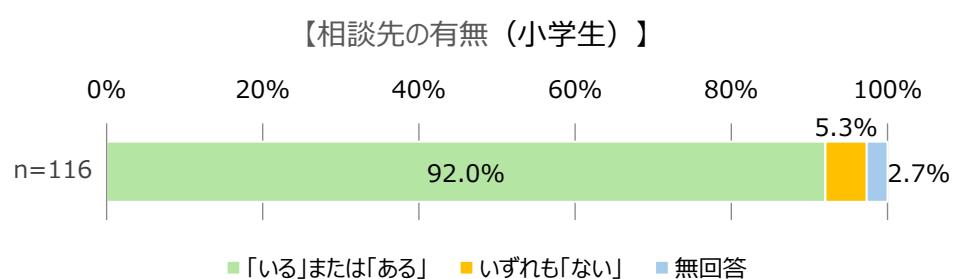
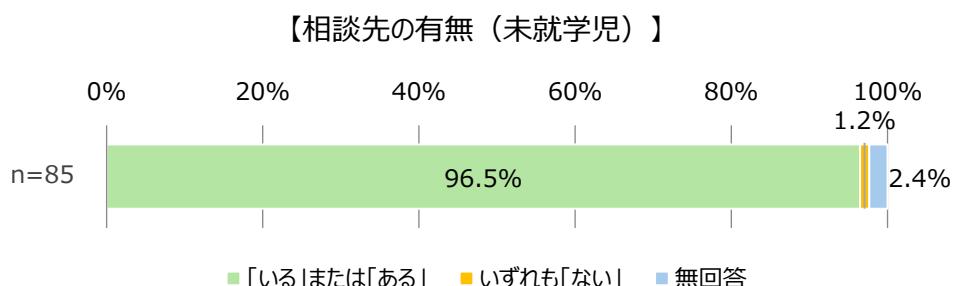
本計画を策定するにあたり、本村における子育て家庭の実態とニーズを把握するため、村内の就学前の子ども及び小学生がいる子育て家庭を対象にニーズ調査を実施しました。

なお、グラフの中の（n = ）は、各設問の回答者数を表記しています。また、統計的な分析を行い、明らかな差があることが確認された項目については、統計的な有意性差があることを記載しています。

（1）子どもの育ちをめぐる環境について

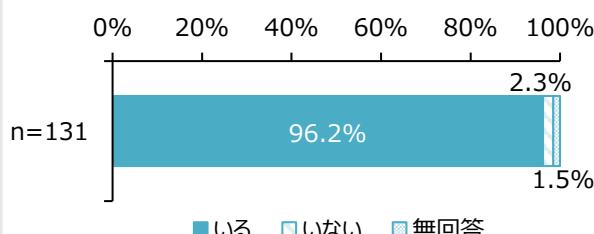
■ 子育てをする上で気軽に相談できる人がいる、または相談できる場所はあるか（S A）

未就学児、小学生ともに「いる」または「ある」と回答した割合が9割を超えています。
前回（平成30年）調査でも同様の傾向が見られます。

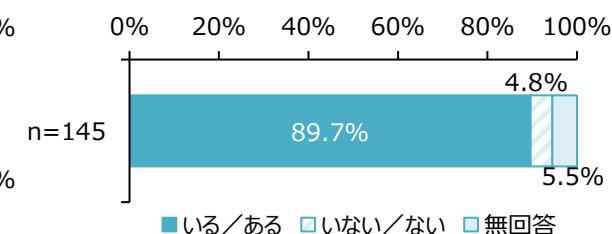


H30 前回結果

【未就学児 相談先の有無】



【小学生 相談先の有無】



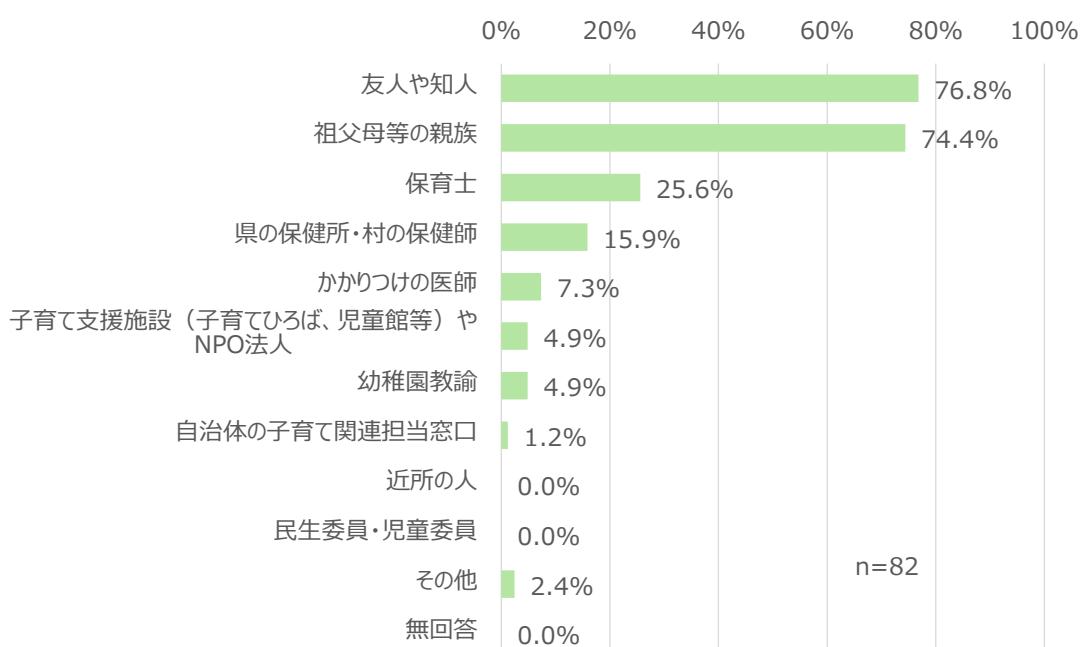
「いる」または「ある」に○をつけた方のみ

■ 子育てをする上で気軽に相談できる先は誰（どこ）か（M A）

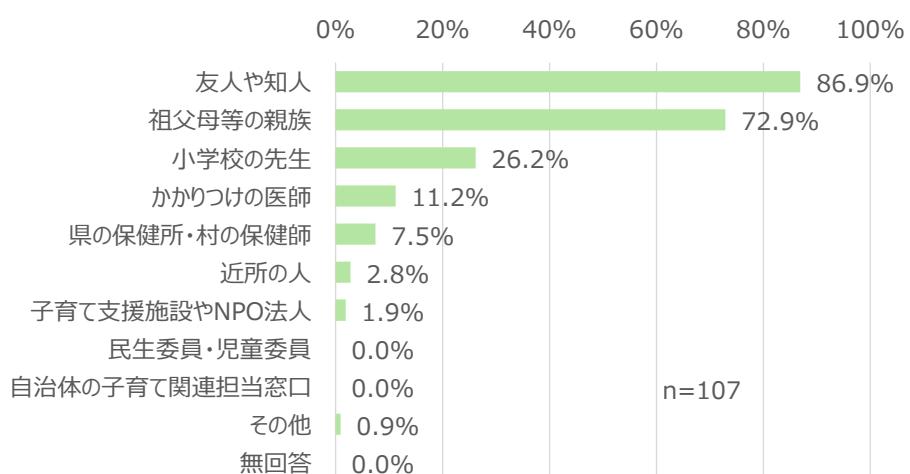
未就学児、小学生ともに相談先が「友人や知人」と回答した割合がそれぞれ 76.8%、86.9%で最も高くなっています。

この結果は、前回（平成 30 年）調査よりも、未就学児で「祖父母等の親族」が 19.3 ポイント、「県の保健所・村の保健師」が 11.9 ポイント、「保育士」が 10.9 ポイント減少しており、小学生においても「友人や知人」が 3.1 ポイント、「かかりつけの医師」が 2.7 ポイント増加、「祖父母等の親族」が 6.3 ポイント減少しており、統計的な有意差が見られます。

【子育てをする上で気軽に相談できる先は誰（どこ）か（未就学児）】

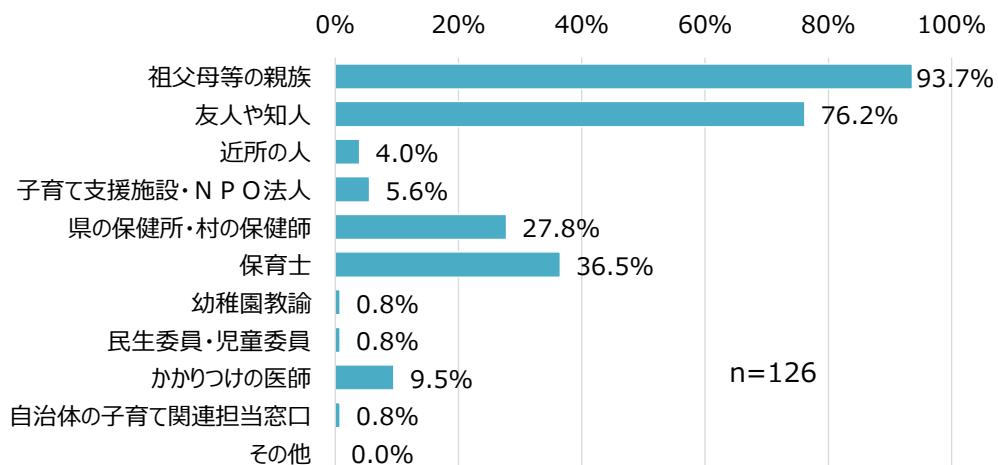


【子育てをする上で気軽に相談できる先は誰（どこ）か（小学生）】

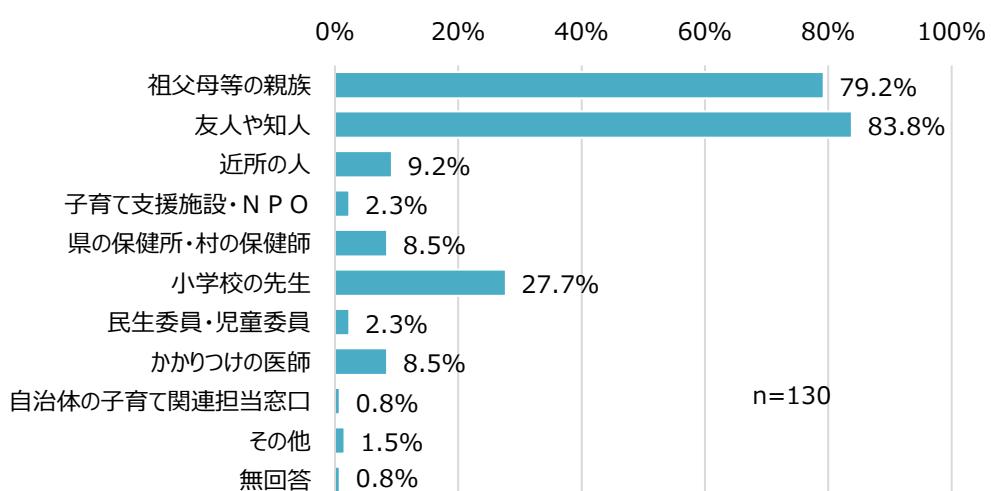


H30 前回結果

【未就学児 子育てをする上で気軽に相談できる先は誰（どこ）か】



【小学生 子育てをする上で気軽に相談できる先は誰（どこ）か】



- 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいか（FA）

自由記述より、未就学児は、特に「安全で利用しやすい施設の整備」、「柔軟で充実した保育サービスの提供」、「子育て支援情報のアクセス性向上」、「母親や家庭のサポート」といったニーズが、小学生は「家庭や保護者の負担を軽減し、子供たちが安全で充実した環境で成長できる環境の整備」、「経済的支援、保育・教育サービス、交通支援、医療・相談体制の強化」、「施設の改善」といったニーズがあることが分かります。

<未就学児>

1. 安全な遊び場と施設の整備

- 安全に遊べる施設が必要
- 親が気軽に子どもを連れて行ける施設の整備
- 室内遊びや近所の人たちと話せるフリースペースが欲しい

2. 柔軟な保育サービスの提供

- 土曜日保育の提供
- 一時預かり施設の充実
- 緊急時の預かり先の確保
- 病後保育の充実
- 土日に預けられる場所があると助かる（祖父母がいない時の対応）

3. 子育て支援情報の提供と相談環境の整備

- アプリなどで利用しやすい子育て支援情報を取得できる環境
- 子育て支援センターでの相談環境
- 保健師に気軽に相談できる環境
- 相談できる人や場所の確保

4. 母親や家庭のサポート

- 母親が自分の時間を作れるサポート（病児保育等）
- 家事代行サービスの提供

5. 特定の支援サービス

- 託児サービスや無料の習い事の提供
- 助成金などの金銭面での支援

<小学生>

1. 金銭面および経済的なサポート

- 金銭面サポートのため体育着のバザーがあると良い
- 私服通学の金銭面サポート
- 都市部と同等の行政サポートの提供

2. 保育・教育サービスの充実

- 長期休暇時の朝 8 時からの遊学館利用
- 親の送迎なしで通える習い事の充実
- 放課後の習い事の充実（学校内での実施）
- 長期休暇中の子供向けイベント
- 週末や雨の日に子供が遊べる児童館
- 子供の休みの日の平日受け入れ時間の改善

3. 送迎および交通支援

- バス送迎の提供
- 緊急時の子供の送り迎えサポート
- 両親の入院時の子供の送迎サポート

4. 相談および医療支援

- 困った時に相談できる環境
- 病気への対応の勉強機会の提供
- 医師、看護師、助産師等専門知識を持つ人との交流機会
- 子供の様子の連絡等のサポート

5. 施設利用の改善

- 遊学館の利用時間の延長
- ファミリーサポートの提供

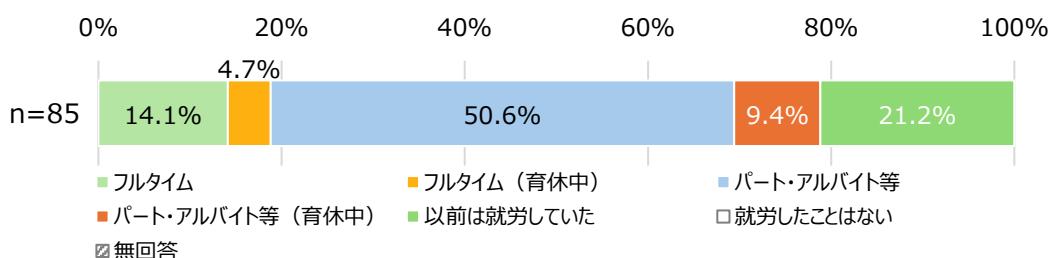
(2) 保護者の就労状況について

■ 母親の現在の就労状況 (SA)

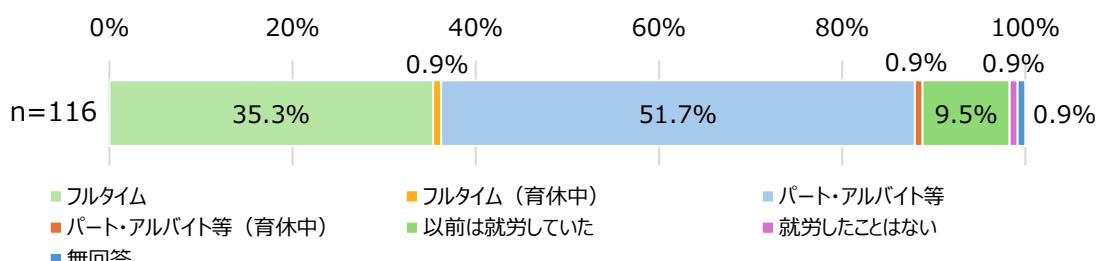
未就学児、小学生の母親ともに、「パート・アルバイト等」と回答した割合がそれぞれ 50.6%及び 51.7%と最も高くなっています。また「フルタイム」と回答した割合は未就学児では 14.1%であったのに對し、小学生では 35.3%と大幅に多くなっています。

この結果は、前回（平成 30 年）調査と比べると、未就学児、小学生ともに、フルタイムでの就労がやや減少し、パート・アルバイトがやや増加しています。

【母親の就労状況（未就学児）】

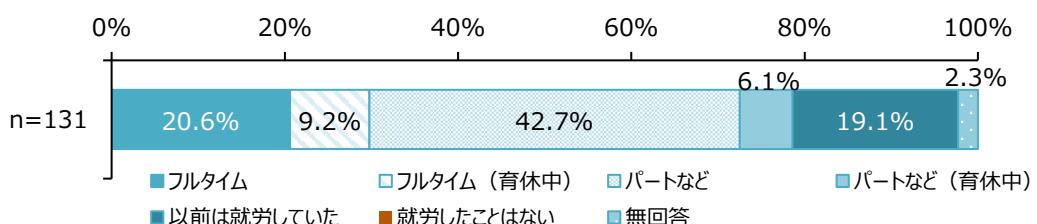


【母親の就労状況（小学生）】

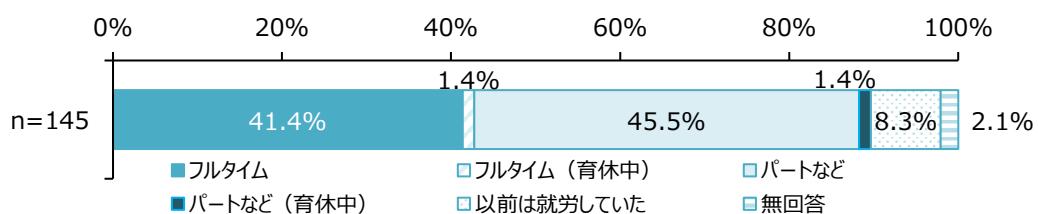


H30 前回結果

【未就学児 母親の就労状況】



【小学生 母親の就労状況】



【未就学児・小学生】で「フルタイム」「フルタイム（育休中）」「パート・アルバイト等」「パート・アルバイト等（育休中）」に○をつけた方のみ

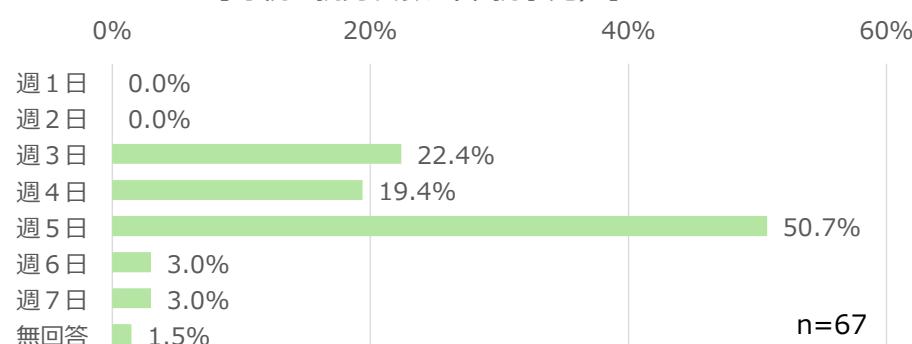
■ 母親の1週当たりの就労日数・1日当たりの就労時間（N A）

母親の1週当たりの就労日数は、「週5日」と回答した割合が未就学児は50.7%、小学生は60.2%でそれぞれ最も高くなっています。

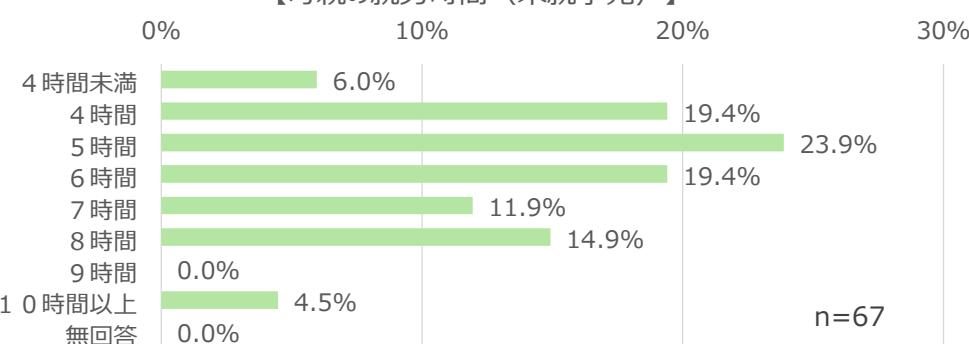
また、1日当たりの就労時間は、「5時間」と回答した割合が未就学児は23.9%、小学生は17.5%でそれぞれ最も高くなっています。

この結果は、前回（平成30年）調査を比べると、未就学児の勤務日数の「週5日」の回答が9.5ポイント減少しており、就労時間については全体的に短くなっています。小学生は全体的に前回調査と同様な傾向となっています。

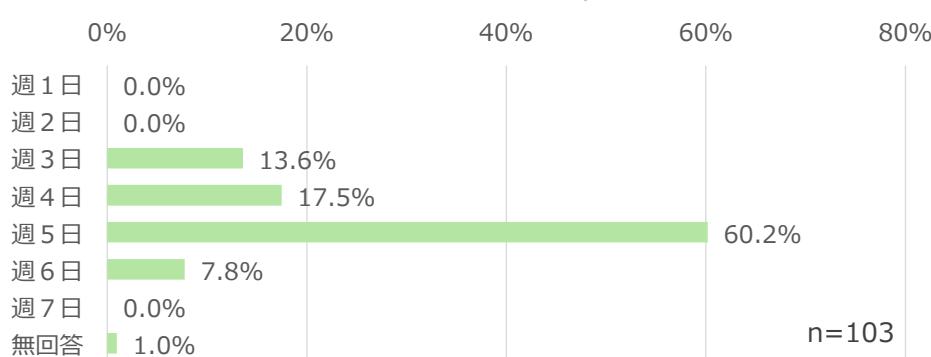
【母親の就労日数（未就学児）】

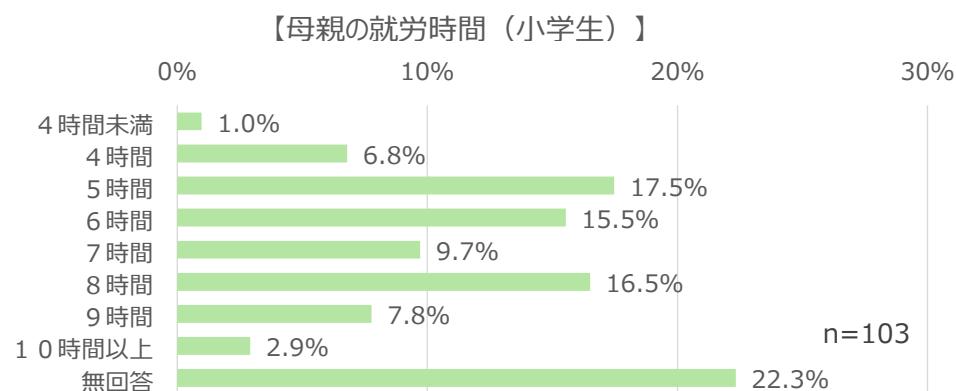


【母親の就労時間（未就学児）】



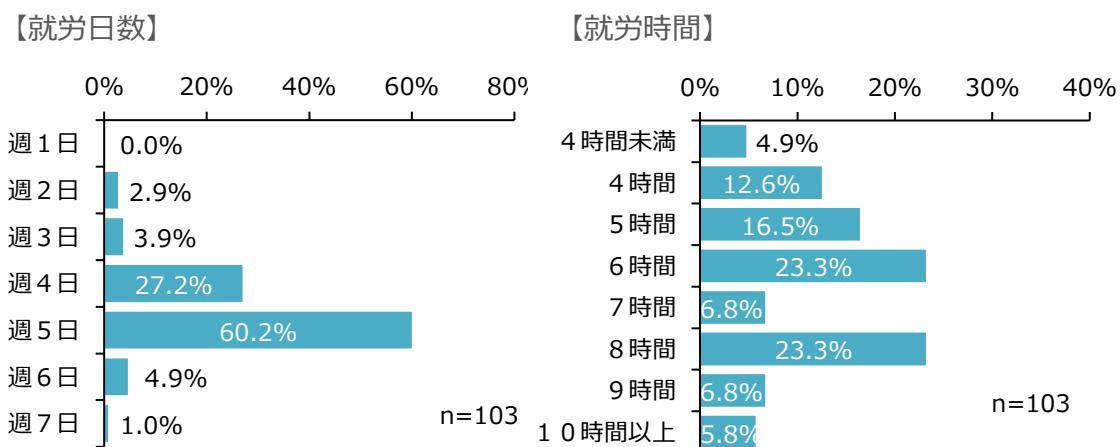
【母親の就労日数（小学生）】



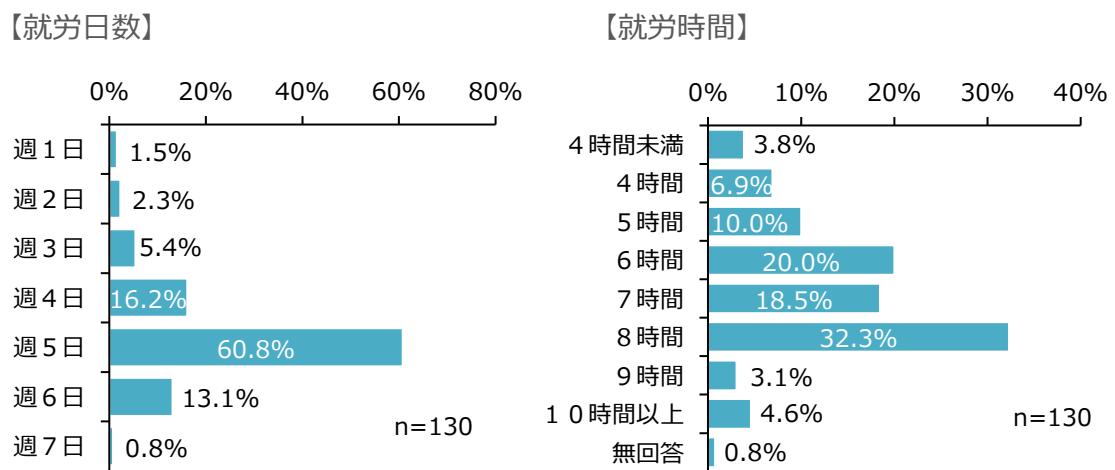


H30 前回結果

未就学児



小学生



【未就学児・小学生】で「フルタイム」「フルタイム（育休中）」「パート・アルバイト等」「パート・アルバイト等（育休中）」に○をつけた方のみ

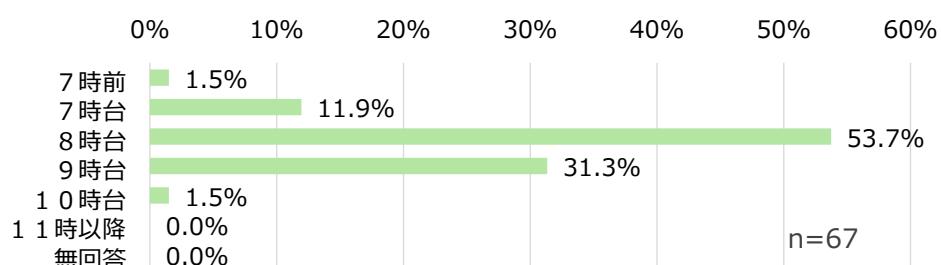
■ 母親の家を出る時刻・帰宅時刻（NA）

母親の家を出る時刻は、「8時台」が未就学児は53.7%、小学生は44.7%とそれぞれ最も高くなっています。

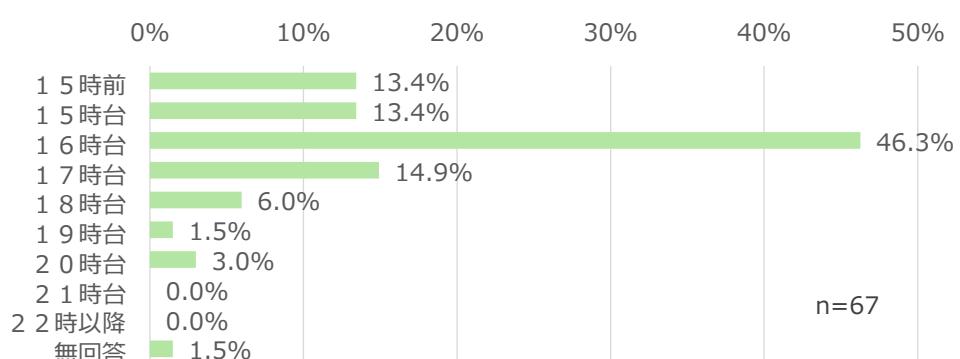
また、帰宅時刻については、未就学児は「16時台」の46.3%が、小学生は「17時台」の27.2%がそれぞれ最も高くなっています。

この結果は、前回（平成30年）調査と比較すると、未就学児の帰宅時刻の「16時台」が22.0ポイント増加し、「18時台」が17.3ポイント減少しており統計的に有意な差が見られます。

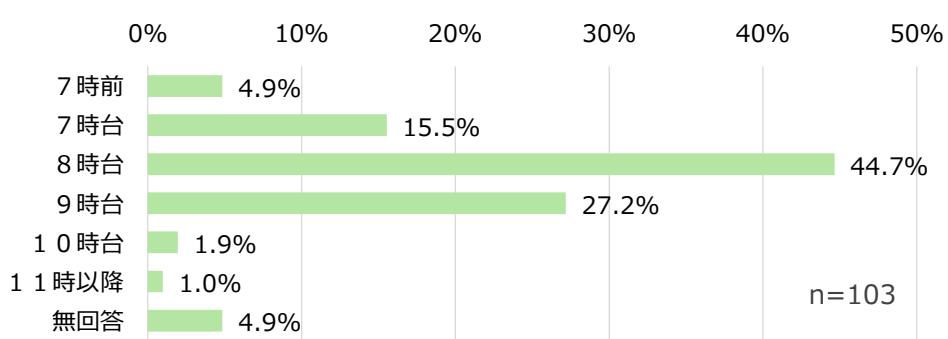
【母親の家を出る時刻（未就学児）】

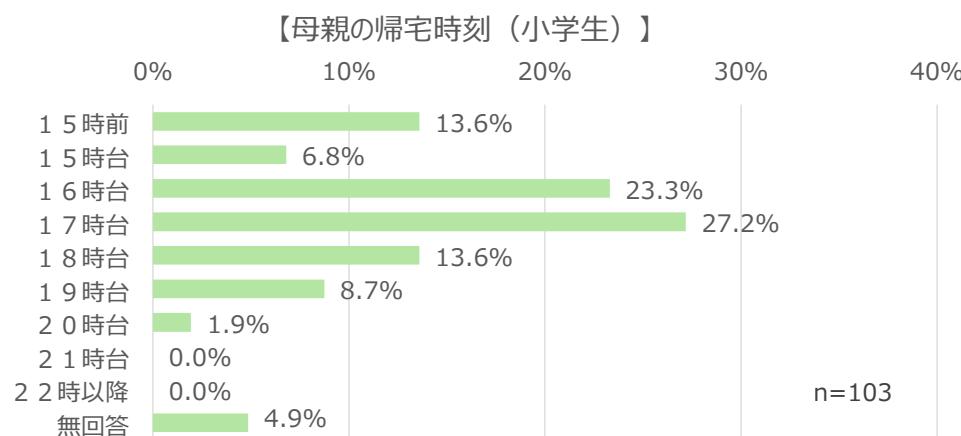


【母親の帰宅時刻（未就学児）】



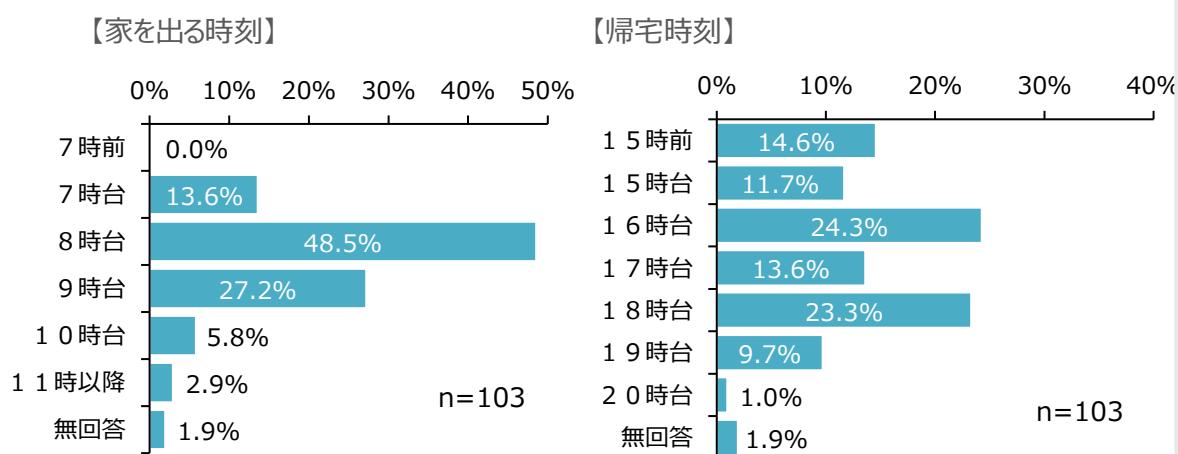
【母親の家を出る時刻（小学生）】



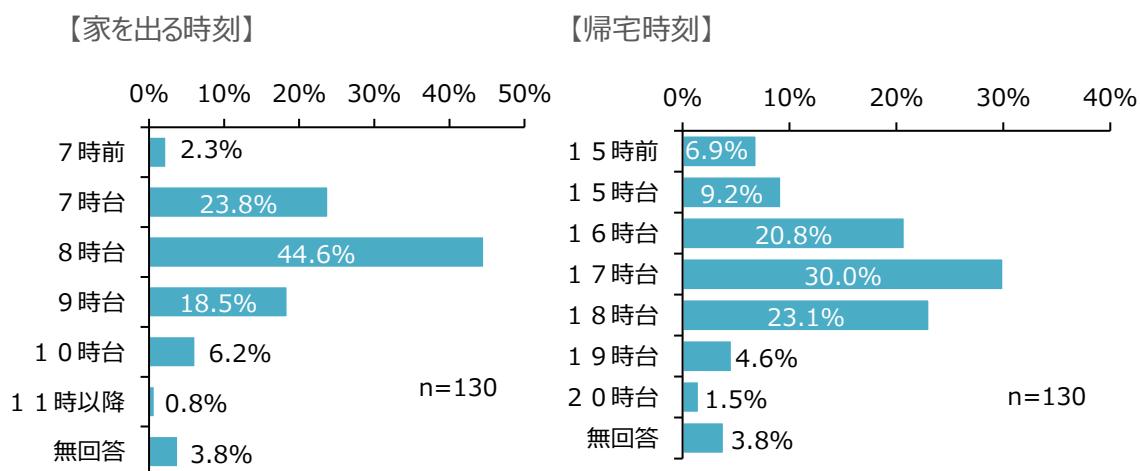


H30 前回結果

未就学児



小学生

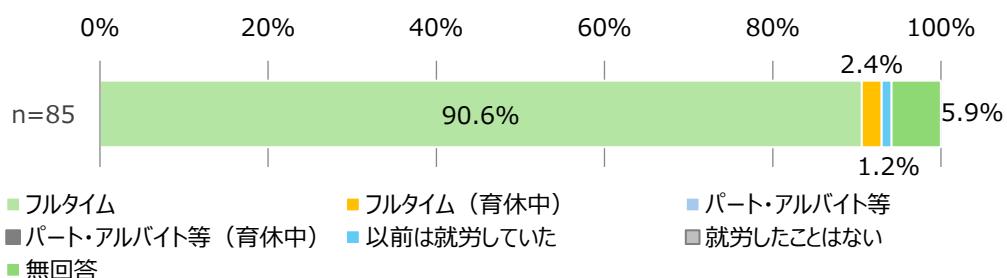


■ 父親の現在の就労状況（S A）

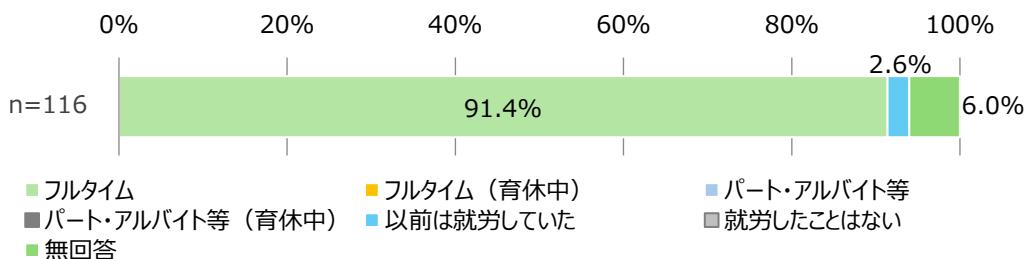
未就学児、小学生の父親ともに「フルタイム」と回答した割合が、それぞれ 90.6%、91.4%と最も高くなっています。

前回（平成 30 年）調査では、未就学児、小学生ともに「フルタイム（育休中）」がいなかったのに対し、今回は未就学児が 2.4 ポイント増加しています。

【父親の就労状況（未就学児）】

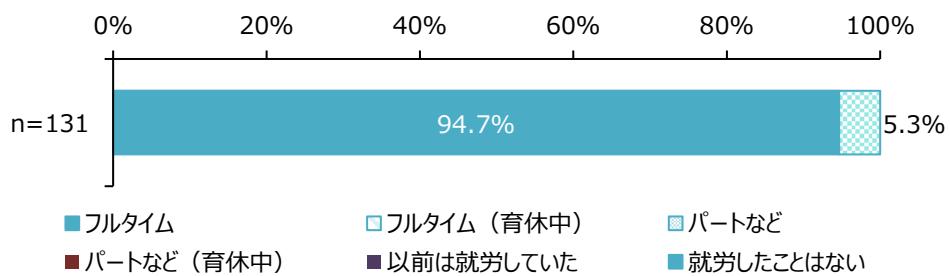


【父親の就労状況（小学生）】

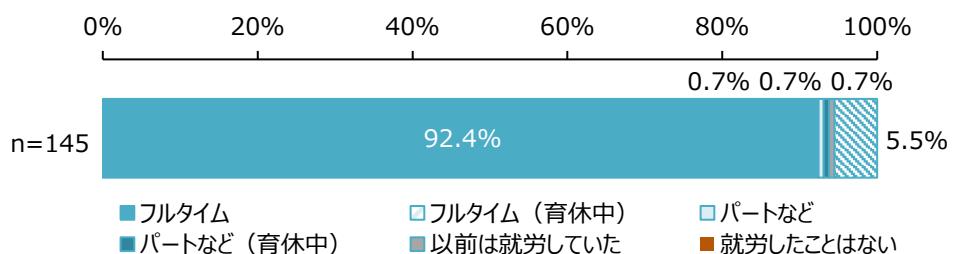


H30 前回結果

【未就学児 父親の就労状況】



【小学校 父親の就労状況】



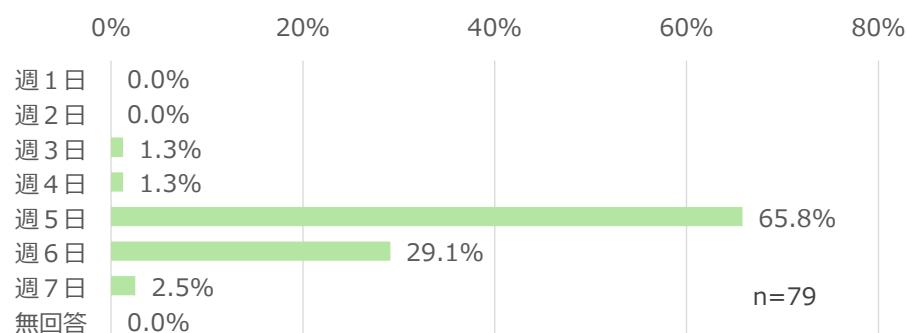
【未就学児・小学生】で「フルタイム」「フルタイム（育休中）」「パート・アルバイト等」「パート・アルバイト等（育休中）」に○をつけた方のみ

■ 父親の1週当たりの就労日数・1日当たりの就労時間（NA）

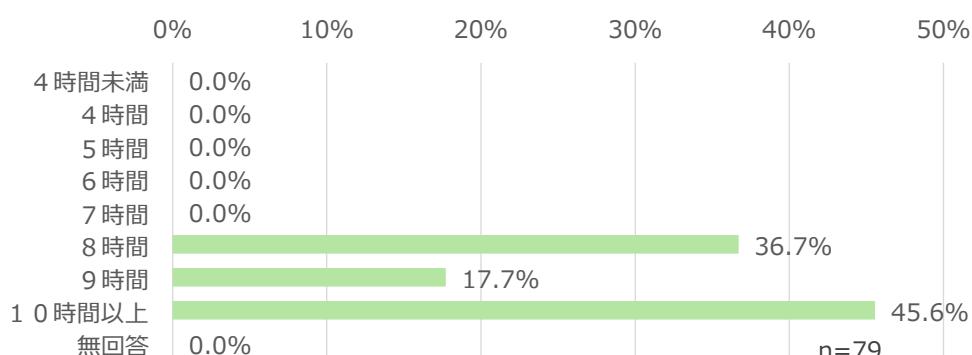
父親の1週当たりの就労日数は「週5日」と回答した割合が未就学児は65.8%、小学生は66.0%とそれぞれ最も高くなっています。

また、1日当たりの就労時間については、「10時間以上」と回答した割合が、未就学児は45.6%、小学生は46.2%とそれぞれ最も高くなっています。

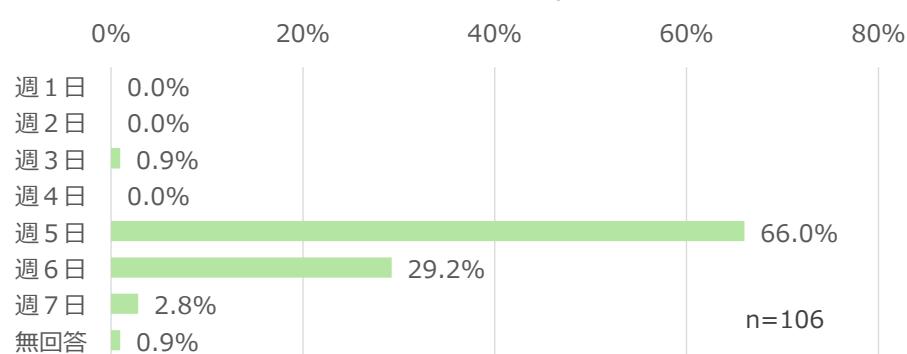
【父親の就労日数（未就学児）】

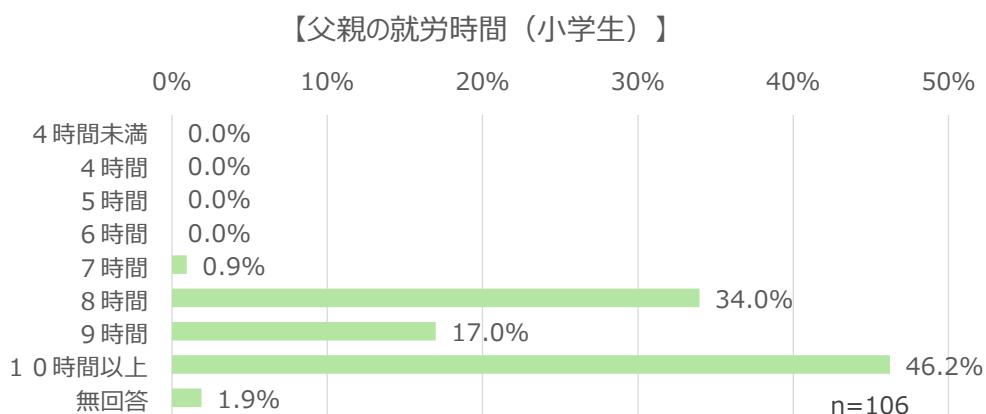


【父親の就労時間（未就学児）】



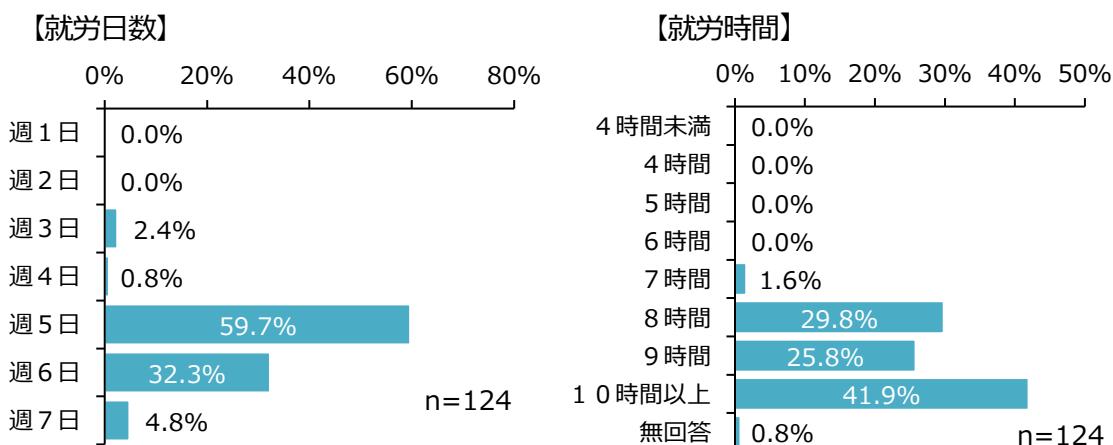
【父親の就労日数（小学生）】



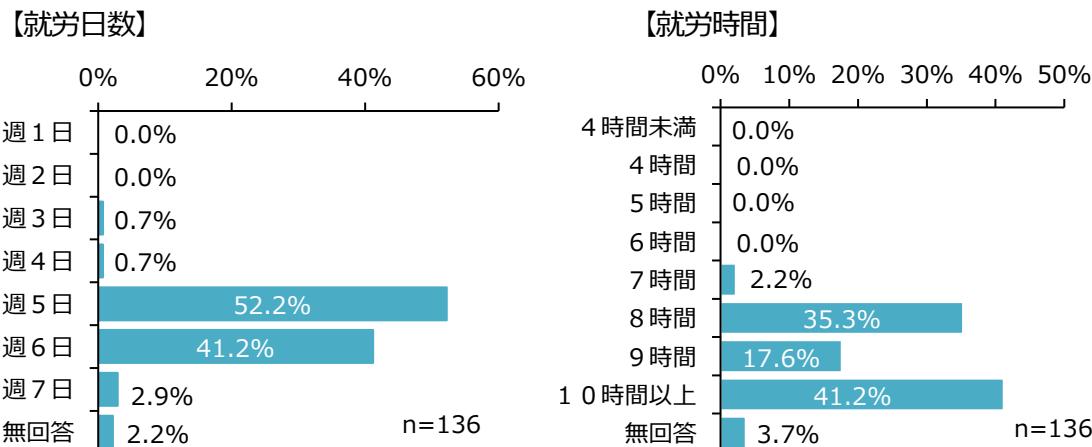


H30 前回結果

未就学児



小学生



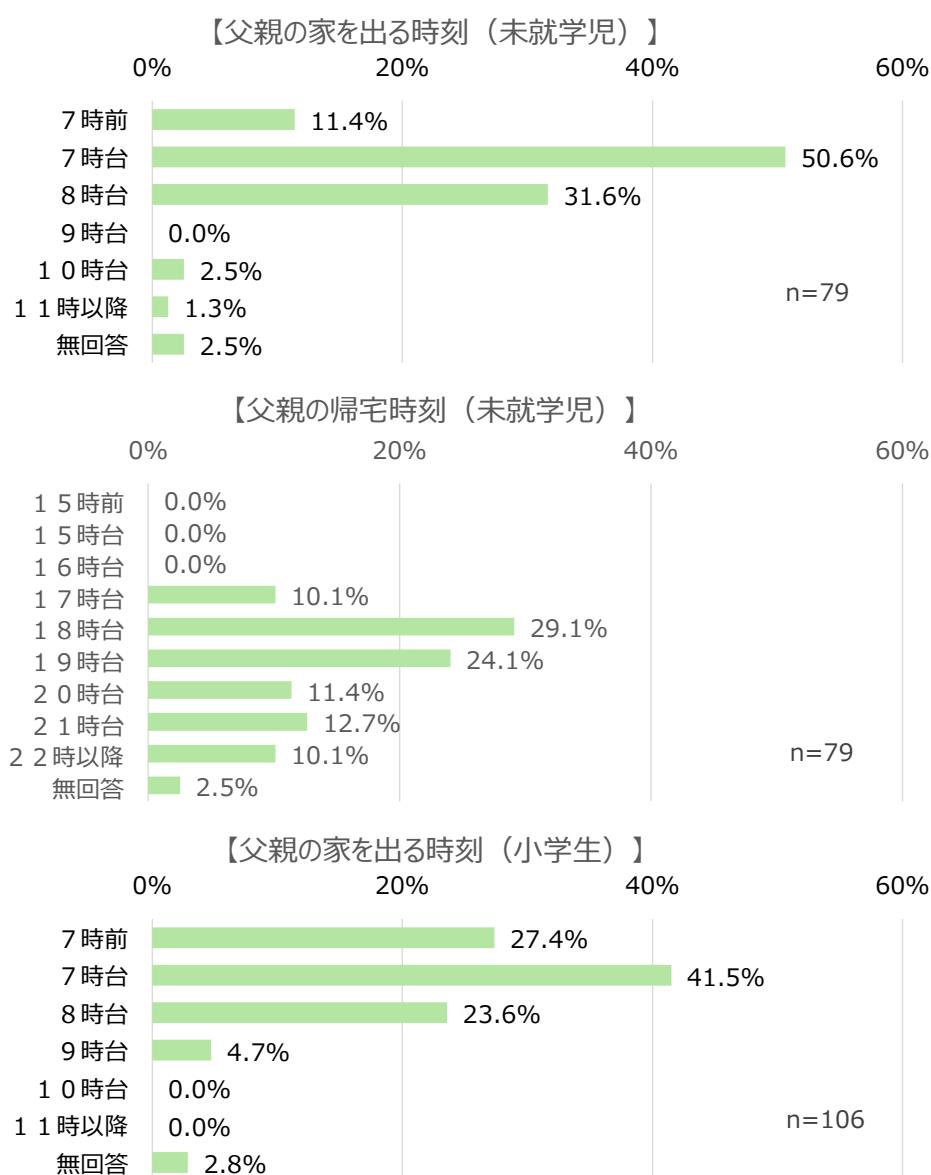
【未就学児・小学校】で「フルタイム」「フルタイム（育休中）」「パート・アルバイト等」「パート・アルバイト等（育休中）」に○をつけた方のみ

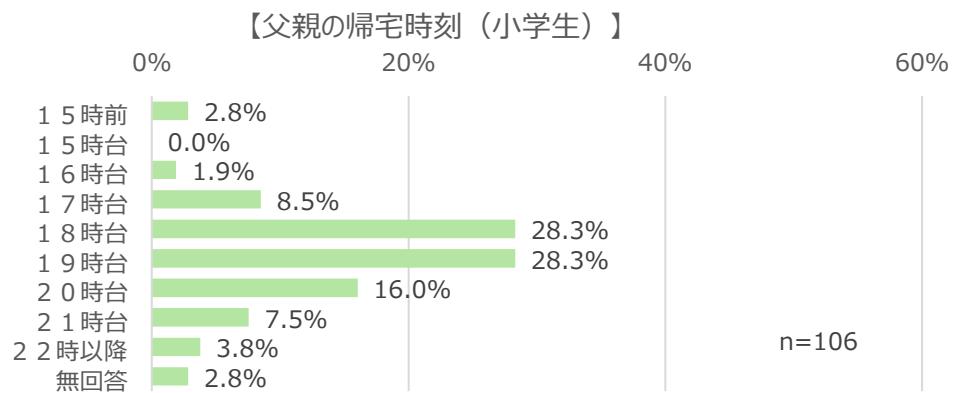
■ 父親の家を出る時刻・帰宅時刻（NA）

父親の家を出る時刻について、「7時台」が、未就学児は 50.6%、小学生は 41.5%とそれぞれ最も高くなっています。

また、帰宅時刻について、未就学児は「18時台」が 29.1%、小学生は「18時台」「19時台」が 28.3%とそれぞれ最も高くなっています。

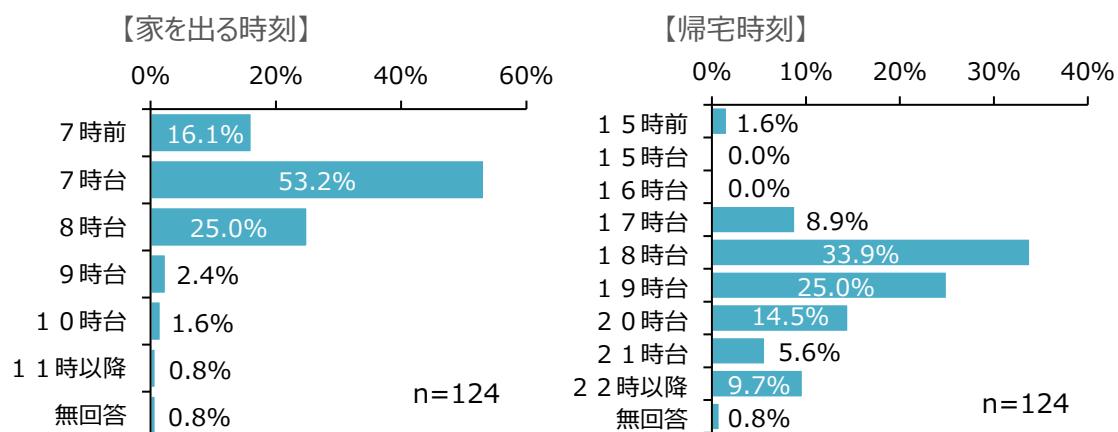
この結果は、前回（平成 30 年）調査と比較すると、未就学児、小学生ともに父親の帰宅時刻が全体的に遅くなっている傾向にあります。



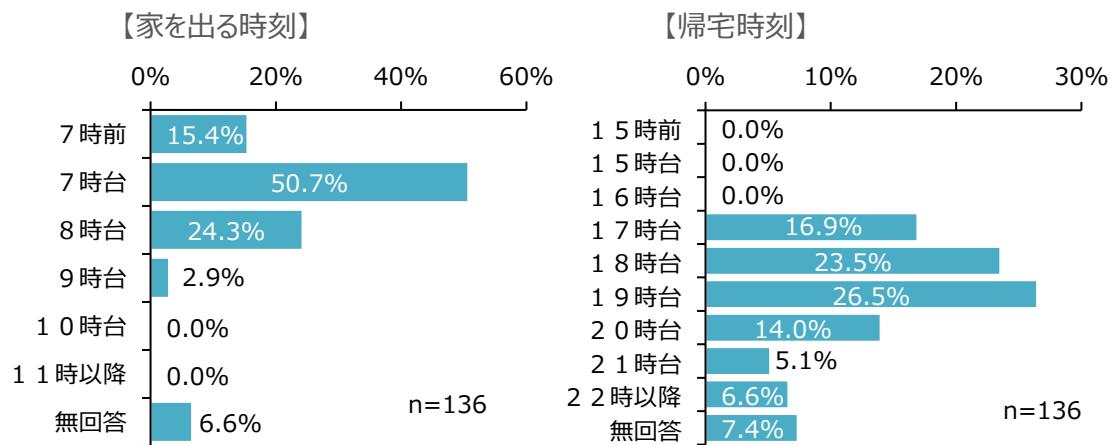


H30 前回結果

未就学児



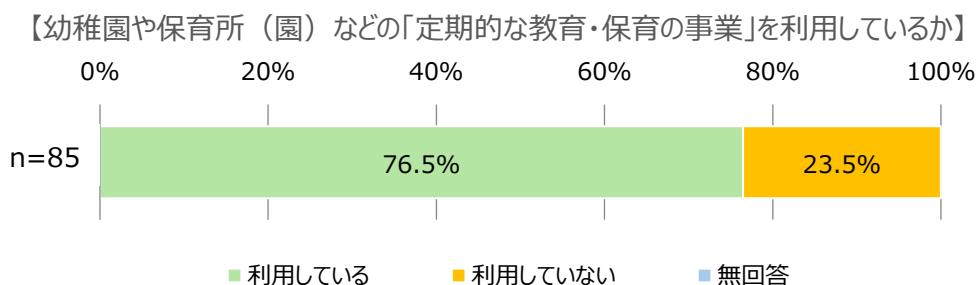
小学生



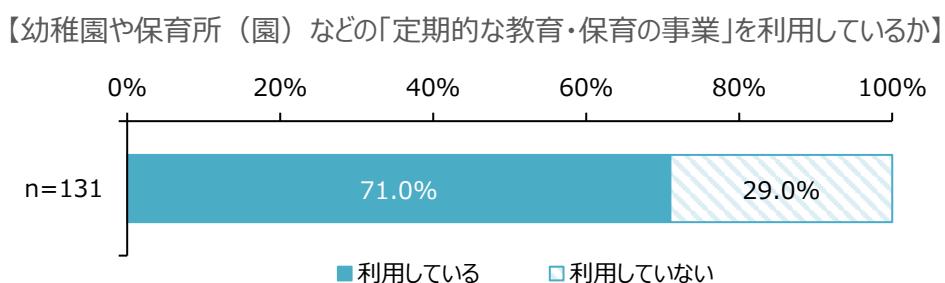
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

- 【未就学児のみ】：幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか（S A）

定期的な教育・保育の事業を「利用している」と回答した割合が76.5%と最も高くなっています。この結果は、前回（平成30年）調査と比較すると、「利用している」が増加しています。



H30 前回結果



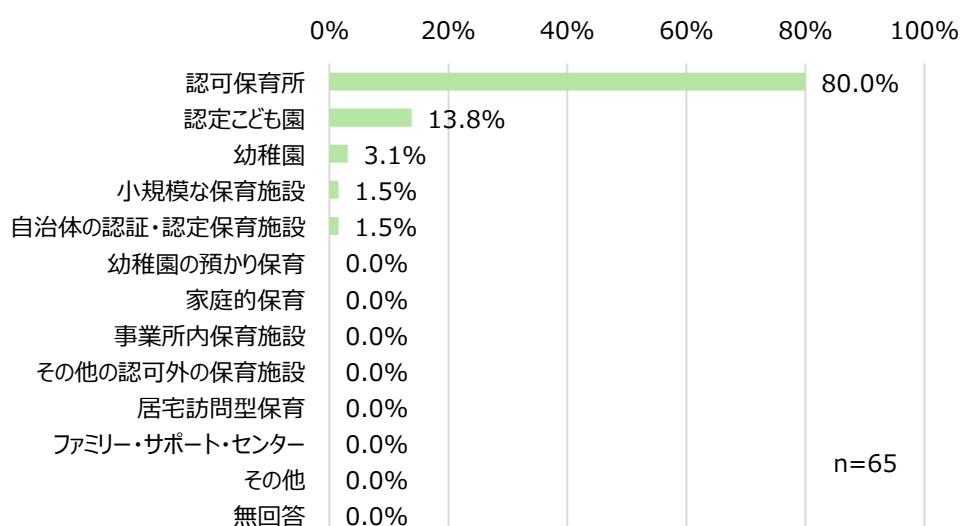
【未就学児】で「利用している」に○をつけた方のみ

■ 【未就学児のみ】：平日の教育・保育の事業として、定期的に利用している事業（M A）

定期的に利用している事業について、「認可保育所」と回答した割合が 80.0%と最も高く、次いで「認定こども園」が 13.8%となっています。

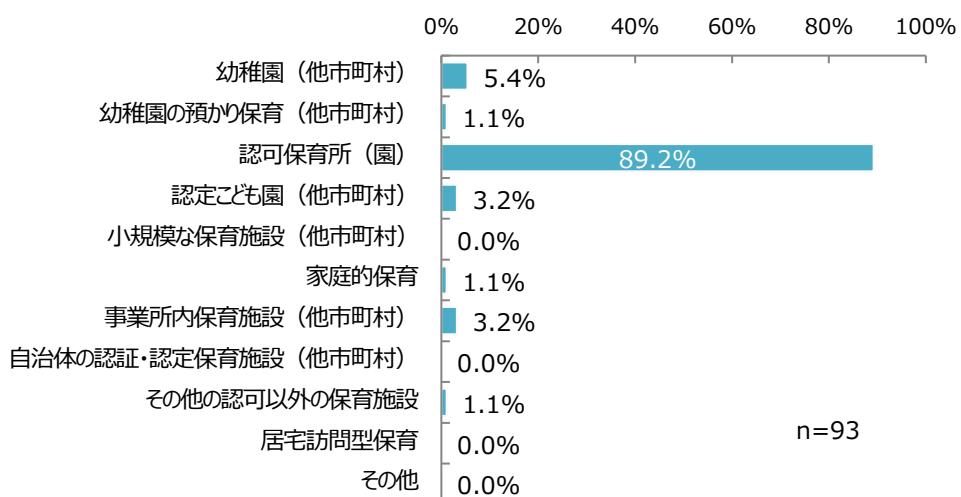
この結果は、前回（平成 30 年）調査と比較すると、「認可保育所」が 9.2 ポイント減少し、「認定こども園」が 10.6 ポイント増加しており、統計的な有意差が見られます。

【平日どのような教育・保育の事業を利用しているか／現在】



H30 前回結果

【平日どのような教育・保育の事業を利用しているか/現在】



(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

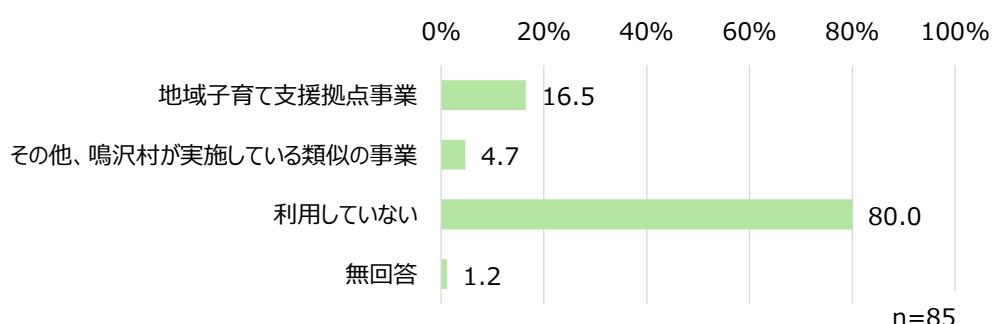
- 【未就学児のみ】：地域子育て支援拠点事業の利用状況、1ヶ月当たりの利用回数（MA、NA）

地域子育て支援拠点事業の利用状況について、「利用していない」と回答した割合が80.0%を占める中で、利用している割合は類似の事業と合わせて2割程度となっています。

また、「地域子育て支援拠点事業」と回答した方のうち、1ヶ月当たりの利用回数について、「月1回～2回」と回答した割合が100%となっています。

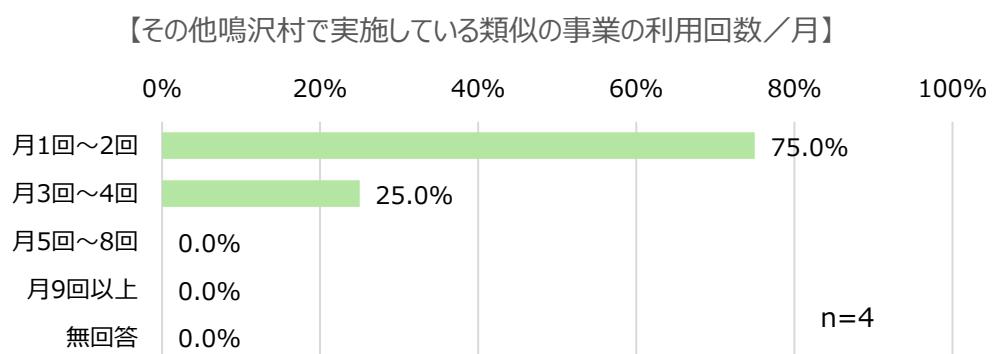
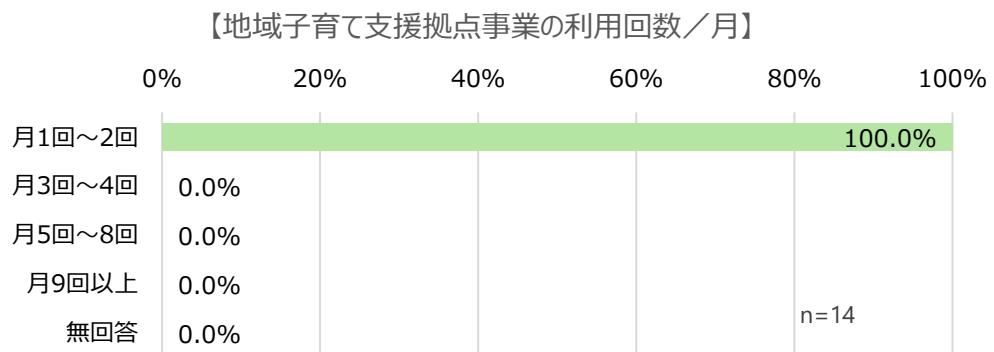
この結果は、前回（平成30年）調査と比較すると、利用している地域子育て支援拠点事業については同様の傾向になっています。

【利用している地域子育て支援拠点事業】



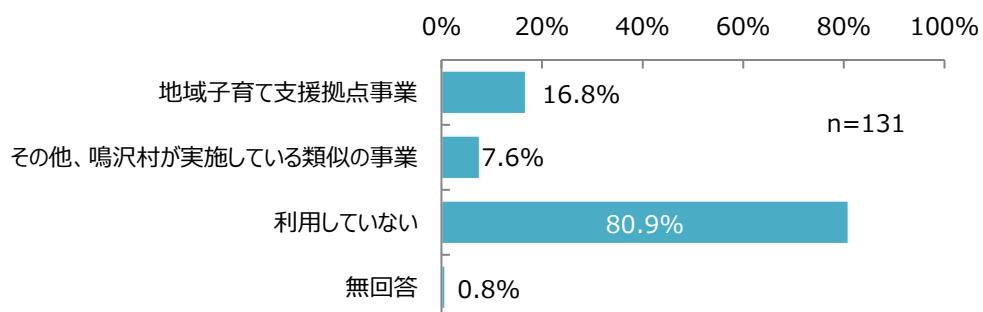
【その他、鳴沢村が実施している類似の事業の具体名】

その他	n
ぱくぱく教室	1
幼児訪問	1
ママサークル	1
無回答	1
合計	4

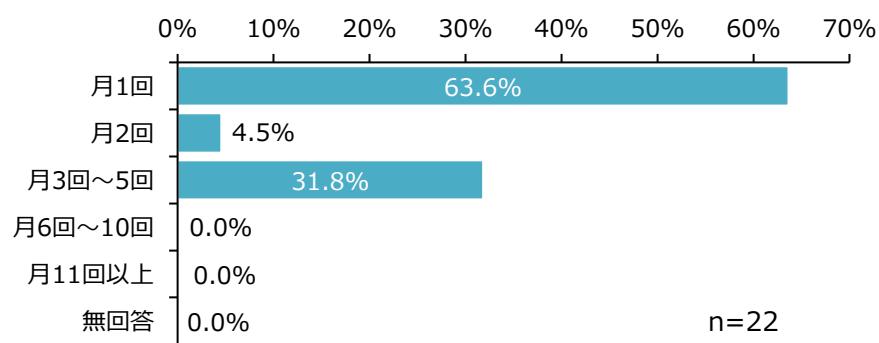


H30 前回結果

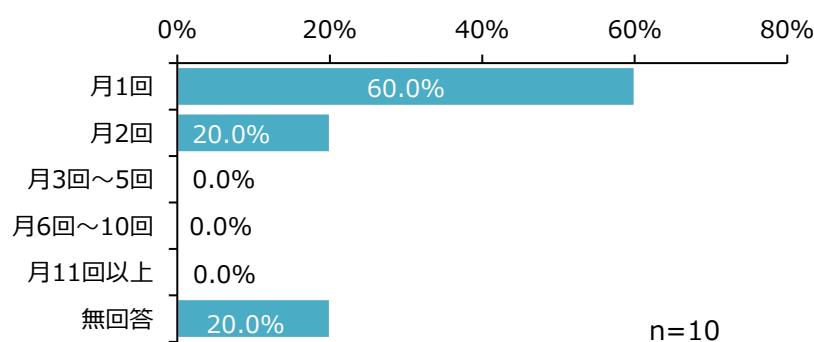
【利用している地域子育て支援拠点事業】



【地域子育て支援拠点事業の利用回数/月】



【その他鳴沢村で実施している類似の事業の利用回数/月】

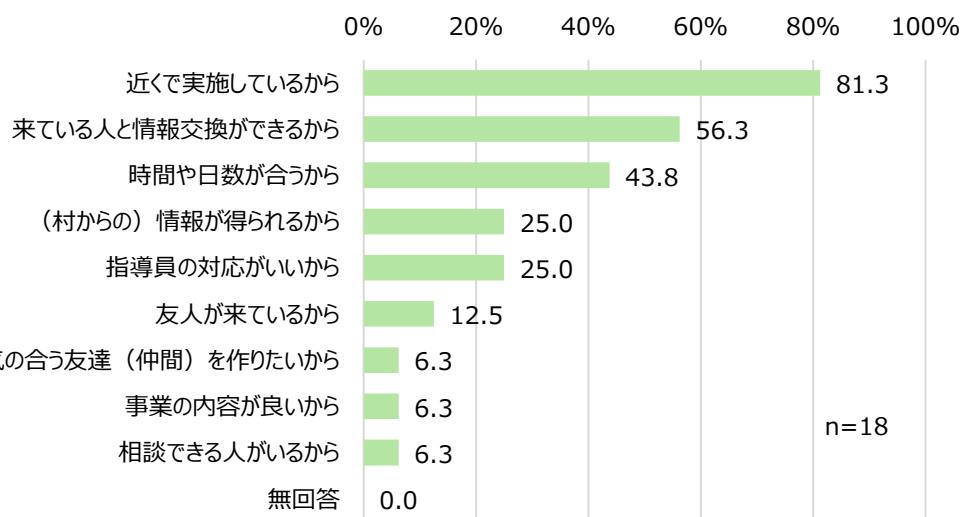


■ 【未就学児のみ】：地域子育て支援拠点事業の利用理由、利用しない理由（MA）

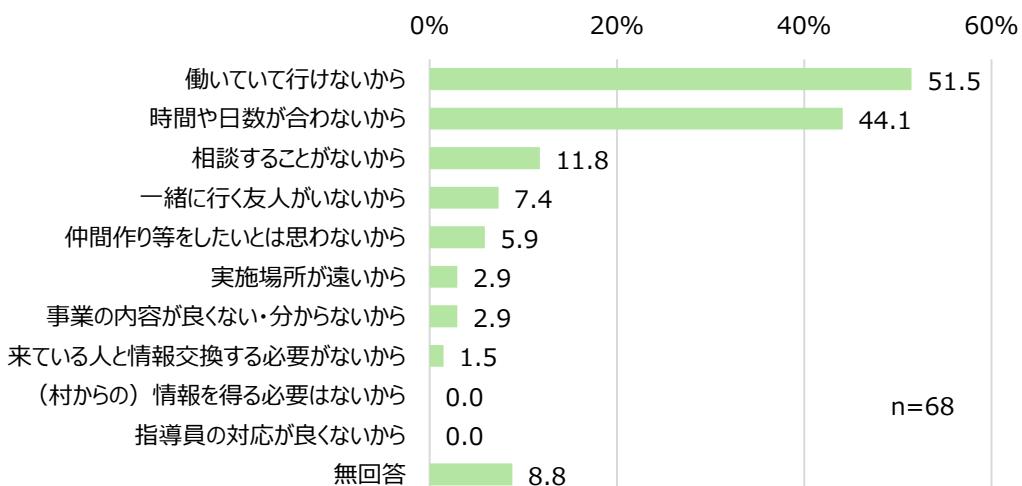
地域子育て支援拠点事業の利用理由について「近くで実施しているから」と回答した割合が81.3%と最も高く、次いで「来ている人と情報交換ができるから」が56.3%となっています。

また、利用しない理由としては、「働いていて行けないから」と回答した割合が51.5%と最も高く、次いで「時間や日数が合わないから」が44.1%となっています。

【地域子育て支援拠点事業を利用している理由】



【地域子育て支援拠点事業を利用していない理由】

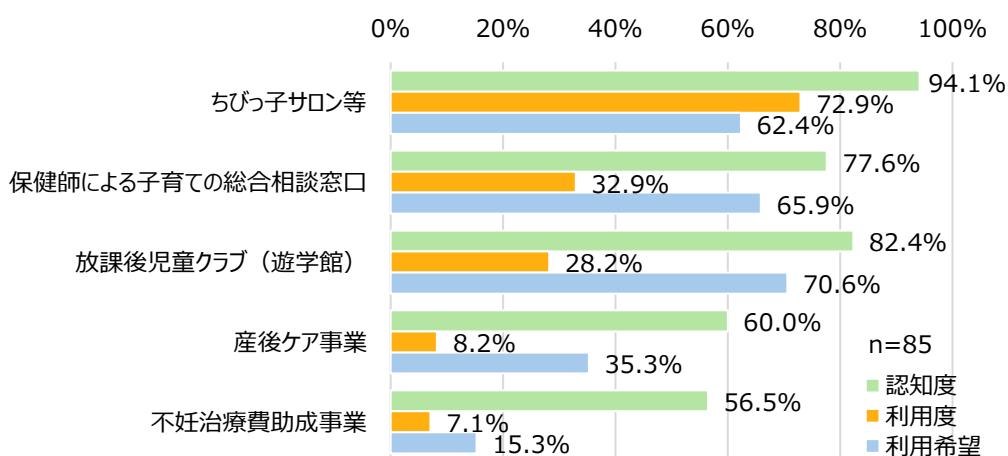


■ 個別事業の認知度、利用度、利用希望（M A）

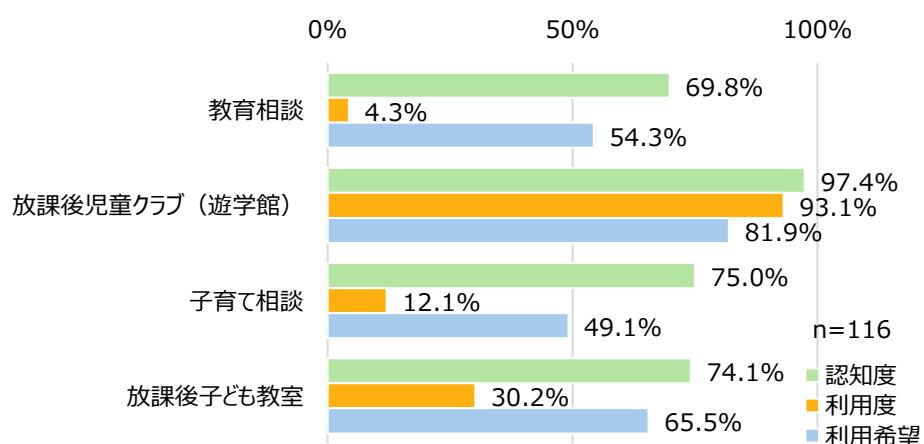
未就学児は、対象としたすべての事業の認知度が5割以上であり、特に「ちびっ子サロン等」、「保健師による子育ての総合相談窓口」、「放課後児童クラブ（遊学館）」が7割以上となっています。また、「ちびっ子サロン等」以外については利用度よりも利用希望の方が上回っています。

小学生も、対象としたすべての事業の認知度が6割以上と高く、特に「放課後児童クラブ（遊学館）」が9割以上となっています。また、「放課後児童クラブ（遊学館）」以外については、利用度よりも利用希望の方が上回っています。

【個別事業の認知度、利用度、利用希望（未就学児）】



【個別事業の認知度、利用度、利用希望（小学生）】



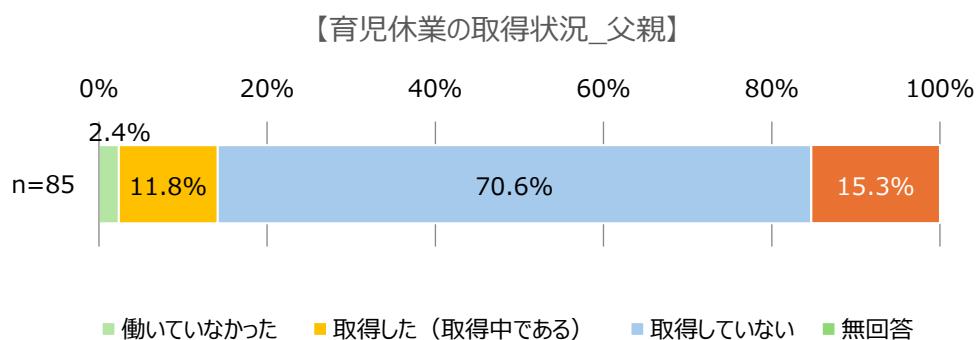
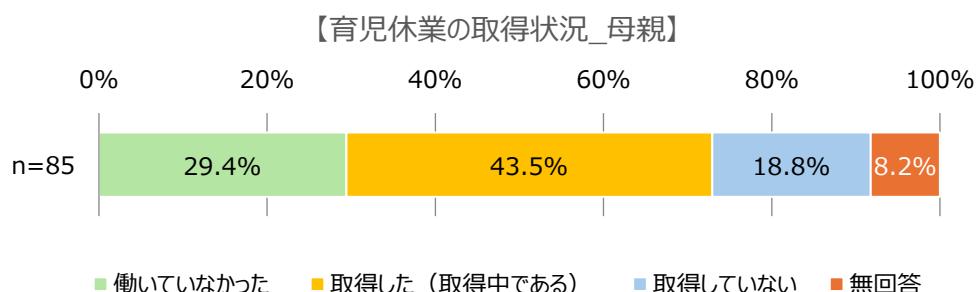
(5) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

■ 【未就学児のみ】：育児休業の取得状況（母親・父親）（SA・MA）

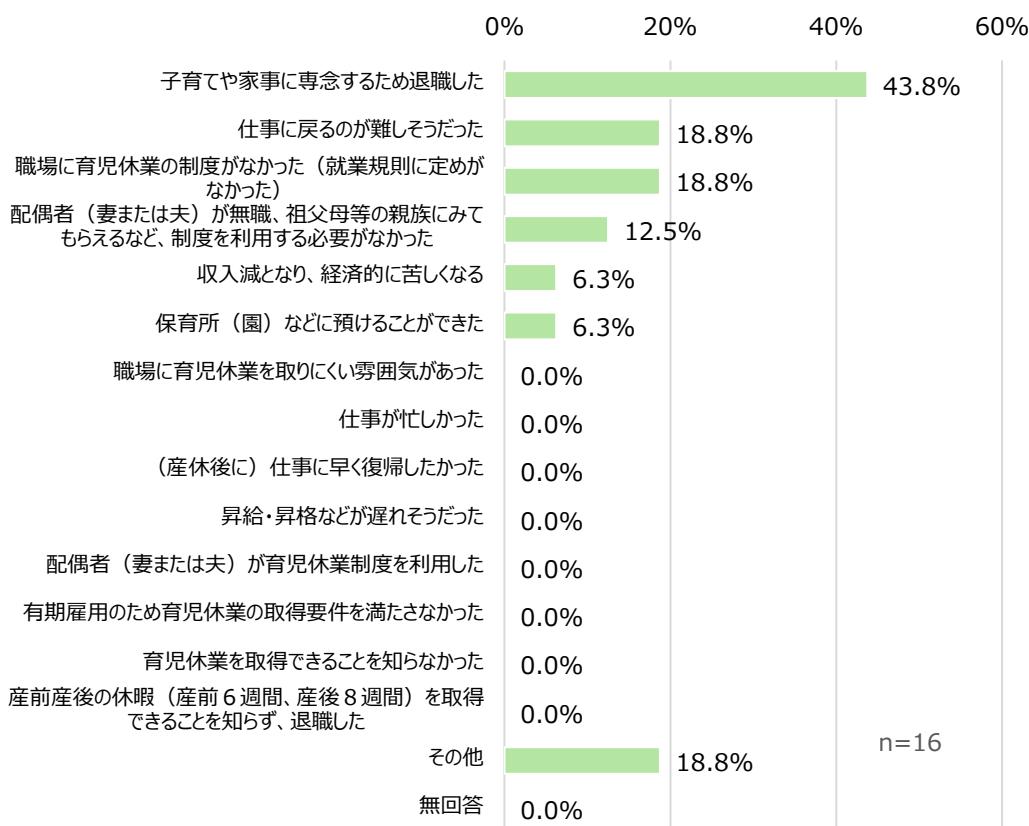
母親は、育児休業を「取得した（取得中である）」と回答した割合が 43.5%と最も高くなっています。また、「取得していない」理由としては、「子育てや家事に専念するため退職した」が 43.8%と最も高くなっています。

また、父親は、育児休業を「取得していない」と回答した割合が 70.6%と最も高くなっています。その理由としては、「仕事が忙しかった」が 48.3%と最も高くなっています。

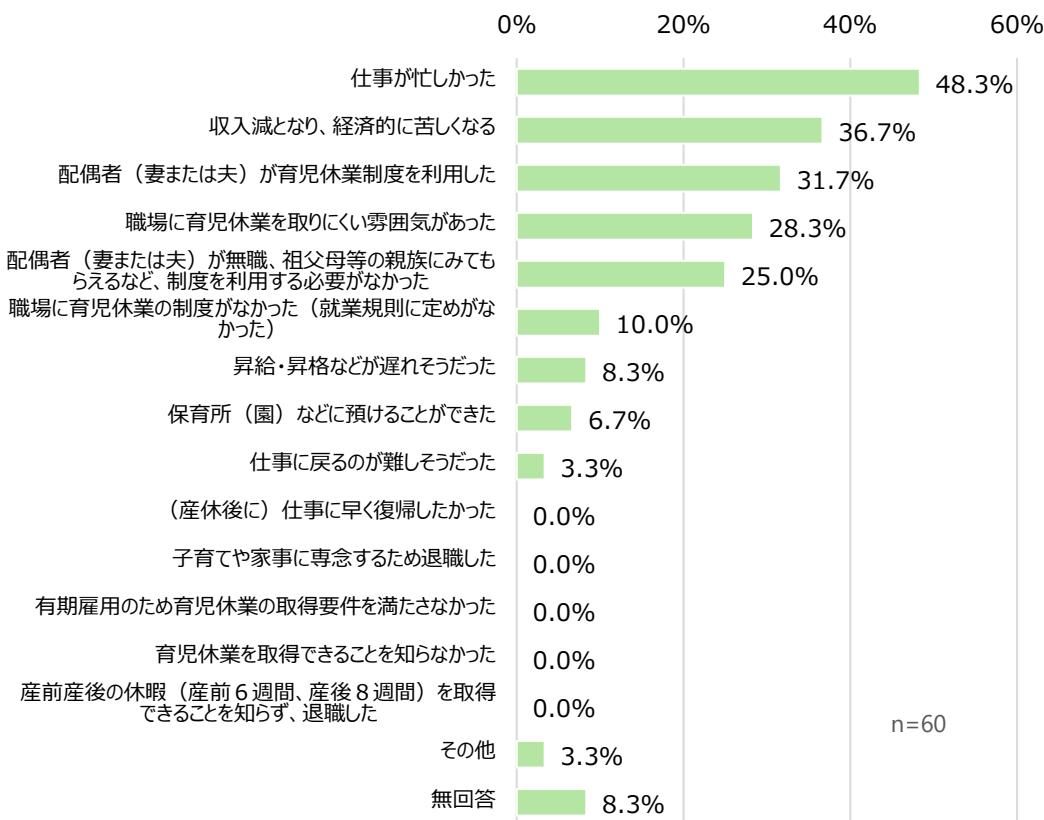
この結果は、前回（平成 30 年）調査と比較すると、母親の育児休業の取得状況は「働いていなかった」が 11.1 ポイント減少し、「取得した」が 9.9 ポイント増加しており、また、父親取得状況についても今回のアンケートでは、前回に比べて「取得していない」が 17.9 ポイント減少しており、統計的に有意差が見られます。



【取得していない理由_母親】

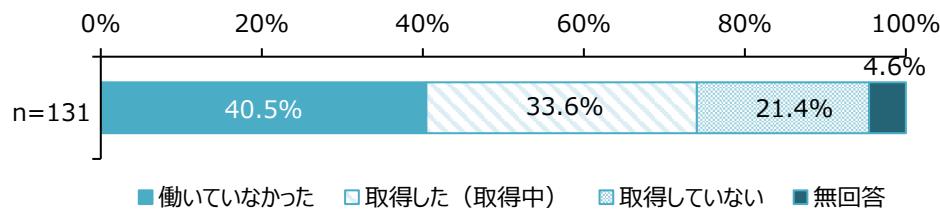


【取得していない理由_父親】

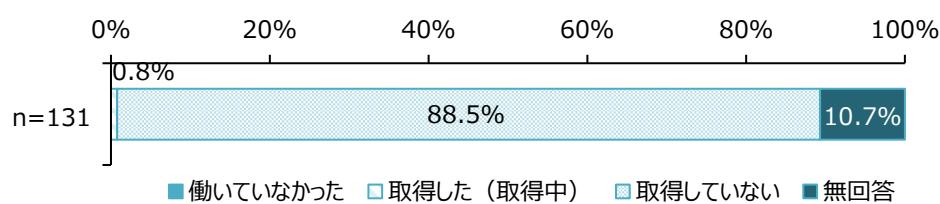


H30 前回結果

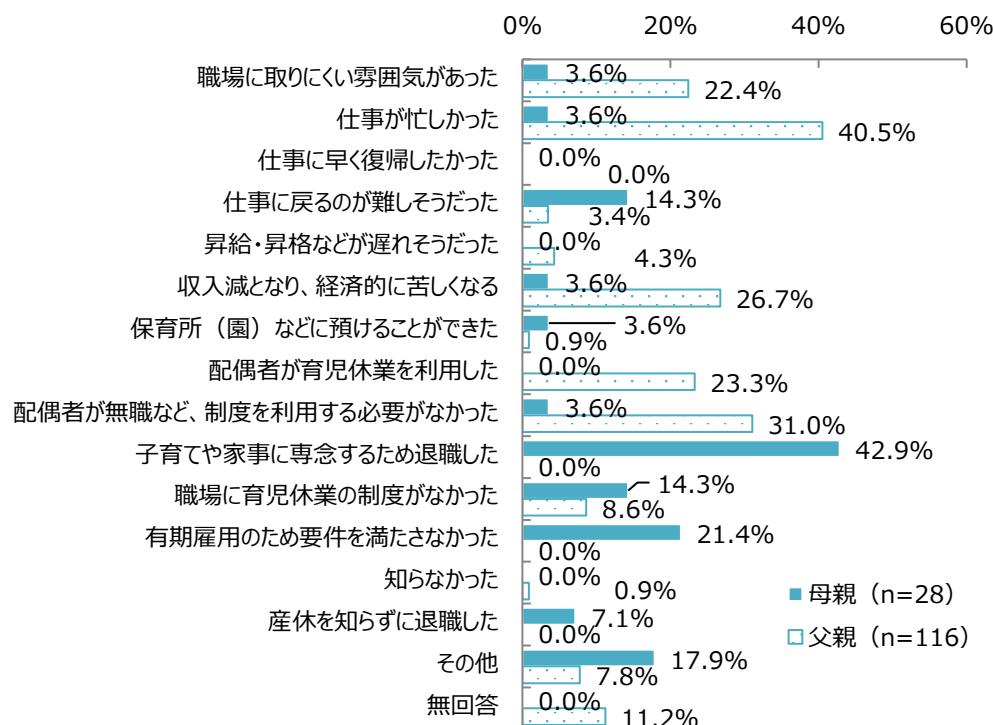
【育児休業の取得状況_母親】



【育児休業の取得状況_父親】



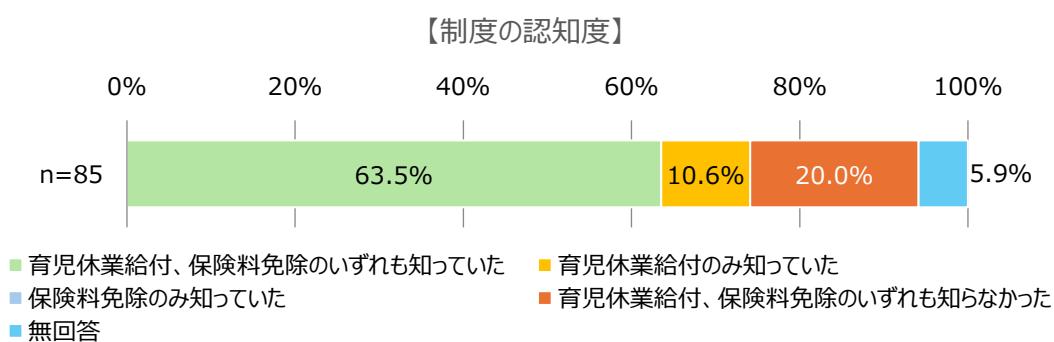
【取得していない理由】



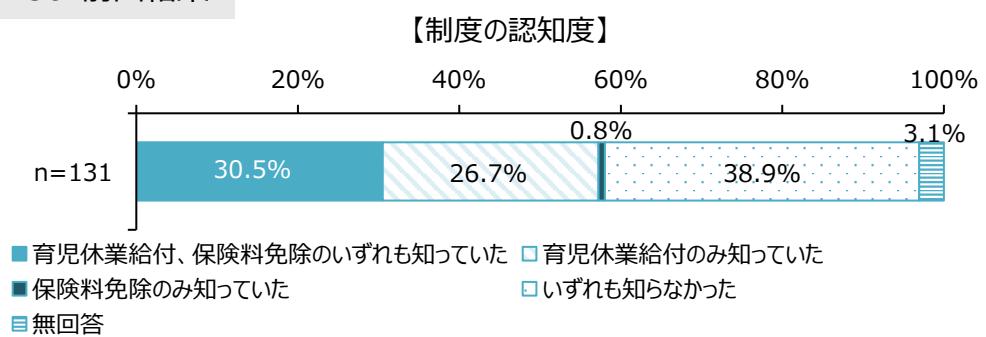
- 【未就学児のみ】：子が原則 1 歳になるまで育児休業給付が支給される仕組みや、子が満 3 歳になるまでの育児休業等期間について、健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みを知っていたか（S A）

「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」と回答した割合が最も高く、63.5%となっています。

この結果は、前回（平成 30 年）調査と比較すると、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が 33.0 ポイントと大幅に増加し、統計的な有意差が見られます。



H30 前回結果

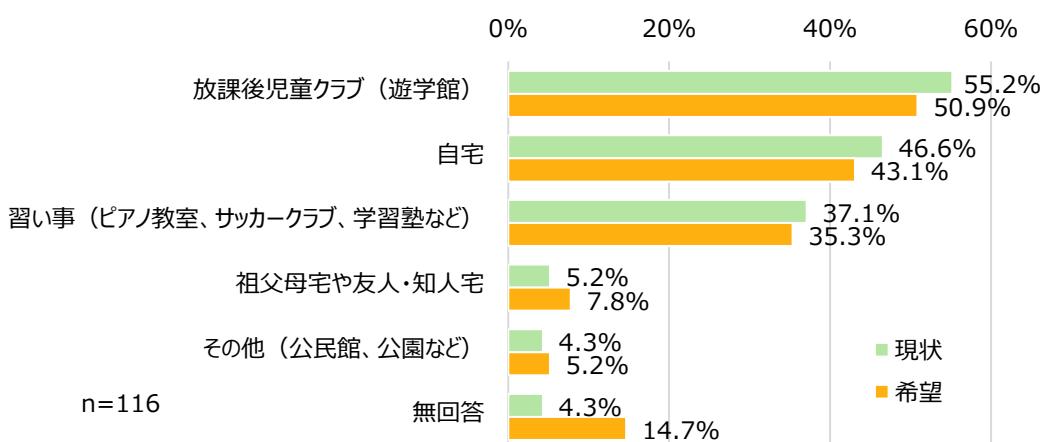


(6) 小学校の就学後の放課後の過ごし方について

- 【小学生のみ】：放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいか（M A）

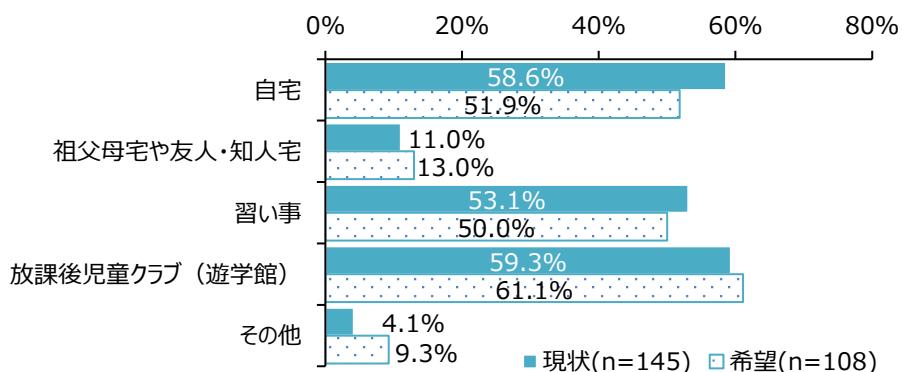
「放課後児童クラブ（遊学館）」と回答した割合が現状は 55.2%、希望は 50.9%とそれぞれ最も高くなっています。

【放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごす場所（現状・希望）】



H30 前回結果

【放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごす場所（現状・希望）】



※無回答を除いた割合

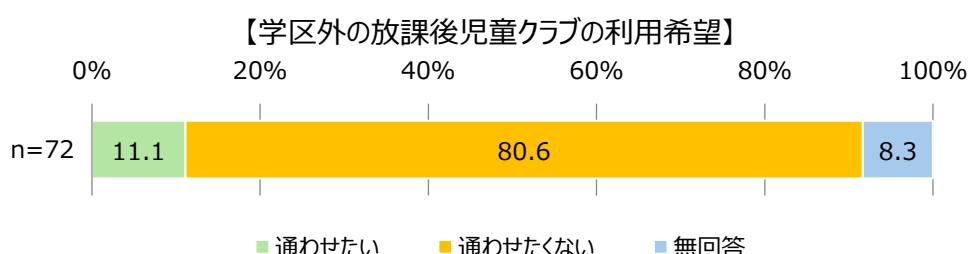
【小学生】で「放課後児童クラブ」（現状・希望）に○をつけた方のみ

■ 【小学生のみ】：学区外の放課後児童クラブの利用希望、その理由（SA・MA・FA）

学区外の放課後児童クラブに「通わせたくない」と回答した割合が80.6%と最も高くなっています。「通わせたい」は一割程度にとどまっています。また通わせたい市町村として「富士河口湖町」との回答が最も多くなっています。

また、学区外の放課後児童クラブに通わせたい理由として、「母親・父親の勤務先に近いから」、「現在通っているクラブに不満があるから」がそれぞれ37.5%と最も高くなっています。

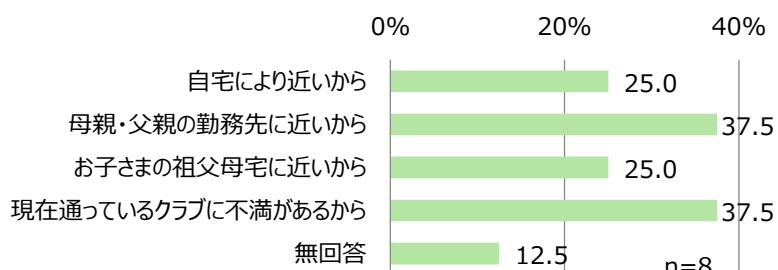
この結果は、前回（平成30年）調査と比較すると、学区外の放課後児童クラブに通わせたい理由として「現在通っているクラブに不満があるから」が37.5ポイント増加しています。



【通わせたい市町村】

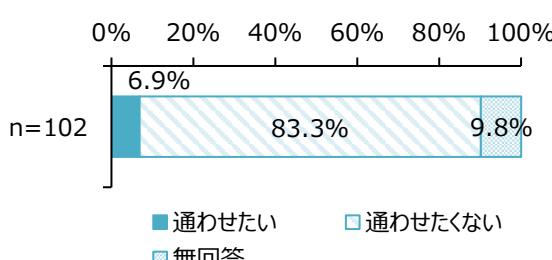
自治体	回答数
富士河口湖町	5
どこでも	1
無回答	2
計	8

【学区外の放課後児童クラブに通わせたい理由】

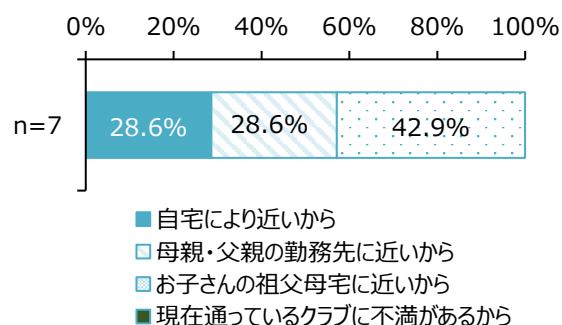


H30 前回結果

【学区外の放課後児童クラブの利用希望】



【学区外の放課後児童クラブに通わせたい理由】



(7) 鳴沢村の子育て全般について

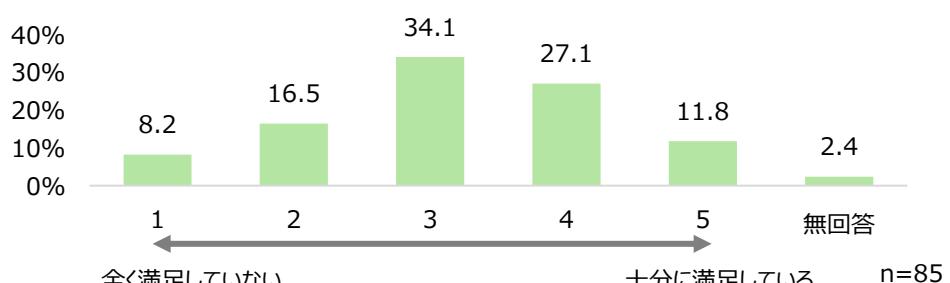
■ 鳴沢村の子育て環境や支援の満足度について（S A）

未就学児、小学生ともに「3」と回答した割合が未就学児は 34.1%、小学生は 39.7%とそれ最も高くなっています。

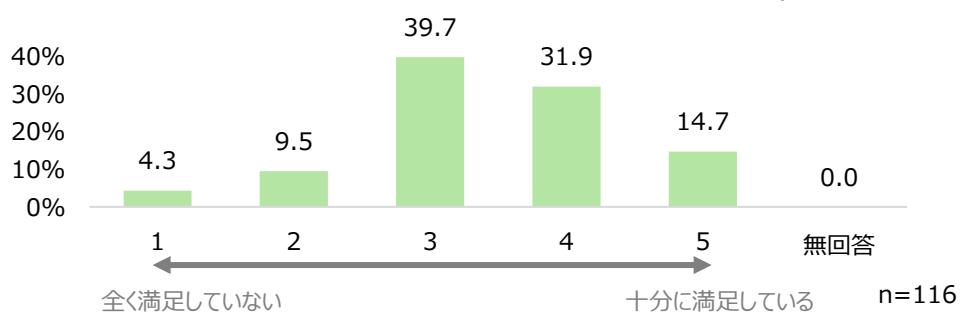
この結果は、前回（平成 30 年）調査と比較すると、未就学児の保護者については、「1. 不満」と「2. やや不満」の割合が増加しているのに対し、「5. 満足」や「4. やや満足」と回答した割合が減少していますが、統計的な有意差は見られませんでした。

小学生については、前回より「3. 普通」と回答した割合が増加し、「5. 満足」や「4. やや満足」と回答した割合が減少しており、統計的な有意差が見られます。

【鳴沢村の子育て環境や支援に対する満足度（未就学児）】



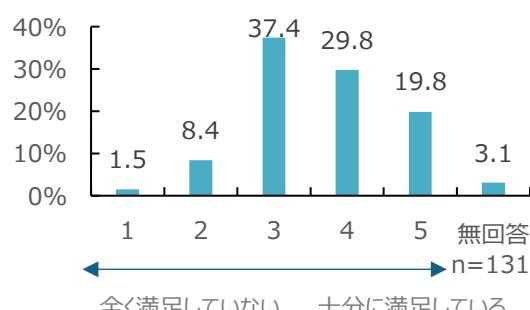
【鳴沢村の子育て環境や支援に対する満足度（小学生）】



H30 前回結果

未就学児

【鳴沢村の子育て環境や支援に対する満足度】



小学生

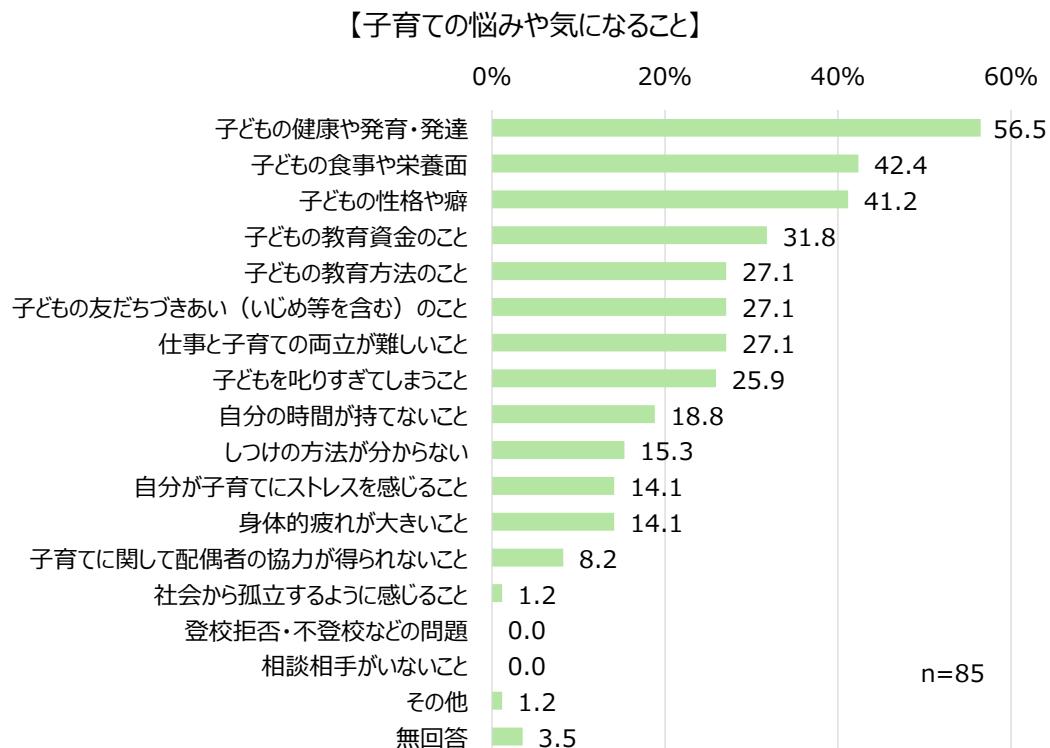
【鳴沢村の子育て環境や支援に対する満足度】



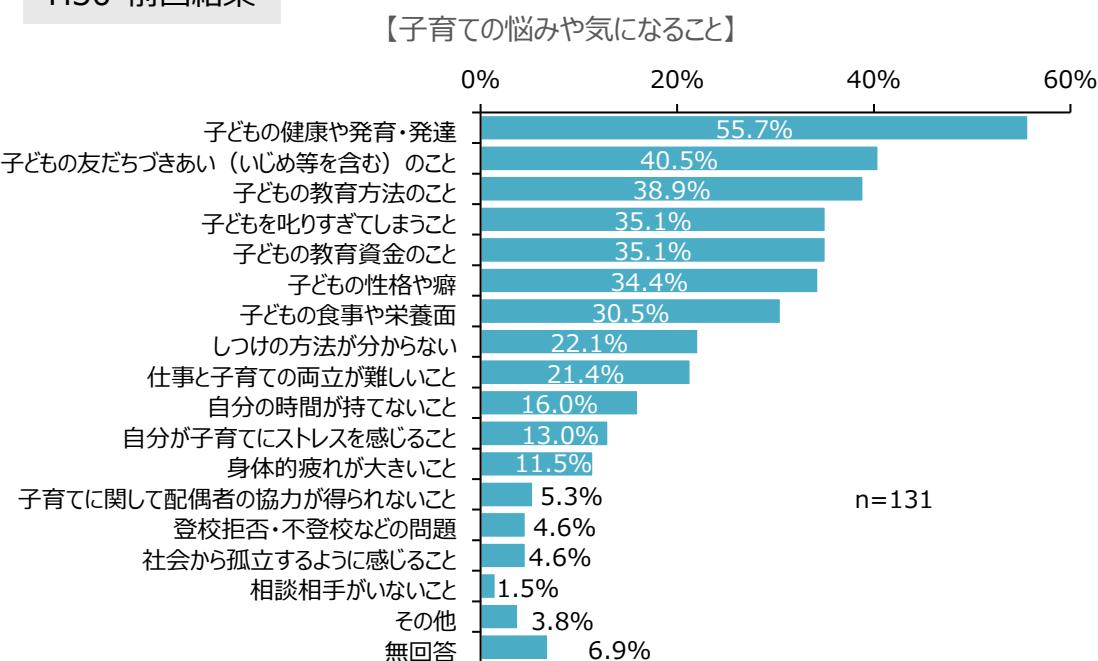
■ 【未就学児のみ】：子育ての悩みや気になること（M A）

「子どもの健康や発育・発達」と回答した割合が 56.5%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養面」が 42.4%となっています。

前回（平成 30 年）調査と同様に、「子どもの健康や発育・発達」が最も多くなっています。



H30 前回結果



■ 自由意見（未就学児）（FA）

（子育て従事者：父母ともに）

【意見・感想】

- 未満児の保育料が無料になり、家計の負担が軽くなった。
- 「第三期子ども子育て支援事業計画」の策定に感謝。保育園卒園から小学校入学までの家庭保育の期間が長くなっている。
- 就学にあたり、遊学館の利用時間が短いことが心配。特に長期休暇時に遊学館の利用時間が心配で、就労時間の関係から利用が難しい。
- 保育無償化は非常にありがたい。子どもを育てる上で、さらなる支援を求める声がある。
- 保育料や教材費の村負担が非常にありがたい。
- 家庭保育への応援金の制度に感謝。
- 大型遊具の設置など、遊べる環境が整っており、子育てがしやすい環境だと感じている。
- 村出身のお母さんが多く、村外からくると馴染みにくい。
- 三世代同居の補助金やチャイルドシートの補助金に感謝。

【要望】

- 富士河口湖町のように、親と子が遊べる施設があると良い。
- ちびっこサロンは楽しかったが、体調不良時には参加できず、次回まで何もないため、いつでも行ける場所が欲しい。
- 乳幼児健診は小児科の先生に担当してほしい（以前住んでいた地域では小児科の先生が性器なども詳しく診てくれていた）。
- おむつの助成があるとありがたい。
- 鳴沢村に子育て支援センターがあると良い。1歳までの子どもが遊べる場所が限られているため、子育て支援センターの設置を希望。
- 入学前から遊学館の利用を希望。遊学館利用時間を18時までに延ばしてほしい。
- 村民も「こども未来館」のような施設を利用できるようになれば嬉しい。
- 親の負担が多すぎる施設ではなく、支援センターのような施設や制度が欲しい。もっと親が利用しやすい施設や制度を希望。
- 同年代の子どもを遊ばせる施設が欲しい。公園はあるが、土日や雨の日に室内で遊べる場所が少ない。
- ちびっこサロンが満3歳児までしか利用できないため、3歳以上でも集まれる場所が必要。
- 地域子育て支援事業の利用が難しい。月1回や週1回など決まったタイミングでしか利用できず、体調不良や機嫌が悪い時には参加できないため、利用しにくい。
- 未就園児向けのいつでも相談できる場所が欲しい。孤独を感じることが多く、子育てが辛く感じることがある。
- 雨の日や冬の寒い日に遊べる場所がない。富士河口湖町の「こどみら」に入れず、富士吉田市の「ハーモニー」や「キポキポ」など、車で20～30分かかり、都留市まで行くこともある。
- 鳴沢保育所に満足しているが、保育士の待遇改善を望む。
- 富士吉田市の「キポキポ」を無料で利用できるようにしてほしい。

(子育て従事者：主にお母さん)

【意見・感想】

- 保育料が無料になり、非常に助かっている。
- 小学生以上の子どもには学童や無料の教室が充実しているが、未就学児には利用できる施設が少ない。

【要望】

- 託児サロンの頻度を増やしてほしい。
- 鳴沢村は子育てがしにくい村と感じている。活き活き広場を充実させるお金があるのなら、支援センターなど、ママが助かる取組を増やしてほしい。
- 兄弟がいる場合、上の子・下の子を預けられる場所がないことが不便。ちびっこサロンは決まった日にちしか利用できず、毎日利用できる0～3歳向けの室内遊び場が欲しい。
- 前回の保育園の利用申請をしたところ、利用者が多数で強制ではなかったものの、利用の断りを誘導された感じでした。保育士の確保等で仕方ない部分はあると思いましたが、なるべく受け入れられる体制をとってほしかったです。一時的な預かり等ないので、尚更改善すべきだと思います。
- 未就学児の一時預かりがないことが問題。急用時や兄弟がいる場合に預ける場所がなく困ることがある。
- 雨の日に遊べる施設が欲しい。特に3歳までは支援センターがなく、遊び場に困る。富士河口湖のこどもみらいや、キポキポが無料で使えるようにしてもらえると助かる。
- 鳴沢保育所の質を向上させてほしい。在園ママたちの声を聞くと、安心して通わせたいと思えない。
- 富士河口湖町の子ども未来館を鳴沢村在住者も利用できるようにしてほしい。
- 保育料無償化の取組が非常に助かる。子どもの教育に関する助成があれば、習い事の数を増やせるため、さらなる支援を望む。
- 物価高騰に伴い、金銭的支援を多方面で行ってほしい。金銭的な余裕のなさが子育てに悪影響を与える可能性があるため。
- 子どもが小さいうちに気軽に出かけられる場所が少ない。保育園の選択肢が少なく、他の選択肢を増やしてほしい。
- 他市町のような子育て支援センター・施設が欲しい。

■ 自由意見（小学生）（FA）

(子育て従事者：父母とともに)

【意見・感想】

- 鳴沢村は住みやすく、子育てがしやすい環境が整っていると感じている。
- いきいき広場が綺麗になって良かった。
- 小学校の給食無償提供や遊学館の無償利用が非常に助かっているので、今後も続けてほしい。
- 保育所時代、先生の対応が微妙だったと子供が大きくなってから子供から言われた。小さい頃は、自分が言葉で伝えるのが難しいから親に保育所の状況が伝わらなかった。

- 小学校低学年では問題なかったが、お友達や異性問題が高学年で出てきて、対応がきちんとされているかわかりづらい。
- コロナ禍で色々制限され授業参観でしか子供達の様子が観れなくなり、関係性が読み取りにくい。
- 学童を利用していて、普段からとても助かっている。

【要望】

- 遊学館の利用時間を 18 時まで延長してほしい。核家族が増えており、祖父母の助けを借りられない家庭も多いため、17 時 30 分に迎えに行けない場合がある。
- 長期休暇時の利用時間を 8:00 からにしてほしい。8:30 からの利用開始では仕事に遅刻していくことになる。
- 遊学館の職員に対する改善要望。職員の子どもへの接し方に問題があると感じることがある。差別や偏見をなくし、公平な対応を求める。
- 学童クラブや放課後児童クラブの利用時間が仕事と合わないため、柔軟な対応を希望。特に 8:00 からの利用が可能になれば、仕事との両立がしやすくなる。
- 遊学館は今後も高学年まで無料で利用希望。地域の歴史や文化（お祭りなど）について、もっと勉強できる機会があると良い。
- 夏場、絨毯の床が臭うので、フローリング希望。
- 高校入学の祝い金を今年初めていただき、ありがたい。大学の学費は 4 年間で国立 250 万円、私立理系 550 万円かかるそうなので、大学祝い金も検討してほしい。
- 子どもが少ない分、手厚く支援してほしい。夏休み・冬休みも時間を守ってゲームやカードゲームが出来るので、今までのように対応してほしい。
- 遊学館の駐車場に穴が多いので、整備して頂けるとありがとうございます。
- 高校進学時に、各学校を回るスクールバスの導入を希望。湖南中学校へのスクールバスはあるが、高校への通学には公共交通機関の支援があると助かる。
- 両親共働きで祖父母に頼れない家庭が多いため、他の市町村と同様にファミリーサポート制度を導入してほしい。
- 両親共働きや祖父母も働いていたり近くに住んでいなければ頼らない家庭もあるので、遊学館の利用時間延長希望。料金発生でも良い。
- 観光客が村内をうろついているため、子どもの帰宅時の安全が心配。子どもの安全を最優先に考えてほしい。
- 文化や教養に関する専門知識を持つ人と子どもが交流する機会を増やしてほしい。農業体験や森林保護活動に参加できる機会があると良い。
- 移住者を受け入れるのであれば、都市部との教育・保育における格差を解消するための支援制度が必要。
- 小学生の通学時間と、近隣の大規模会社の通勤時間をずらすことで、混雑を避けられると良い。
- 保育所の最長預け時間とセンターの最長預け時間が違うので、小学校に上がるタイミングで仕事契約変更が必要となり不便。
- 雨の日に子供をのびのび遊ばせる施設が無い。
- 学童の職員を若い人にして欲しい。
- 長期休みの際に、仕事が 8 時 15 分には出勤しなければならないので、遊学館が 8 時半からだ

と利用したくても利用できない現状。遊学館が開くまで外で待たせるのも禁止されているようなのでどうしていいかわからない。

- 仕事終了時間を遊学館に合わせて調整していますが、18時まで開いているとすごく働きやすく道のりも焦らずお迎えに行ける。
- 学校が給食なしで遊学館にお弁当を預ける時もお弁当の引き渡しだけで仕事を遅刻することもできず困っている。
- 遊学館の開く時間閉まる時間延長希望。お弁当がある時など暑い日に向けて保管対策希望。
- 子供間のトラブルを分かる範囲で報告してほしい。
- 遊学館職員に年齢が若い人希望。

(子育て従事者：主にお母さん)

【意見・感想】

- 他県より移住しましたが、子育てのしやすい環境で、移住して良かった。
- 祖父母のいる家庭が多く、核家族のライフスタイルよりも親族が何かの時に応える前提で学校の活動が行われているため、移住して子育てするのに適した自治体とは思えない。非常に残念です。
- 放課後児童クラブについて、現在の利用可能時間では働いている親は迎えに間に合わない。他の市町村は子育て支援に力を入れているのに、利用可能時間が昨年より短くなつたことが不満。
- 学遊館の時間が短くなり、仕事に支障をきたしている。

【要望】

- 山道ホールなどの施設が、他地域の子どもが含まれる習い事の団体には利用ができなかった。他地域の子がいる場合は、1日何円等の料金制にするなど、子どもたちが無料でなくても利用できるようにして欲しい。ダメな場合は、理由を伝えて欲しい。
- 鐘かけ公園に遊具を設置してほしい。
- センターの利用時間を17時30分からさらに延長希望。長期休暇中も8:30からではなく、もっと早い時間から利用希望。利用料を取っても良い。
- 今のセンターの評判が悪く行かせようと思わない。資格を持った支援員を配置し、学校との情報共有を進めて安心して子どもを預けられる環境を整えてほしい。
- 働く事があたり前になっているので、時間を気にせず、あせらずにお迎えに行けるよう支援希望。
- 小学校低学年と高学年の部屋を作り、宿題等をする時間を設けてほしい。にぎやかすぎて、落ち着ける場所がほしいと子どもからの要望あり。
- 役場の子育て支援窓口を一つにまとめてほしい。どこに相談すれば良いのかが分かりづらい。
- 育成会の活動があまり良い印象を持たれていないため、情報発信を強化して協力者を増やしてほしい。
- 学校や習い事の送迎が負担になっており、高校までのスクールバス導入や代替支援があると助かる。
- 高校入学時の支援金が3万円であるが、中学入学時よりも支出が増えるため、支給額を増やしてほしい。
- 小学校や学童での学習支援を充実させ、勉強を見てもらえる環境を整えてほしい。

- 安心して預けることができるよう、専門職の配置を希望。
- 役場の子育てに関する相談や受付窓口を一つにして欲しい。（子どものことなら〇〇課となればわかりやすい）
- 学童のスタッフへの研修をして欲しい。学童のスタッフを保育士や教員資格を持った人にして欲しい。
- 休日に利用できる図書館があると良い。
- 学遊館の時間を8時から18時までに延長してほしい。仕事に支障が出ていて困っている。

第3章 第2期 子ども・子育て支援事業計画の実施状況および課題

1. 保育サービスや保育支援サービスの見込値及び実績値

(1) 教育・保育事業（※4月1日現在）

現計画では就学前児童の見込みは横ばいと見込んでいましたが、1号認定の保育事業の実績値は見込値を上回っており、2号認定、3号認定の保育事業の実績値は見込値を下回っています。1号認定の増加分については、本村には幼稚園がないため、近隣施設と連携して対応しています。

■ 1号認定

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号：3-5歳児	見込値	2人	2人	2人	2人	2人
	実績値	3人	3人	4人	4人	8人
	差	1人	1人	2人	2人	6人

■ 2号認定

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号：3-5歳児 (学校教育希望)	見込値	1人	1人	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人	0人	0人
	差	▲1人	▲1人	▲1人	▲1人	▲1人
2号：3-5歳児	見込値	60人	60人	62人	62人	62人
	実績値	63人	58人	68人	54人	45人
	差	3人	▲2人	6人	▲8人	▲17人

■ 3号認定

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号：0歳児	見込値	5人	5人	5人	5人	5人
	実績値	1人	0人	2人	1人	0人
	差	▲4人	▲5人	▲3人	▲4人	▲5人
3号：1-2歳児	見込値	31人	31人	32人	32人	33人
	実績値	23人	26人	10人	19人	31人
	差	▲8人	▲5人	▲22人	▲13人	▲2人
(3号：1歳児)	実績値	13人	5人	3人	11人	14人
(3号：2歳児)	実績値	10人	21人	7人	8人	17人

(2) 地域型保育事業

本村では、対応する事業を実施しておりませんが、令和6年度より他の地域で地域型保育（小規模A型）を利用中です。

(3) 認可外保育施設

本村では、対応する事業を実施していません。

(4) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や放課後児童クラブ等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を実施する事業です。本村では、当事者の目線に立った寄り添い型支援と、地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施しています。

(5) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。

本村では、村内1か所で子育て家庭の交流や育児相談を目的とした「ちびっ子サロン」等を地域子育て支援拠点事業として位置付け、事業の拡充を図っておりますが、実績値は見込み値を大幅に下回っています。次期計画では「ちびっ子サロン」の支援内容の検討をおこなっていきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人（延べ）	見込値	150人回	150人回	150人回	150人回	150人回
	実績値	46人回	22人回	78人回	66人回	60人回
	差	▲104人回	▲128人回	▲72人回	▲84人回	▲90人回
場所（カ所）	見込値	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	実績値	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	差	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所

(6) 妊婦相談事業

妊婦を対象に、保健師が妊娠・出産・育児についての相談訪問等を行う事業です。令和4年度以降は出生数の減少により、実績値が見込値を大幅に下回っています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人(延べ)	見込値	40人	40人	40人	40人	40人
	実績値	40人	40人	28人	20人	27人
	差	0人	0人	▲12人	▲20人	▲13人

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ、地域の中で子どもを健やかに育てられる環境整備を図る事業です。出生数の減少により実績値が見込量を下回っています。

また、複数回訪問しても連絡がとれない家庭もあったことから、今後はより効率的な訪問を検討する必要があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	20人	20人	20人	20人	20人
実績値	14人	17人	14人	13人	10人
差	▲6人	▲3人	▲6人	▲7人	▲10人

(8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。前回の計画策定時には、本事業の対象者がいなかったため、必要に応じて事業を実施していく方針を立て、見込値を「0人」にした経緯がありますが、令和2年以降、14人～60人の利用がありました。利用者および利用回数の増加や、核家族化が進んでおり、祖父母などの近親者の支援が受けられない家庭が増加している等複合的な要因が考えられますが、すべて保健師が対応しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	0人	0人	0人	0人	0人
実績値	14人	14人	38人	48人	60人
差	14人	14人	38人	48人	60人

(9) 一時預かり保育事業（幼稚園）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園において一時に預かりが必要な保育を行う事業です。本村では、幼稚園がなく実施していません。

(10) 一時預かり保育事業（保育所）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所において一時に預かりが必要な保育を行う事業です。本村では、事業は実施しておりません。

令和6年現在、社会福祉協議会で、月2回、未満児を2～3時間預かる「託児サロン」を実施、また令和7年以降は、同村保育所内で一時預かりを開始する予定です。

(11) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、夜間の必要な保護を行う事業です。本村では実施していません。

(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、宿泊を伴って必要な保護を行う事業です。令和5年度より事業を開始しており、令和5年度は1泊2日利用が14回、令和6年度は2回実施しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値				0人日	0人日
実績値				14人日	2人日
差				14人日	2人日

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本村では、体制整備が難しいことから事業は実施していません。

(14) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。本村では、独自には事業は行っていませんが、県内全域で病児保育施設の利用が可能となっています。本村には当該施設等がなく体制を整えることが不可能であるため実施しておりませんが、要望があった場合は、県内施設を紹介するなどして対応を実施しています。

(15) 時間外保育事業（延長保育事業）

通常の保育の時間（8時間）を超えて、保育が必要な子どもを保育する事業です。本村では保護者のニーズに応じて実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	40人	40人	40人	40人	40人
実績値	50人	58人	100人	75人	50人
差	10人	18人	60人	35人	10人

(16) 放課後児童クラブ運営事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

本村では、この事業は登録制としており、登録者のみ利用できる仕組みです。その結果、ほぼすべての児童が登録したため、実績値が見込値を大幅に超える結果となりました。実際に定期的に利用しているのは 80 人程度となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	見込値	13人	12人	13人	11人	10人
	実績値	21人	22人	22人	18人	20人
	差	8人	10人	9人	7人	10人
2年生	見込値	12人	12人	12人	11人	10人
	実績値	28人	21人	22人	22人	20人
	差	16人	9人	10人	11人	10人
3年生	見込値	10人	9人	9人	9人	9人
	実績値	20人	27人	21人	22人	23人
	差	10人	18人	12人	13人	14人
4年生	見込値	8人	7人	7人	6人	5人
	実績値	28人	20人	27人	23人	21人
	差	20人	13人	20人	17人	16人
5年生	見込値	6人	6人	6人	5人	4人
	実績値	17人	29人	20人	29人	23人
	差	11人	23人	14人	24人	19人
6年生	見込値	5人	5人	5人	5人	4人
	実績値	29人	17人	29人	20人	23人
	差	24人	12人	24人	15人	19人
総数	見込値	54人	51人	52人	47人	42人
	実績値	143人	136人	141人	134人	130人
	差	89人	85人	89人	87人	88人
定員利用数	利用定数	55人	55人	55人	55人	55人
施設数	見込値	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	実績値	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	差	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所

2. 各事業の進捗状況

以下は、第2期 子ども・子育て支援事業計画の各事業の進捗状況です。5年間で概ね順調に取り組めた事業については「達成」、5年間で十分にできなかった事業については「未達成」と記載しています。また、計画期間中に新たな取組を実施したもの等については、新規追加等に記載しています。

基本目標1 安心して妊娠・出産・子育てし、子どもが健やかに育つ環境づくり

■施策1 母子の健康確保・増進への支援

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.安全な妊娠・出産への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠に関する相談・出産への支援 ・妊産婦健康診査の充実 ・妊婦・乳児に対する学級の実施 ・妊産婦に対する訪問 	<p>【達成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、精神疾患や身体的な既往症、複雑な家庭状況の妊産婦、特別な支援が必要な妊産婦（特定妊婦）が増えている。 ・母子健康手帳発行時から、出産以降も保健師が支援しているが、核家族化の増加、労働している女性の増加等、様々な要因が重なり、産後うつまたは産後うつ疑いの産婦が増加している。 ・妊娠期から常時開放された場所に専門職を配置し、仲間づくりや相談が出来る環境を整備することで、相談できる仲間づくりや専門的な助言・指導が実施できればと考えている。 	<p>令和4年より、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を実施する「伴奏型相談支援事業」と、子育てに係る費用の負担軽減等を図るため、「出産・子育て応援ギフト（給付金）」の支給を一體的に実施した。</p> <p>令和5年より、「不妊治療費助成事業」の要綱を改正し、要綱に定められている治療開始年齢を削除了。</p> <p>令和6年より、電子母子手帳アプリ「なるっこダイアリー」を開始した。</p>
福祉保健課			

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
2.新生児訪問・産婦訪問指導	<p>生後早期に全家庭を保健師が訪問し、出産状況等の確認、体重計測、発達チェックを行うとともに、健康管理に必要な知識と適切な情報提供、本村の母子保健サービス・予防接種等についての紹介・説明、さらには相談に応じて、必要なアドバイスを行なう。</p> <p>また、交流の場としてのサロン・サークルへの参加を勧奨する。必要に応じ、栄養士による訪問を行なう。</p>	<p>【達成】</p> <p>保健師のマンパワー不足と産婦から母乳育児に対する相談が多い経過もあることから、より専門的な助言ができる助産師に、令和4年から一部委託している。</p>	令和4年より、助産師に新生児訪問・産婦訪問指導を委託。ただし、精神疾患や身体的な既往症、複雑な家庭状況の妊娠婦、特別な支援が必要な妊娠婦（特定妊娠）については、保健師が医療機関と情報連携を行なながら訪問実施している。
福祉保健課			
3.乳幼児健康診査および事後指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の充実【4か月児、7か月児、10か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児】 乳幼児に対する健康診査を充実し、疾病や障害の早期発見並びに心身の健全な発育を促すとともに親の育児不安の軽減を図る。また、健診機会での絵本の読み聞かせを通じ親子のふれあいを推進する。 ・継続指導が必要な子どもへの対応 各種乳幼児健診等で継続して指導が必要な子どもの家庭に保健師等が訪問して状況確認を行うとともに、精密検査や専門機関への紹介、個別相談などへ繋げる。また、注意欠陥多動性障害（ADHD）や自閉スペクトラム症をはじめとする発達障害など、多様化する問題に対応できるように専門相談員等の確保を含め児童相談所・関係機関と連携する。 ・健診未受診者への対応 乳幼児健診の未受診者には、訪問等の方法により状況の確認を実施する。 	<p>【達成】</p> <p>年々出生数は減少しているが、継続的な支援が必要な家庭・子どもは増加している。医療機関やその他専門機関へ紹介しているが、富士東部地域では、専門的な支援を行う機関や医療機関自体が少ないため、受け皿も少ない。そのため、専門的な支援が必要なケースであっても必要な支援を受けるまでに待ち時間が長くなってしまう現状がある。</p>	令和2年度より、離乳食・幼児食をスムーズに進めるため、また乳幼児健診後のフォロー児への対応のため、月1回「子どもの食事個別相談会」を実施している。
福祉保健課			

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
4.学校保健安全法による健康診査等の充実 教育委員会	学校保健安全法に基づく各種定期健診査により、疾病の早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進する。必要により、保育所・地域の医療機関、その他関係機関と連携を図る。	【達成】	
5.母と子の疾病予防対策の推進 福祉保健課	・幼児から始める生活習慣病予防事業の実施 生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために乳幼児・児童を持つ親等を対象に、子どもの生活リズムの確立や食生活、歯の健康等について意識の啓発と知識の普及に努める。 ・予防接種の実施 保護者への周知が課題となっているため、予防接種に対する親の意識を高め、各種予防接種の接種実施率の向上に努める。未接種児に対しては、個別にフォローする。	【達成】	
6.母と子の歯科保健対策の推進 福祉保健課	ライフサイクルを通して歯科保健への意識を高め、きめ細かい健診や歯磨き指導により、歯罹患率の低減を図るとともに、歯磨き習慣の確立、歯の知識の向上等を図る。幼児に対しては、1歳6か月、2歳、3歳児健診で歯科健診を実施し、1歳6か月、2歳児健診でフッ化物塗布受診券を1人3枚配付。また、2歳児健診時に歯垢を染め出し、歯磨き指導を行い、3歳児健診時の虫歯ゼロの子どもを表彰することで、歯の健康づくり意識の高揚を図る。妊婦に対しては、胎児期からの歯科保健の大切さを指導し、妊婦本人に対しての歯科健診を医療機関へ委託して実施する。	【達成】 妊婦歯科健診の受診率が低いため、母子健康手帳発行時や電話相談などで受診勧奨を行なった。	

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
7.小児救急法講習会の充実 福祉保健課	乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転倒・転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、心肺蘇生法や人工呼吸など適切な応急処置等に関する教育、情報提供に取り組む。	【達成】 以前は子育てサロン内で講習会を実施していましたが、コロナをきっかけに中止した。令和7年度以降再開する方向で検討中。	
8.子ども医療費助成の充実 福祉保健課	対象を出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとした医療費助成を実施し、子どもの健康について引き続き支援する。	【達成】	
9.母子愛育会活動の充実 福祉保健課	住民のニーズを把握し、班員の研修等により母子愛育会の活動をよりいっそう活性化させ、妊婦への肌着の配付、声かけ運動等、地域全体で子育てを見守る取組を推進する。	【未達成】（取組廃止） 母子愛育会会員の高齢化、共働き世帯の増加により新規会員が減少していたが、コロナ発生もあり、会の継続した活動が困難となり、令和3年に解散した。解散までは、肌着の配付等の活動を行っていた。	
10.子ども料理教室の実施 福祉保健課	小さい頃から食の大切さを知り、親子で調理する楽しさや家族と一緒に食べる大切さを理解してもらうことで、生活習慣病や食事のマナーを学ぶ足がかりとする。保育所や小学校・食生活改善推進員会の連携のもと料理教室等を開催し、地域の特産物・伝統食を知る機会を設ける。また、子ども自らが、安全な食材や食事を選ぶ力・自分で料理ができる力を養うため、食育活動を継続していく。	【達成】 肥満傾向の子どもが増えていることが課題に挙がっていること、参加者から回数を増やしてほしいとの要望があることから、年2回開催。生活習慣病予防についてさらに普及啓発を行っている。	

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
11.給食を通じての食に関する指導の充実	<p>保育所においては、友達や保育士とともに喜んで食べることが心と身体の栄養となるため、年齢や発達過程に応じて、食事の環境を様々な工夫し、明るく楽しい食事の場にするとともに、子どもが食材への関心を持つよう、玄関先の給食展示を実施する。</p> <p>小学校においては食生活の大切さ、望ましい食習慣や、栄養、食文化についての知識などの普及を図る。</p>	<p>【達成】</p> <p>食育を通年で実施。</p> <p>給食は玄関先展示から「コドモン¹」による配信に変更した。</p>	(住民課) R4年度より給食は玄関先展示からコドモンによる献立画像配信に変更している。
住民課 福祉保健課 教育委員会			

■施策2 小児医療の充実

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.かかりつけ医の普及	疾病の診断・治療や予防接種だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、併せて、育児に関する相談相手として育児不安の解消を図るかかりつけ医の普及を推進する。	【達成】	
福祉保健課			
2.小児救急医療体制の整備	近隣の市町村、医療機関等と連携をとりながら、休日・夜間の救急医療体制の維持に努める。	【達成】	
福祉保健課			

¹ コドモンは自治体向け保育ICTサービスであり、同村の保育施設で利用している。保護者アプリがあり、保育施設からの緊急連絡やお便りなどが配信できる。

■施策3 思春期保健対策の推進

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.思春期のこころのケアに関する体制の整備	児童の悩み、不安の解消と不登校やいじめ等の生徒指導上の問題解決のために、児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを必要に応じて活用し、体制の充実を図る。また、教職員の研修機会の充実、専門機関との連携等により、児童が抱える、こころの健康問題の早期発見に努めるとともに、教職員と保護者との連携体制を構築し問題行動や非行防止に適切に対応する。	【達成】	
教育委員会			
2.たばこ・アルコール・薬物に関する教育の推進	学校の保健体育授業、道徳・特別活動の授業を通じて、喫煙や飲酒に関する正しい知識の普及と、薬物乱用を防止する教育を推進する。併せて家庭での啓発と地域の協力を得て地域ぐるみで未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止できるよう努める。	【達成】	
教育委員会 福祉保健課			
3.性教育の推進	保健体育授業や道徳・特別活動等の授業を通じて、命の尊さについてより深い学習を行い、思春期の身体、性の成長発達や避妊、性感染症等についての正しい知識を普及する性教育指導の推進を図る。	【達成】	
教育委員会			

■施策4 子どもを取り巻く有害環境及び犯罪被害対策の推進

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.有害環境の 浄化 教育委員会	コンビニエンスストア等の販売店への協力依頼等により、子どもを取り巻く有害環境の浄化を目指す。また、社会を明るくする運動の取組や、チラシ、ポスター、無許可看板等の有害環境対策、シンナーなどの薬物使用の防止等非行対策など、地域ぐるみで子どもを守り、健全な育成を行う実践活動を展開する。	【達成】	
2.情報モラル・ 情報リテラシー教育の推進 教育委員会	子ども自身がインターネット、スマートフォン等を通じた有害情報から身を守ることができるよう、小学校でインターネット等の正しい利用方法など、情報モラル・情報リテラシー教育を推進する。	【達成】	
3.地域安全情 報の提供、 共有化 総務課 教育委員会	子どもを犯罪等の被害から守るため、保護者や学校の教職員等へ、犯罪の発生状況や不審者の目撃情報等を提供し、地域安全情報の共有化に取り組む。また、富士吉田警察署及び鳴沢駐在所を拠点とした防犯対策の強化に努める。	【達成】 警察からの情報提供をもとに防災行政無線による情報発信を行った。	

基本目標2 ゆとりを実現する子育て支援

■施策1 保育サービスの充実

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.要保育児童数に見合った受入れ体制の確保 住民課	今後の児童数の推移やニーズ等を踏まえ、保育所の受入れ定員の確保を図る。また、適切な保育士数の確保に努め、保育所の入所条件についても適宜見直しを図る。	【達成】 概ね実施したが、低年齢の入所希望者が増え、保育室・保育士の確保に苦慮している。	
2.多様なニーズに対応した保育サービスの充実 住民課	保護者の就労状況等を適宜把握しながら、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努める。現状の保育体制の継続を基本に、保護者の新たなニーズを把握しながらより利用しやすい保育所サービスの充実を進める。	【達成】 概ね実施したが、保育士の数が減少しており、保護者のニーズに合わせた配置が、難しくなってきている。	
3.保育サービスの質の向上 住民課	保育サービスの向上を図るため、保育所職員に対する研修を充実し、資質の向上を図る。また、保育士等による小学校の授業参観、小学校教師による保育施設の保育参観等を行い、切れ目のない支援が確立できるよう努める。	【達成】 研修は概ね実施したが、コロナ禍で小学校との直接的な交流は難しかった。	
4.地域に開かれた保育所の構築 住民課	核家族化の進行等により地域とのつながりが希薄化していることから、子育てが孤立化しないよう、定常的な育児相談、世代間交流事業、異年齢児交流事業などの推進を図る。入園前の子どもを対象に、地域行事の会場として利用するなど、地域密着型の保育所づくりを進める。	【達成】 概ね実施したが、コロナ禍で行えない事業もあった。	

■施策2 子育ての不安や悩みの解消

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.相談、情報提供の充実 福祉保健課 住民課	保育所や保健センター等の機能を充実し、身近な相談体制の充実を図る。また、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うとともに、子育て支援に関する情報提供に努める。新生児訪問時に相談窓口を紹介し、気軽に積極的に利活用できる仕組みづくりを推進する。	【達成】 概ね実施した。	
2.親同士のコミュニケーションによる不安や悩みの解消 福祉保健課	子育てをしている保護者が集まり、話し合いや各種活動を通じて、連帯感を高め、悩みを分かち合い育児不安を解消できる場として、子育てサークル等の活性化を図る。またボランティアとして子育て経験者である中高年者や高齢者の参加を今後も引き続き依頼し、地域ぐるみで子育てを支える活動へと発展させていく。	【達成】	

■施策3 地域における子育て支援サービスの充実

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.住民の子育て支援活動の拠点整備 住民課 教育委員会	遊学館、保育所を活用し、子育てサークル等に対し活動拠点としての場を提供する。	【達成】 概ね実施したがコロナ禍で行えない事業もあった。保育所は、低年齢化により、保育室の確保が難しくなっている。	
2.子ども・保護者の居場所づくりの充実 教育委員会	就学前児童とその保護者が平日の昼間に過ごせる場として、また、小学生が放課後過ごす場として、引き続き遊学館を拠点とした親子のふれ合いの場所づくり、子どもの居場所づくりに努める。	【達成】	

■施策4 経済的支援の充実

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.保育料等の優遇 住民課	多子世帯や低所得者世帯などの保育料負担の減免を図るとともに、今後拡大していく保育サービスに伴う必要経費の負担のあり方を検討し、保育料の適正化に努める。国の幼児教育・保育の無償化に合わせ、本村独自の取組として従来の給食費の助成を実施する。	【達成】 概ね実施した。	令和6年度より保育料等の無償化を開始した。
2.チャイルドシート購入費の補助 住民課	交通安全対策はもとより、少子化対策の一環として、チャイルドシートの購入費補助を行うとともに、事業の周知徹底に努め、利用者の拡大を図る。	【達成】 母子健康手帳発行時チャイルドシートの補助について説明した。	
3.各種制度の継続的実施と周知徹底 住民課 福祉保健課	すくすく赤ちゃん育成支援金、入学祝金、家庭内保育世帯支援金、児童手当、子ども医療費助成など子育て中の家庭の経済的負担軽減を図る。また、制度を周知・勧奨し、利用者の拡大に努める。子ども医療費助成に関しては、対象者を出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする支援を継続して実施している。また、平成31年4月に始まった三世代世帯の同居・近居のための住宅取得、改修工事等への補助金についても、引き続き実施している。	【達成】	令和6年度より入学祝金の支給（小学1年、中学1年、高校1年）、出産祝金を廃止し、すくすく赤ちゃん育成支援金の支給（出生児に対し10万円支給）、家庭内保育世帯支援金の支給（保育所等を利用しない満年齢1歳の翌月から満年齢3歳に達した最初の3月31日までにある児童の保護者に月額2万円支援）を行っている。

基本目標3 要保護児童へのきめ細かな取組

■施策1 子どもの人権に関する意識啓発

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.子どもの人権に関する意識啓発 住民課	人権擁護委員等による学校・保育所訪問（年2回）や、子どもたちへの人権啓発グッズの配布（年数回）を行うとともに、人権相談所の設置を行うなど、住民の意識の向上を図り、子どもが社会の一員として尊重されるよう努める。	【達成】 概ね実施。現在、学校・保育所訪問は年2回になっている。	

■施策2 子どもへの虐待防止対策の充実

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.児童虐待に関する啓発活動の推進 福祉保健課	児童虐待についての知識や理解を深め、より的確な対応・連携を図るため、関係機関の職員を対象にした定期的な研修を行なう。また、児童虐待の防止や早期発見に向け、住民を対象にした講演会等の啓発活動を積極的に行い、研修会などを実施し、児童虐待に対しての地域全体での意識向上を図る。	【達成】 11月の虐待予防月間には広報誌に記事を掲載。子どもに関わる関係者に虐待予防、対策についての研修を年1回実施しているが、要保護児童が増加している。	
2.相談機能の充実 福祉保健課	児童虐待に関する相談について、子育て支援事業による各種相談等を活用し、保護者に対する適切な助言・指導を行い、虐待の未然防止に努める。	【達成】 子育て支援事業での相談は実施しているが、事業の実施回数が少なく不十分。	

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
3.関係機関等の連携 福祉保健課 住民課 教育委員会	虐待防止等対策地域連絡協議会及び実務者会議の体制を強化し、関係機関と継続して連携を図りながら、実務者会議等を継続して実施し、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもの保護を図る。	【達成】 概ね実施した。	
4.児童虐待の通報先の広報 福祉保健課 住民課 教育委員会	児童虐待についての村民の認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先（役場、保育所、学校、遊学館等）などに関する広報・啓発を継続的に行う。	【達成】	
5.育児不安を抱える家庭への支援 福祉保健課	育児に対する不安や養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、虐待の兆候の早期発見、発生予防等に努める。また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努める。	【達成】 コロナ渦のため全体事業の実施はできなかつたが、個別に電話や訪問で対応した。	
6.地域における見守り体制の充実 福祉保健課 住民課	常日頃から、近隣住民が子どもの様子に気を配ることによって、児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、子育てサークル活動や地域での交流等を支援することにより、身近な人々がお互いに情報交換できる機会を拡充させる。また、民生児童委員や保育所はもちろん、地域における協力・連絡体制を強化することで、身近な生活の場における見守り体制の充実を図る。	【達成】	

■施策3 支援や配慮を必要とする家庭・子どもへの施策の充実

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.相談事業の充実 福祉保健課 住民課 教育委員会	子育て世帯の移住者や、国際結婚の家庭などへ、民生児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談員による相談事業の広報を行うとともに、相談活動の充実を図る。	【達成】	
2.生活支援の充実 福祉保健課	児童扶養手当、医療費助成事業及び母子・寡婦福祉資金貸付制度の活用など、各種援護事業を推進するとともに、実態に即した家庭支援サービスを推進し、生活を引き続き支援する。	【達成】	

■施策4 障害・発達に不安のある児童への施策の充実

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.相談・指導・療育体制の充実 福祉保健課	妊婦一般健康診査や乳幼児健康診査の充実により、障害の早期発見に努めるとともに、医療機関等の関係機関や保育所とも連携し情報交換を行い、障害のある子ども及び発達に不安があると思われる子どもを対象に、専門的な相談をする機会を作る。	【達成】	
2.障害のある乳幼児への保育の拡充 住民課	保育所において、集団生活が可能な障害のある乳幼児の受け入れ体制を整備し、また専門知識を持つ職員の人材育成に努める。	【達成】	
3.障害のある乳幼児への生活支援 福祉保健課	障害のある子どもとその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るために、ニーズを把握しながら、障害福祉サービスを提供するとともに、情報の周知及び相談ができる体制を整備する。また、家庭間の交流、情報交換の機会を設け、地域の中で安心して暮らしていくよう心のバリアフリーに努める。	【達成】	

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
4. 障害のある児童への就学支援 福祉保健課 教育委員会 住民課	障害のある児童に適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学校や特別支援学級の就学相談体制を整備し、その児童に適した就学が行えるように努める。	【達成】 概ね実施した。	
5. 障害のある児童への就業支援 福祉保健課	現在、本村には障害者就業に関する受け入れ施設はないが、障害者への支援体制の構築について協議を行う富士北麓圏域障害者自立支援協議会において、障害のある児童が地域の中で自立した生活を確保できるよう協議を行う。	【達成】 受託作業の新規開拓を行い、より質の高い受入れ体制の構築を実現した。平均工賃の上昇への取組を通じて意欲ややりがいの向上に努めている。	

基本目標4 心身ともにたくましい人づくり、親づくり

■施策1 次代の親の育成

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.学校教育や生涯学習などを通じた母性・父性意識の育成 教育委員会	学校教育や生涯学習などにおいて家庭教育の重要性を継続して周知・啓発し、様々な機会を通して、子どもたちが自分の生き方について深く考えるよう指導を行うとともに、子育ての基本的な考え方や楽しさ、男女が協力して家庭を築くことの意義、大切さをくり返し啓発する。	【達成】	
2.中学・高校生と乳幼児のふれあい体験の推進 住民課	中学・高校生が母性や父性を養う契機となるよう、保育所での育児ボランティア活動等、乳幼児と「ふれあい体験」をする機会を提供する。	【未達成】 コロナ禍・感染症拡大防止の観点から実施できなかった。	

■施策2 家庭教育の充実

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.家庭教育に関する学習機会の充実 教育委員会 住民課	「親づくり」を目的として、家庭教育に関する様々な情報提供に努め、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制づくりを推進する。 家族ぐるみで子どもの成長を応援できるように、保育所や小学校における行事の充実に取り組み、家庭教育の重要性を継続して周知・啓発し、家庭教育に活かしていくように努める。また家庭教育事業として活動場所を提供予定。	【達成】 相談体制については概ね実施できた。 ふれあい行事は、コロナ禍・感染症拡大防止の観点から実施なし。	

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
2. 親子のふれあい事業の充実 教育委員会 福祉保健課	遊学館のスタッフや育児ボランティアと連携をとり、新生児訪問時にちびっ子サロンへの参加呼びかけを行うなどして、引き続き、ちびっ子サロンの充実を図り、親子のふれあいの場として今後も継続して実施し提供する。また、体験活動を中心とした親子のふれあいの機会づくりに努め、楽しく生きていく知恵と工夫を身につける。	【達成】	

■施策3 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育の充実

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1. 確かな学力の向上 教育委員会	少人数授業や総合的な学習の時間、外部人材の活用などによる多様な教育プログラムを積極的に取り入れることなどにより、低学年・中学年・高学年の各段階に応じた教育の一層の充実や児童一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導を進め、知識の向上を図るとともに、子どもが自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、問題を解決していく能力を育む。また、国・県に対して、少人数指導が充実できるよう、要望する。	【達成】	
2. 豊かなこころの育成 教育委員会	学校教育全体における道徳教育の重要性を踏まえ、学校や地域などと連携・相互理解しながら推進し、道徳の時間の充実はもとより、地域との連携による奉仕活動、あいさつ運動などについても積極的な取組を進め、社会性や規範意識が高く、郷土愛に満ちた豊かなこころを育む。	【達成】	
3. 信頼される学校づくり 教育委員会	開かれた学校として、学校と家庭、地域社会とが十分に連携を図り、学校の創意工夫を生かした教育活動が一層展開できるようにするとともに、学校運営の改善・充実に努める。また、学校において、不審者対策をはじめとする防犯に関するマニュアルの活用や、講習会の開催、研修等を実施し、学校における安全管理体制の整備を図る。	【達成】	

■施策4 地域の教育力の向上

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.地域における子育て意識の啓発 教育委員会 住民課	地域住民が集まる行事などあらゆる機会を通じ、地域社会全体が子どもや子育てについて関心を高め、問題への理解を深められるよう努めるとともに、行政や教育機関、地域が一体となった取組を推進し、社会的支援の必要性をアピールする。	【達成】 保護者に対し研修を行うなど概ね実施した。	
2.地域の人材の活用・育成 教育委員会 住民課 福祉保健課	地域の実情を把握している民生児童委員の協力を得て、子育て・親育て支援に関わりたいという人たちのネットワーク化を図る。 また、子育て中の親の地域活動等への参加をサポートする育児ボランティアや、地域ぐるみの各種実践活動のリーダー、子ども会活動等に関わるジュニアリーダーなどの養成も継続して行う。	【達成】 民生児童委員のなり手不足・高齢化の課題がある。	
3.子育て関連機関の連携強化 教育委員会 住民課	地域ぐるみの教育活動においては、今後もさらに、行政をはじめとして、保育所、学校、その他の関係機関が専門的分野のノウハウの情報交換や共有を行い、関係機関の連絡を密にして行く必要があり、実践者レベルの連携が不可欠であることから、関係機関同士の情報交換を綿密に行い、連携・協力を強化する。	【達成】 概ね実施した。 特性のある子どもや、子育てに問題を抱えている家庭が増えているため、更なる子育て支援の機能強化が必要となっている。	

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
4.地域ぐるみで子どもを育てる活動の推進	家庭・学校・地域が連携を図り、本村の恵まれた自然環境を活かした自然体験、環境保全活動等のボランティア体験、職場体験等、各種地域体験学習や、中学生と幼児、小学生と高齢者等の世代間交流を推進し、各種事業を継続的に実施する。	【達成】 小学生からお年寄りに手紙を送る敬老会が事業のひとつ。高齢者の数に対して小学生の数が少ないことが課題。	
教育委員会 住民課 福祉保健課			
5.地域におけるスポーツ活動の推進	子どもがスポーツに親しむことで主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るために、地域でのスポーツクラブ活動、スポーツ少年団活動、各種スポーツイベントの開催など様々な取組に対して支援を実施する。	【達成】	
教育委員会			
6.地域における文化活動の推進	子どもたちが様々な文化的イベントを通して芸術・文化に接する機会や、様々な人と交流し、体験しながら豊かな感性や創造性を育む機会を提供する。また、子どもたちの文化活動に対して練習や発表の場・機会を提供し、その活性化を図る。	【達成】	
教育委員会			
7.多様な企画・参加型の体験学習の推進	子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやるこころや豊かな人間性を育んでいくため、本村の豊かな自然や伝統文化などを活用して、自ら主体的に新たな課題を見出し、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する資質、能力を育てる企画・参加型の体験学習（子どもチャレンジ教室）を提供するとともに、教室内容の再考や、周知などをさらに進める。また、企画・参加型学習において、役割を果たし、活動の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーを育成するように努める。	【達成】	
教育委員会			

基本目標5 子育てにやさしい生活環境の整備と子どもの安全の確保

■施策1 安全・安心な環境整備

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1. 安全な道路 交通環境の 整備 企画課	子どもや子ども連れの親が安全・安心に通行することができるよう、特に通学路と学校・保育所付近の交通安全意識啓発の看板や標識・カーブミラー等の交通安全施設の設置及び道路環境の整備を図る。	【達成】 通学路の安全確保のためグリーンベルトの新規設置や道路標示・区画線等の設置・引き直しを行った。 小学校と連携し、通学路の確認、変更をすることで安全確保に努めた。	
2. 公共施設の バリアフリー 化 総務課 教育委員会	村役場、総合センター等、子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設においては、利用状況により、段差の解消や危険防止のための手すりの設置などを行う。また、今後は、誰でも利用しやすい施設のバリアフリー化を含めた新庁舎等の建築を検討する。	【未達成】 バリアフリー化も含め新庁舎の建設に向けて事業を進めていく。新庁舎稼働までに5年程時間を要することが想定される。	
3. 地域の自主 防犯活動の 推進 総務課	地域や関係機関等との連携のもと、犯罪防止対策の充実に努める。	【達成】 警察、消防団と協力し、村内防犯・防火診断を毎年実施した。	
4. 防犯灯の設 置 住民課 教育委員会	防犯上の目的により、防犯灯・街灯を計画的に設置している。	【達成】 概ね実施した。なお計画期間内のPTAからの通学路における防犯灯の設備要望はなかった。	

■施策2 屋内外の遊び場の整備と有効活用

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.屋外の遊び場の整備 住民課 総務課 振興課	現在村内には8か所の公園・広場があり、今後とも子どもの遊び場としての整備・有効利用に努める。整備にあたっては、妊婦や乳児連れの親の散策に適している公園、乳幼児が楽しめる公園、小学生がボール遊びなどをできる公園等、子どもや様々な層が楽しめる施設づくりに留意するとともに、防犯灯の設置等、犯罪防止に配慮した環境整備を計画的に進める。また、安全に利用してもらうため、継続的に広場の維持管理（遊具点検を含む）に努める。	【達成】 鳴沢村活き活き広場に大型複合遊具や健康遊具、東屋等を設置し、子どもから大人まで幅広い年代で楽しめる施設づくりを実施した。 今後は公園・広場の集約化を図り統廃合を進め、数ではなく質を高め利用価値を生み出していく必要があると考える。	
2.屋内の遊び場の整備 住民課 教育委員会	子どもたちが気軽に遊べ、また、親同士も気軽に集まれる屋内の場所を確保するため、遊学館を中心に既存施設の有効利用を図る。	【達成】	

■施策3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

項目	事業の概要	実施状況	新規項目追加等
1.交通安全意識の啓発・高揚	<p>子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校等関係機関が連携し、協力体制を強化するとともに、子どもや子育て家庭等を対象とした参加体験型の交通安全教室を実施し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図る。</p>	<p>【達成】</p> <p>毎年、保護者から上がった要望をもとに、教育委員会、学校、安協、警察などの関係機関と連携し、現地の合同点検を行った。</p> <p>防災行政無線を活用し、住民に対して交通安全啓発活動を実施した。</p> <p>警察、安協による交通安全教室を実施した。</p>	

企画課
住民課
教育委員会
振興課

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

豊かな自然のなか、わが子にのびのびと育ってほしい。そんな願いを実現できる環境が、本村にはあります。本村では地域全体で親子を見守り、育んでいくための施策に取り組み、ほぼ計画どおりに遂行されました。ニーズ調査結果においても、子育て環境・子育て施策に満足している声もありますが、改善を望む声も多いので、今後ニーズに合わせて充実させていきます。統計データでも見たとおり、核家族化や共働き家庭の増加といったライフスタイルの多様化もあり、子育てへの不安や悩みはこれまで以上に生じやすくなっています。

そこで、第3期鳴沢村子ども・子育て支援事業計画では、継続的な子育て支援の重要性から、第2期の基本理念を踏襲しつつ、支援の充実を図ります。

《基本理念》

自然とゆとりのなか 子と親の笑顔をはぐくむむら なるさわ

2. 計画の基本目標

基本理念を実現するために、以下に示した5つの基本目標を掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

基本目標1 安心して妊娠・出産・子育てし、子どもが健やかに育つ環境づくり

安心して妊娠、出産、子育てが行える環境の整備や、母子の健康を脅やかす疾病や子どもの心身の発達障害、ひいては生命に危険を及ぼす可能性のある事態への予防・改善が求められています。また、母親の育児ストレスによる産後うつなどに対し、早期発見・予防等包括的に支えることが必要である一方で、乳幼児期は、疾病に罹かんしやすいため、感染予防の取組やアレルギー性疾患への対応、むし歯予防等、子どもの医療を充実させるほかに、子どもの発達に伴い危険性が高まる誤飲、溺水、転倒・転落、やけどなどの事故に対する対策を周知していく必要があります。さらに、思春期においては、身体の危険だけでなく、心身のケアや有害環境への対策も重要なとなっています。

安心して妊娠、出産、子育てが行える環境を整えるために、母子保健における各種健康診査や訪問指導などを実施し、母子の健康の保持増進を図り、子どもの心身の発達を妨げる疾病を予防・改善とともに、子どもが健やかに育つ環境を整備していきます。加えて、母親の育児ストレスによる産後うつなどを早期発見し予防することなど包括的な支援体制を整備していきます。また、乳幼児期は特有の疾病や事故を防ぐための対策や、子どもの医療体制を充実させるとともに、思春期における心

身のケアや有害環境への対策を強化し、子どもたちの健全な成長を支援していきます。

基本目標2 ゆとりを実現する子育て支援

本計画の基本理念を実現していくためには、子どもの立場、保護者の立場、子育て家庭を支える地域の立場に立った取組が必要です。

本村では、子育て世代の女性の就労率が高く、保育サービスのニーズは、今後も増加すると見込まれます。核家族化の進行、地域における人と人のつながりの希薄化などにより、近隣で相談できる仲間や頼れる人が少ないとことにより、子育てや育児に関する不安や悩みを抱え、負担を感じる人が増えており課題となっています。また、若い世代にとっては、子育てに要する経済的なコストが育児への負担感を増加させることも課題となっています。

保護者の育児不安を解消し、精神的なゆとりをもたらすため、子育てに際して保護者が必要とする多岐にわたる情報を整理・選別し、情報を受け取る側にとって利便性の高い、子育て世代のライフスタイルにあった形での情報発信や助言に努めています。また、気軽に相談しやすい環境づくりの整備や、子育て中の親子が互いに交流できる場、仲間づくりにつながる場の充実や、若い世代への継続した経済的支援の充実を進めています。

基本目標3 要保護児童へのきめ細やかな取組

少子化や核家族化の進展に伴い、子育て家庭の孤立化が進み、不安やストレスが虐待につながる痛ましい事件が発生しており、社会問題となっています。虐待は子どもの人権を侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるため、未然防止や発生時の迅速な対応が求められています。また、日本語によるコミュニケーションが困難な在留外国人家庭や、ひとり親家庭、ヤングケアラー、障害児など、特別な支援が必要な家庭が増加しており支援の充実が必要です。一人ひとりの子どもが置かれた環境や障害、発達の違いに関係なく、適切な支援を受けられる体制の充実が求められます。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるために、障害や発達の違いに関係なく、虐待の未然防止を徹底し、発生時には迅速かつ適切に対応する仕組みを構築するとともに、子どもの尊厳を守る取組を推進します。また、在留外国人家庭、ひとり親家庭、ヤングケアラー、障害児など、配慮が必要な家庭や子どもに対し、継続的かつきめ細やかな支援を提供していきます。

基本目標4 心身ともにたくましい人づくり、親づくり

少子化や核家族化が進行する中で、乳幼児とのふれあい経験がないまま大人になる人が増え、自分が家庭を持った際に子どもへの接し方が分からず、基本的な育児に不安を感じる保護者が増加しています。また、家庭教育は基本的生活習慣を身につけるためのしつけを行い、人間形成の基礎を培う重要な役割を担っていますが、家庭での教育の社会的役割について保護者の認識が十分でなく、家庭の教育力が低下している現状もあります。さらに、情報化やグローバル化、価値観の多様化が進む現代社会を生き抜くためには、子どもたちが自ら課題を見つけ、学び、考えることで「生きる力」を身につけることが求められ、そのための学校教育や地域の教育的資源の活用が期待されます。

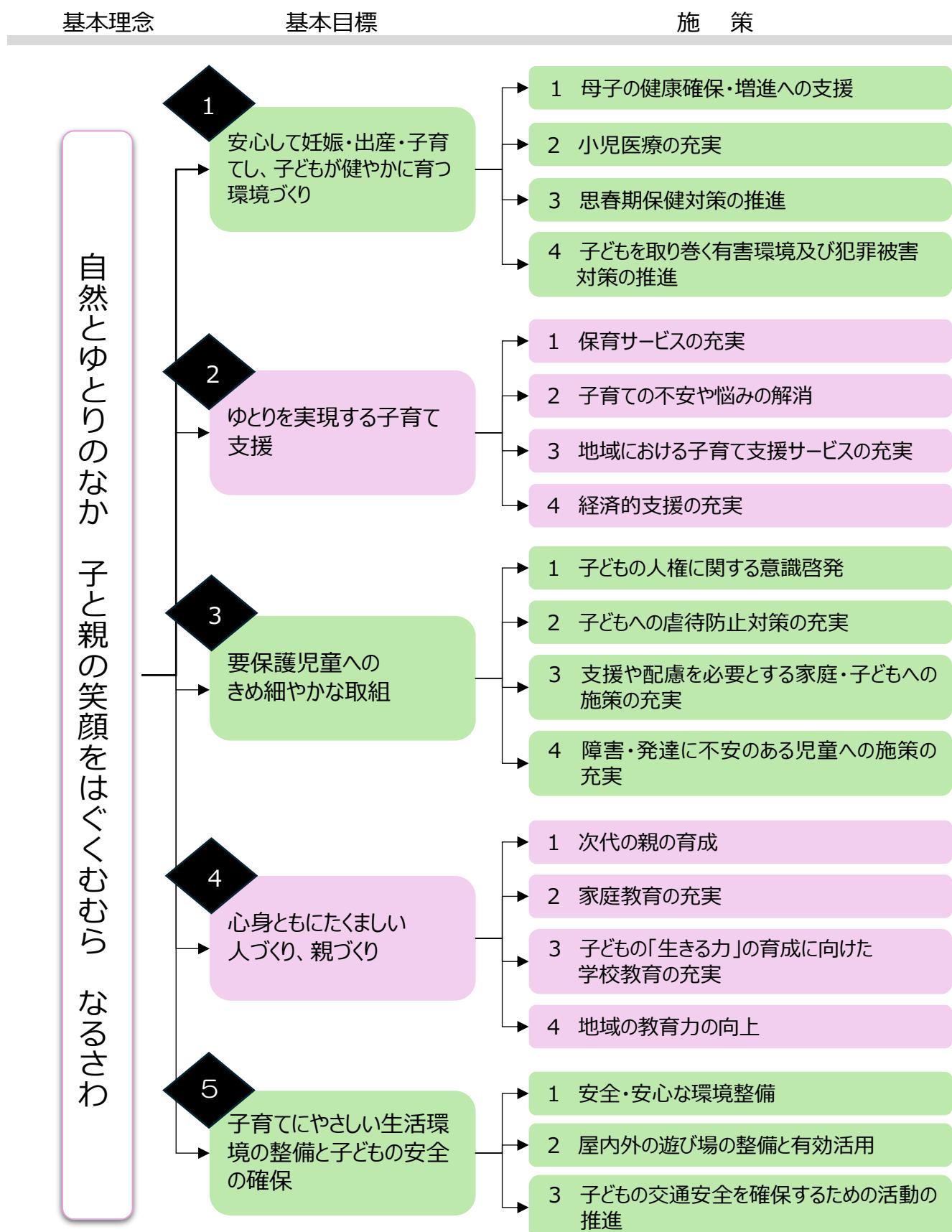
将来、家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる自信を養うため、学校教育や生涯学習を通じて子どもを生み育てるこの意義を伝え、親としての役割に戸惑うことのない支援を提供します。また、家庭教育の社会的な役割について保護者の理解を深め、家庭の教育力を向上させるための学習機会を充実させ、さらに、現代社会を生き抜くために必要な「生きる力」を育むことを目的に、学校教育の質を高め、確かな学力の向上を図るとともに、地域の人材や教育的資源を活用して子どもたちの活動の場を広げ、社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めています。

基本目標5 子育てにやさしい生活環境の整備と子どもの安全の確保

遊びが子どもの成長にとって重要な役割を果たすにもかかわらず、子どもたちがのびのびと遊べる安全な場所や環境が不足していることが課題です。さらに、公園や遊び場などの施設が十分に整備・活用されておらず、子どもやその保護者、幅広い層が楽しめる施設づくりが課題となっています。

子どもがのびのびと育ち、親が安心して子どもを生み育てられる生活環境を整備するため、子どもや親の視点に立った快適で安全な環境づくりを推進します。特に、小さな子どもを連れての外出がしやすくなるよう、安全で利便性の高い公共空間や施設の整備を進めます。また、子どもたちが遊びを通じて体力や創造力、社会性を育むことができるよう、既存の公園や遊び場の整備と有効活用に努めるとともに、様々な層が楽しめる施設づくりなど生活環境の充実を目指します。

3. 計画の体系



第5章 目標実現のための施策

基本目標1 安心して妊娠・出産・子育てし、子どもが健やかに育つ環境づくり

■ 施策1 母子の健康確保・増進への支援

課題

安心して妊娠期間を過ごし、出産や子育てを行うことは多くの親の切実な願いですが、本村は女性の就業率が高いことや、ライフスタイルの変化に伴う晩婚化・高齢出産の増加により、妊娠・出産時の合併症リスクの上昇や低出生体重児の割合の増加が見られています。また、精神疾患や身体的既往症を抱える妊産婦、複雑な家庭環境下にある妊産婦や、特別な支援が必要な妊婦（特定妊婦）の増加など、妊産婦を取り巻く課題が多様化しています。さらに、妊娠・出産は心身に大きな変化をもたらすとともに、出産後の子育てに対する不安や悩みが生じやすい時期であり、核家族化が進む中で、今回実施したアンケートからも、身近に相談できる相手や支援者がいない家庭も増えてきている結果があります。

目標

妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態を定期的に確認する健康診査や訪問指導を充実させ、安全な妊娠・出産および育児を実現するための包括的な支援を提供していきます。また、妊娠・出産・子育てにおける心身の負担を軽減し、精神的にも安心して向き合える環境を整備するために、切れ目のない支援体制の整備と、一人ひとりの状況に寄り添ったきめ細やかな支援の充実に努めていきます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 安全な妊娠・出産への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠に関する相談・出産への支援 <p>妊娠届出書の提出時に、本村が実施する各種母子保健サービスについての説明や教室への参加勧奨を行うなど、妊婦相談を実施します。近年、精神疾患や身体的な既往症、複雑な家庭状況の妊産婦、特別な支援が必要な妊産婦（特定妊婦）が増えていることから、特に、ハイリスク妊婦には地区担当の保健師が相談・指導を継続的に実施します。また、不妊で悩み、不妊治療を実施・検討している夫婦に対し適切な情報提供と相談を行います。妊娠中期と妊娠後期に1回ずつ、保健師より電話で健康状況の把握と不安や悩み相談を受けるなかでの情報提供や、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を実施しています。子育てに係る費用の負担軽減等を図るために給付金等の支援も実施していきます。</p> <p>今後、常時開放された場所に専門職を配置し、妊娠期から環境を整備することで、相談できる仲間づくりや、専門的な助言や指導が実施できるかを検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦健康診査の充実 	福祉 保健課

項目	事業の概要	担当課
1. 妊娠期・出産期・育児期の健康管理等の充実	<p>妊娠期の健康管理及び安全で快適な出産のため、また妊婦に対する健康診査の充実を図るため、健診票を発行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦・乳児に対する学級の実施 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と親としての意識の醸成を図るとともに、妊婦への呼びかけを、母子健康手帳発行時に行い、妊婦同士間、妊婦と乳児の母親の交流機会（ぱくぱく教室）を提供します。 ● 妊産婦に対する訪問指導 安全で快適な出産、妊娠中や産後の心身の健康管理等を目的に、必要に応じて保健師等が家庭に訪問して指導し、治療が必要な場合には受診勧奨を行います。また、妊娠・出産・産後に生ずるストレスの軽減を図り、マタニティーブルーや産後うつ病等の早期発見・治療を行うための支援を行います。 ● 電子母子手帳アプリ「なるっこダイアリー」の実施 妊娠期から子育て期の不安を軽減し、楽しく子育てができるよう、子育て支援アプリ「なるっこダイアリー」で支援します。 	
2. 新生児訪問・産婦訪問指導	<p>生後早期に全家庭を保健師が訪問し、出産状況等の確認、体重計測、発達チェックを行うとともに、健康管理に必要な知識と適切な情報提供、本村の母子保健サービス・予防接種等についての紹介・説明、さらには相談に応じて必要なアドバイスを行います。また、精神疾患や身体的な既往症、複雑な家庭状況の妊産婦、特別な支援が必要な妊産婦（特定妊婦）については、保健師が医療機関と情報連携を行いながら対応を行います。</p> <p>交流の場としてのサロン・サークルへの参加を勧奨します。必要に応じ、栄養士による訪問も行います。</p>	福祉 保健課
3. 乳幼児健康診査および事後指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査の充実 【4か月児、7か月児、10か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児】 乳幼児に対する健康診査を充実し、疾病や障害の早期発見及び心身の健全な発育を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。また、健診機会での絵本の読み聞かせを通し、親子のふれあいを推進します。 ● 継続指導が必要な子どもへの対応 各種乳幼児健診等で継続して指導が必要な子どもの家庭に保健師等が訪問して状況確認を行うとともに、精密検査や専門機関への紹介、個別相談などへ繋げます。注意欠陥多動性障害（A D H D）や自閉スペクトラム症をはじめとする発達障害など、多様化する問題に対応できるように、専門相談員等の確保を含め、児童相談所・関係機関と連携します。また離乳食・幼児食をスムーズに進めるため、また乳幼児健診後のフォロー児への支援を実施します。 ● 健診未受診者への対応 乳幼児健診の未受診者には、訪問等の方法により状況の確認を実施します。 	福祉 保健課

項目	事業の概要	担当課
4. 学校保健安全法による健康診査等の充実	学校保健安全法に基づく各種定期健康診査により、疾病の早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進します。必要により、保育所・地域の医療機関、その他関係機関と連携を図ります。	教育委員会
5. 母と子の疾病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児から始める生活習慣病予防事業の実施 生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために、乳幼児・児童を持つ保護者等を対象に、子どもの生活リズムの確立や食生活、歯の健康等について、意識の啓発と知識の普及に努めます。 ● 予防接種の実施 保護者への周知が課題となっているため、予防接種に対する親の意識を高め、各種予防接種の接種実施率の向上に努めます。また、未接種児に対しては、個別にフォローしていきます。 	福祉保健課
6. 母と子の歯科保健対策の推進	<p>ライフサイクルを通して歯科保健への意識を高め、きめ細かい健診や歯磨き指導により、う歯罹患率の低減を図るとともに、歯磨き習慣の確立、歯の知識の向上等を図ります。</p> <p>幼児に対しては、1歳6か月、2歳、3歳児健診で歯科健診を実施し、1歳6か月、2歳児健診でフッ化物塗布受診券を1人3枚配付しています。また、2歳児健診時に染め出し、歯磨き指導を行い、3歳児健診時の虫歯ゼロの子どもを表彰することで、歯の健康づくり意識の高揚を図ります。</p> <p>妊婦に対しては、胎児期からの歯科保健の大切さを指導し、妊婦本人に対しての歯科健診を医療機関へ委託して実施します。また妊婦歯科健診の受診率が低いため、母子健康手帳発行時や、電話相談などで、受診勧奨を推進します。</p>	福祉保健課
7. 小児救急法講習会の充実	乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転倒・転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、心肺蘇生法や人工呼吸など適切な応急処置等に関する教育、情報提供に取り組みます。	福祉保健課
8. 子ども医療費助成の充実	対象を出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとした医療費助成をすでに実施しており、引き続き子どもの健康について支援を継続していきます。	福祉保健課
9. 子ども料理教室の実施	小さい頃から食の大切さを知り、親子で調理する楽しさや家族と一緒に食べる大切さを理解してもらうことで、生活習慣病や食事のマナーを学ぶ足がかりとします。保育所や小学校・食生活改善推進委員会の連携のもと料理教室等を開催し、地域の特産物・伝統食を知る機会を設けます。また、子ども自らが、安全な食材や食事を選ぶ力・自分で料理ができる力を養うため、食育活動を継続していきます。	福祉保健課

項目	事業の概要	担当課
10. 給食を通じての食に関する指導の充実	<p>保育所においては、友達や保育士とともに喜んで食べることが心と身体の栄養となるため、年齢や発達過程に応じて、食事の環境を様々に工夫し、明るく楽しい食事の場にするとともに、子どもが食材への関心を持つよう、玄関先の給食展示を実施します。</p> <p>小学校においては、食生活の大切さ、望ましい食習慣や、栄養、食文化についての知識などの普及を図ります。</p>	住民課 ・ 福祉 保健課 ・ 教育 委員会

■施策2 小児医療の充実

課題

乳幼児は病気への抵抗力が特に弱く、さまざまな疾病にかかりやすいため、子どもの発育・発達を継続的に観察し、育児相談に応じ、予防接種による感染症の予防など、包括的な支援体制を構築することが求められます。また、日頃から身近な地域で継続的な医療が受けられる「かかりつけ医」を確保することは、地域における子どもの医療基盤を強化するうえで重要な課題です。

今後は、各家庭がかかりつけ医を持つことを積極的に推進するとともに、安心して受診できる小児救急医療体制の整備および情報提供について、県や近隣の市町村、医療関係機関との連携・協力のもと、着実に取り組んでいくことが求められています。

目標

子どもは成長過程においてさまざまな病気にかかりやすく、事故などの予期せぬけがを負う可能性もあります。こうした日常的または突発的な病気やけがに対応できる医療体制を整備し、親が安心して子育てできる環境づくりに努めます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. かかりつけ医の普及	疾病的診断・治療や予防接種だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、併せて、育児に関する相談相手として育児不安の解消やさまざま支援を図るかかりつけ医の普及を推進します。	福祉 保健課
2. 小児救急医療体制の整備	近隣の市町村、医療機関等と連携をとりながら、休日・夜間の救急医療体制の維持に努めます。	福祉 保健課

■施策3 思春期保健対策の推進

課題

思春期は、心身の発達過程でバランスが崩れやすく、性や異性への関心が芽生える時期であり、誤った性意識や安易な性行動に流されるリスクが高まる時期でもあります。また、たばこやアルコール、薬物といった健康に有害なものへの関心が高まる一方で、それらが成長期の心身に与える悪影響への理解が十分ではありません。さらに、アンケートより保護者自身は、子どもの健康や発育・発達、子育て方法に不安を抱くことが多いという結果が出ており、子どもの側では学業不安、不登校、いじめ、心身症や引きこもりといった思春期特有の心の問題が増加しています。このような状況に対し、適切な知識の普及啓発や、相談体制の整備が求められています。

目標

思春期の子どもたちが心身ともに健康に成長できるよう、性や性感染症予防、喫煙、飲酒、薬物が及ぼす害についての正しい知識を普及啓発し、次世代を見据えた健康教育を推進します。また、思春期特有の心や身体の問題に対応できる相談体制を整備・充実させることで、子どもたちが自らの心と身体の健康の大切さを実感し、健やかな成長を支える環境づくりを進めています。さらに、保護者への支援を強化し、子どもの健康や発育・発達に関する悩みを共有し解決するための場を提供することで、子どもと保護者の両方が安心して思春期を乗り越えられる支援体制の充実に努めます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 思春期のこころのケアに関する体制の整備	児童の関わり方や子育ての悩みを抱えている保護者や、学業不安や不登校、いじめ等に悩む児童の生徒指導上の問題解決のために、児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを必要に応じて活用し、体制の充実を図ります。また、教職員の研修機会の充実、専門機関との連携等により、保護者および児童が抱えるこころの健康問題の早期発見に努めるとともに、親子と適切な関係構築を図り問題行動や非行防止に適切に対応します。	教育委員会
2. たばこ・アルコール・薬物に関する教育の推進	学校の保健体育授業、道徳・特別活動の授業を通じて、喫煙や飲酒に関する正しい知識の普及と、薬物乱用を防止する教育を推進します。 併せて、家庭での啓発と地域の協力を得て、地域ぐるみで未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止できるよう努めます。	教育委員会・福祉保健課
3. 性教育の推進	保健体育授業や道徳・特別活動等の授業を通じて、命の尊さについてより深い学習を行い、思春期における体の発育・発達についての正しい知識を普及する性教育指導の推進を図ります。	教育委員会

■施策4 子どもを取り巻く有害環境及び犯罪被害対策の推進

課題

情報・通信技術の進歩で、私たちの日常生活の中に急速に普及し、定着したインターネットやスマートフォン等により、膨大な情報に誰もが容易に接し送受信できる環境となっています。その利便性や有用性は私たちに大きな恩恵を与える反面、青少年の人格形成に悪影響を及ぼすおそれのある情報や犯罪に巻き込まれる危険性のある情報が含まれており、いじめにつながるケースがあるなど、問題は年々深刻化しています。

目標

子どもを有害情報から守るために、家庭、関係機関・団体、学校、地域住民が連携・協力しながら、安心して活用できる情報環境を整備していくことはもちろんのこと、子どもたちに対してソーシャルメディアを利用する際の危険性について啓発していきます。情報化社会に生きる子どもたちが情報を正しく評価し、識別できる能力を身につけ、有害情報等に適切に対応できるよう、情報モラル、情報リテラシー教育に取り組みます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 有害環境の浄化	コンビニエンスストア等の販売店への協力依頼により、子どもを取り巻く有害環境の浄化を目指します。また、社会を明るくする運動の取組や、チラシ、ポスター、無許可看板等の有害環境対策、シンナーなどの薬物使用の防止等非行対策など、地域ぐるみで子どもを守り、健全な育成を行う実践活動を開します。	教育委員会
2. 情報モラル・情報リテラシー教育の推進	子ども自身がインターネット、スマートフォン等の有害情報から身を守ることができるよう、小学校でインターネット等の正しい利用方法など、情報モラル・情報リテラシー教育を推進します。	教育委員会
3. 地域安全情報の提供、共有化	子どもを犯罪等の被害から守るために、保護者や学校の教職員等へ、犯罪の発生状況や不審者の目撃情報等を提供し、地域安全情報の共有化に取り組みます。 また、富士吉田警察署及び鳴沢駐在所を拠点とした防犯対策の強化に努めています。	総務課 ・ 教育委員会

基本目標2 ゆとりを実現する子育て支援

■施策1 保育サービスの充実

課題 近年、女性の社会進出が大きく進み、出産後も働くことを選択する女性が増えた結果、共働き家庭が一般化されてきました。本村では、子育て世代となる30歳代、40歳代の女性の就労率が8割と高水準であり、今後も就業率は増加すると見込まれ、それに伴い、保育サービスに対する利用ニーズのさらなる増加が想定されます。また、就労形態の多様化や保護者意識の変化などを背景に、家庭ごとの子育て事情は多様化し、求められる保育の形も多岐にわたるようになっています。こうした状況に対応するためには、包括的な支援が求められています。

このような状況を踏まえ、今後も子どもの発達状況や家庭のニーズを的確に捉え、保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育サービスの質や保育所の運営面での向上を図る必要があります。

目標 本村在住の子どもの多くは鳴沢保育所を経て鳴沢小学校へ進学しており、幼少期からの顔なじみ同士がともに小学校へ進むことや、保育所と小学校間の連携が他地域と比較して円滑であることから、新しい環境や友達に慣れずに落ち着かない状況が続く、いわゆる「小1プロブレム」は小さい状況です。今後も地域に開かれ、地域に支えられ、地域住民が一体となって子どもを育していく意識の醸成を図りながら、地域密着型の保育サービスの充実に努めます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 要保育児童数に見合った受入れ体制の確保	今後の児童数の推移やニーズ等を踏まえ、保育所の受入れ定員の確保を図ります。適切な保育士数の確保に努め、保育所の入所条件についても適宜見直しを図ります。	住民課
2. 多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保護者の就労状況や児童とその家族が抱える多様な課題を適宜把握しながら、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。現状の保育体制の継続を基本に、保護者の新たなニーズを把握しながら、より利用しやすい保育所サービスの充実を進めます。	住民課
3. 保育サービスの質の向上	保育サービスの向上を図るため、保育所職員に対する研修を充実し、資質の向上を図ります。また、保育士等による小学校の授業参観、小学校教師による保育施設の保育参観等を行い、切れ目のない支援が確立できるよう努めます。	住民課
4. 地域に開かれた保育所の構築	核家族化の進行等により地域とのつながりが希薄化していることから、子育てが孤立化しないよう、定常的な育児相談、世代間交流事業、異年齢児交流事業などの推進を図ります。 入園前の子どもを対象に未就学児のサロンの場として提供するなど、地域密着型の保育所づくりを進めます。	住民課

■施策2 子育ての不安や悩みの解消

課題

核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域での人と人のつながりの希薄化などにより、身边に相談相手や頼れる存在を見つけていく状況が生まれています。その結果、子育てや育児に関する不安や悩みを抱える人の増加や、児童虐待相談件数の増加が懸念されます。本村においても核家族化が進行しており、特に子育て世帯として移住してきた家庭では、近隣に知人や友人がいない場合が多く、「孤立化」が課題となっています。近年はソーシャルメディアの普及により、豊富な情報が簡単に得られる一方で、情報過多による育児不安を引き起こすことがあります。正しい知識やノウハウの提供と、不安を軽減できる相談体制の整備が求められています。

目標

本村では、子育ての経験者である中高年者や高齢者にボランティアとして参加を呼びかけ、支援者の意識向上を図ってまいります。これにより、虐待の早期発見や、児童の心身の発達の状況に応じた情報提供・相談・助言ができる環境の整備に努めるとともに、子育て中の親子が交流し、仲間づくりにつながる場づくりの充実を図り、より豊かで安心できる子育て環境を実現していきます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 子育て相談、情報提供の充実	<p>児童虐待相談件数が増加しており、保育所や子育て世代包括支援センター等の機能の強化や、身近な相談体制の充実を図り、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うとともに子育て支援に関する情報提供に努めています。</p> <p>新生児訪問時に相談窓口を紹介し、気軽に積極的に利活用できる仕組みづくりを推進します。</p>	福祉 保健課 ・ 住民課
2. 親同士のコミュニケーションによる不安や悩みの解消	<p>核家族化や地域コミュニティの希薄化により、育児における相談・サポート体制が不十分にならないよう、子育てをしている保護者が集まり、話し合いや各種活動を通じて、連帯感を高め、悩みを分かち合い育児不安を相談及び助言できる場の創設を図ります。また、ボランティアとして子育て経験者である中高年者や高齢者の参加を今後も引き続き依頼し、支援者の意識向上を図り、虐待の早期発見、児童の心身の発達の状況に応じた情報提供・相談・助言を実施できる環境の整備に努めます。さらに場の充実として、子ども家庭センターの早期設置を目指すとともに、子育て中の親子が交流し、仲間づくりにつながる場づくりの充実を図り、より豊かで安心できる子育て環境目指し地域ぐるみで子育てを支える活動として発展させていきます。</p>	福祉 保健課

■施策3 地域における子育て支援サービスの充実

課題 次代を担う子どもたちを健やかに育むためには、すべての子どもを「本村の子ども」と捉え、地域全体で見守る環境づくりが求められます。そのためには、保護者だけでなく、地域住民が積極的に関わり、お互いに「顔が見える関係」を築くことが重要です。しかし、近年の移住者の増加や核家族化、共働き家庭の増加、地域内での人間関係の希薄化により、かつてのような「誰もが顔見知り」という状況が薄れつつあることが課題となっています。

目標 本村では、村内の施設や公共施設を活動拠点として開放し、養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童、子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその子どもたちが、安心して集い、相談できる身近な場所づくりに取り組みます。また、子育てボランティアや子育てサークルなどの育成・活動支援を充実させ、地域の皆が関わり合い、助け合う相互扶助活動を促進していきます。

なお、本村では放課後児童クラブ事業も実施しており、両親共働きの如何に関わらず子どもを受け入れることで、誰もが分け隔てなく過ごせる場所を提供しています。ニーズ調査結果からも一定の評価が見られることから、今後も引き続き親子が交流し、子どもが安心してすごせる居場所づくりに努めています。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 住民の子育て支援活動の拠点整備	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して公共施設を活用し、子育てサークル等に対し活動拠点としての場を提供します。	住民課 ・ 教育委員会 ・ 福祉保健課
2. 子ども・保護者の居場所づくりの充実	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、就学前児童とその保護者が平日の昼間に過ごせる場として、また、小学生が放課後過ごす場として、引き続き親子のふれ合いの場所づくり、子どもの居場所づくりに努めます。	教育委員会 ・ 福祉保健課 ・ 住民課

■施策4 経済的支援の充実

課題

若い世代にとって、子育てに関する費用負担が重くなるほど、育児への負担感は増大し、ひいては少子化の大きな一因となり得ます。そのため、安心して出産でき、子育てしやすい社会を実現するためには、「子育て費用の軽減・支援」が求められます。

目標

本村ではこれまで、「すくすく赤ちゃん育成支援金」、「入学祝金」、「家庭内保育世帯支援金」、「チャイルドシート購入補助」、「児童手当」、「子ども医療費の補助対象の拡大」、「三世代世帯の同居・近居にかかる住宅取得補助」等、子育て家庭への経済的支援施策を実施しています。今後も、これらの情報をさらに周知するとともに、経済的支援策の充実に向け、必要に応じた検討を進めます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 保育料等の優遇	令和6年度より保育料無料がはじめました。国、県の免除等に該当しない、もしくは該当するが保育料が発生する場合、無料（所得制限なし）となる施策を実施していきます。	住民課
2. チャイルドシート購入費の補助	交通安全対策はもとより、少子化対策の一環として、今後もチャイルドシートの購入費補助を行うとともに、事業の周知徹底に努め、利用者の拡大を図ります。	住民課
3. 各種制度の継続的実施と周知徹底	すくすく赤ちゃん育成支援金、入学祝金、家庭内保育世帯支援、児童手当、子ども医療費助成など子育て中の家庭の経済的負担軽減を図ります。また、制度を周知・勧奨し、利用者の拡大に努めます。 子ども医療費助成に関しては、対象者を出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする支援を継続して実施します。また、平成31年4月に始めた三世代世帯の同居・近居のための住宅取得、改修工事等への補助金についても、引き続き実施していきます。	福祉 保健課 ・ 住民課

基本目標3 要保護児童へのきめ細やかな取組

■施策1 子どもの人権に関する意識啓発

課題

「子どもの権利条約」は、18歳未満すべての子どもの基本的人権を保障することを目的に、1989年に国連で採択されました。この条約では、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という4つの権利を定め、“子どもの最善の利益”的確保、すなわち、子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものに決めるということが大人の義務としてうたわれています。

この条約の理念に基づき、子どもの権利が尊重される社会環境の体制づくりが課題となっています。

目標

思いやりの心をもって子どもの人格を尊重しながら、今後も子どもの人権を尊重できる社会づくりに向けて、普及活動に取り組んでいきます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 子どもの人権に関する意識啓発	人権擁護委員等による学校・保育所訪問（年2回）や、子どもたちへの人権啓発グッズの配布（年数回）を行うとともに、人権相談所の設置を行うなど、住民の意識の向上を図り、子どもが社会の一員として尊重されるよう努めます。	住民課

■施策2 子どもへの虐待防止対策の充実

課題

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格形成に深刻な影響を及ぼすだけでなく、将来の世代の育成にも懸念をもたらす社会問題です。法的整備が進む一方で、子どもの生命が奪われる重大な児童虐待事件が後を絶たず問題は深刻化しています。

本村では児童虐待に関する相談件数は近年増加しており、早急な対応が求められています。児童虐待の防止や早期発見には、地域住民の協力が不可欠ですが、住民の意識が十分に高まっておらず、通報がためらわれる場合もあります。また、家事や子育て等に不安や負担を抱えた保護者が孤立し、追い詰められた結果、虐待に至る場合もあり、相談窓口や支援体制の強化が必要です。さらに、児童相談所をはじめとする関係機関間の連携が十分でない場合、切れ目のない支援が実現しにくい状況が課題となっています。

目標

児童虐待の発生を未然に防止し、早期発見・対応を実現するため、地域住民への啓発活動を強化し、虐待問題への関心と理解を深めるとともに、通報しやすい環境づく

りを推進します。また、家事や子育てに不安を抱える保護者に対して、相談窓口を活用して不安や悩みを傾聴し、子育て情報の提供や家事・養育に関する援助・助言を行うことで、虐待の未然防止に努めます。さらに、児童相談所、保育所、学校、医療機関、警察などの関係機関が連携し、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を提供する体制の構築に取り組んでいきます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 児童虐待に関する啓発活動の推進	<p>児童虐待についての知識や理解を深め、的確な対応・連携を図るため、子ども家庭センターの設置、児童虐待対応の専門職の配置を行い、関係機関の職員を対象にした定期的な研修を行います。</p> <p>また、児童虐待の防止や早期発見に向け、住民を対象にした講演会等の啓発活動を積極的に行い、研修会などを実施し、児童虐待に対しての地域全体での意識向上を図ります。</p>	福祉 保健課
2. 相談機能の充実	<p>児童虐待に関する相談について、子育て支援事業による各種相談等を活用し、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭の保護者に対して適切な助言・指導を行う児童虐待対応の専門職の配置、子ども家庭センターの設置を行い、虐待等の未然防止に努めます。また親子が気軽に集まることができる場の検討を行います。</p>	福祉 保健課
3. 関係機関等の連携	<p>虐待防止等対策地域連絡協議会及び実務者会議の体制を強化し、関係機関と継続して連携を図りながら、実務者会議等を継続して実施し、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもの保護を図ります。</p>	福祉 保健課 ・ 住民課 ・ 教育 委員会
4. 児童虐待の通報先の広報	<p>児童虐待についての村民の認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先（役場、保育所、学校、遊学館等）などに関する広報・啓発を継続的に行います。また、親子が気軽に集まることができる場の検討を行います。</p>	福祉 保健課 ・ 住民課 ・ 教育 委員会
5. 育児不安を抱える家庭への支援	<p>育児に対する不安や養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、虐待対応専門職を配置し、虐待の兆候の早期発見、発生予防等に努めます。</p> <p>また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。</p>	福祉 保健課
6. 地域における見守り体制の充実	<p>常日頃から、近隣住民が子どもの様子に気を配ることによって、児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、子育てサークル活動や地域での交流等を支援することにより、身近な人々がお互いに情報交換できる機会を拡充します。</p> <p>また、民生児童委員や保育所はもちろん、地域における協力・連絡体制を強化することで、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。</p>	福祉 保健課 ・ 住民課

■施策3 支援や配慮を必要とする家庭・子どもへの施策の充実

課題

本村では在留外国人が増加しており、今後、日本語によるコミュニケーションが困難な家庭の増加が懸念されます。また、本村の離婚率は全国と比較して低いものの、毎年一定数の離婚件数があり、ひとり親家庭の増加が見られます。これに伴い、ひとり親家庭の経済的および精神的負担への対応が求められています。

目標

在留外国人家庭が言語や文化的な壁を乗り越えて安心して子どもを育てられるよう、日本語によるコミュニケーションを支援する相談・サポート体制を充実させます。また、ひとり親家庭が経済的・精神的に安定した生活を送れるよう、身近に相談できる機関を整備し、総合的な支援を充実していきます。さらに、本村の実態を的確に把握した上で、在留外国人家庭およびひとり親家庭への必要な支援策を推進し、安心して子育てを行える支援を行います。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 相談事業の充実	子育て世帯の在留外国人の家庭などへ、民生児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談員による相談事業の広報を行うとともに、相談、サポート体制の充実を図ります。	福祉 保健課 ・ 住民課 ・ 教育 委員会
2. 生活支援の充実	児童扶養手当、医療費助成事業及び母子・寡婦福祉資金貸付制度の活用など、各種援護事業を推進するとともに、実態に即した家庭支援サービスを推進し、生活を引き続き支援します。	福祉 保健課

■施策4 障害・発達に不安のある児童への施策の充実

課題

障害や発達に不安のある子どもが健やかに成長し、将来自立できるようにするためには、乳幼児期から社会人になるまで、一人ひとりの状況に合わせた継続的な支援が必要です。しかし、早期に適切な対応が行われない場合、障害の軽減や運動機能の回復が十分に進まないことがあります。そのため、発達の遅れや障害が見つかった子どもや保護者に対し、医療や相談、指導などのサポートを充実させることが求められます。また、障害の有無に関わらず、すべての子どもが地域の中で共に生活できる環境づくりや、学びを支える教育的支援、日常生活を助ける生活支援、将来の自立に向けた職業支援など、多面的な取り組みが必要です。

目標

障害や発達に不安のある子どもたちが社会的に自立し、充実した生活を送れるよう、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援を行います。健康診査等の充実を通じて障害の予防と早期発見に努めるとともに、発達の遅れや障害が発見された子どもとその保護者に対して、医療や相談・指導などの支援体制を整備し、適切な対応を行う仕組みを関係機関と連携して推進します。また、障害のある子どもも地域の中でともに個性を認め合いながら暮らせるよう、教育的支援の充実と生活支援サービスの拡充を図ります。さらに、学校卒業後の社会人への移行を支援するため、職業支援体制を整備し、地域で自立した生活を送るための包括的な支援をしていきます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 相談・指導・療育体制の充実	妊婦一般健康診査や乳幼児健康診査の充実により、障害の早期発見に努めるとともに、医療機関等の関係機関や保育所とも連携をとり情報交換を行い、障害のある子ども及び発達に不安があると思われる子どもを対象に、引き続き専門的な相談の機会をつくります。	福祉 保健課
2. 障害のある乳幼児への保育の拡充	保育所において、集団生活が可能な障害のある乳幼児の受け入れ体制を整備するとともに、専門知識を持つ職員の人材育成に努めます。	住民課
3. 障害のある乳幼児への生活支援	障害のある子どもとその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るために、ニーズを把握しながら、障害福祉サービスを提供するとともに、情報の周知及び相談体制の整備を行います。 また、地域の中で安心して暮らしていくよう心のバリアフリーに努めます。	福祉 保健課
4. 障害のある児童への就学支援	障害のある児童に適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学校や特別支援学級の就学相談体制を整備し、その児童に適した就学が行えるように努めます。	福祉 保健課 ・ 教育 委員会 ・ 住民課
5. 障害のある児童への就業支援	現在、本村には障害者就業に関する受け入れ施設はありませんが、障害者への支援体制の構築について協議を行う富士北麓圏域障害者自立支援協議会において、障害のある児童が地域の中で自立した生活を確保できるよう協議します。	福祉 保健課

基本目標4 心身ともにたくましい人づくり、親づくり

■施策1 次代の親の育成

課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等に伴い、乳幼児とのふれあいの経験がないまま大人になる人が増加しています。その結果、自分が親になった際に、子どもへの接し方や基本的な育児に不安を感じてしまう親が増えています。アンケート結果では、「子どもの健康や発育・発達」や「子どもの食事や栄養面」に関する悩みが多く挙げられており、次世代を担う親となるための準備が十分でないことが課題です。

目標

思春期の子どもたちが次世代の親として成長するための母性・父性を養い、男女が協力して家庭を築くことの大切さ、生命の尊さ、基本的な生活について考えたりできるよう、子どもを生み育てるこの意義などについて指導していきます。親となって戸惑うことのないように、教育や体験の場を充実させていきます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 学校教育や生涯学習などを通じた母性・父性意識の育成	学校教育や生涯学習などにおいて家庭教育の重要性を継続して周知・啓発し、様々な機会を通して、子どもたちが自分の生き方について深く考えるよう指導を行うとともに、子育ての基本的な考え方や楽しさ、男女が協力して家庭を築くことの意義、大切さをくり返し啓発していきます。	教育委員会

■施策2 家庭教育の充実

課題

家庭教育は、子どもが社会生活に必要な基本的生活習慣を身につけるためのしつけを通じて、人間形成の基礎を培う重要な役割を担っています。しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる相手が限られている状況です。

また、親と子どもの会話時間の減少や、教育に無関心な親、過保護・過干渉な親の存在が課題として挙げられます。このような状況の中で、親自身が親として学び、子どもの人格形成を支える家庭教育の充実が求められています。

目標

家庭が子どもの人格形成の基盤として重要な役割を果たせるよう、親が家庭教育の意義を理解し、主体的に学び成長できる環境を充実させます。また、子育てに関する不安や悩みを軽減するため、相談体制を整備し、親が安心して子育てに向き合えるよう支援を行います。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 家庭教育に関する学習機会の充実	<p>「親づくり」を目的として、家庭教育に関する様々な情報提供に努め、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制づくりを推進します。</p> <p>母親だけでなく父親も、また祖父母も家族ぐるみで子どもの成長を応援できるように、保育所や小学校における祖父母とふれあう行事の充実と父親の学習機会の創出に取り組み、家庭教育の重要性を継続して周知・啓発し、家庭教育に活かしていくように努めます。</p> <p>また、家庭教育事業として活動場所を提供します。</p>	教育委員会 ・ 住民課
2. 親子のふれあい事業の充実	<p>遊学館のスタッフや育児ボランティアとの連携により、新生児訪問時にちびっ子サロンへの参加呼びかけを行うなど、引き続きちびっ子サロンの充実を図り、親子のふれあいの場を今後も継続して実施し、提供します。</p> <p>また、体験活動を中心とした親子のふれあいの機会づくりに努め、楽しく生きていく知恵と工夫を身につけます。</p>	教育委員会 ・ 福祉保健課

■施策3 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育の充実

課題

情報化、グローバル化、価値観の多様化など大きく変化していく社会を生きる子どもたちには、自ら課題を見つけ、学び、考えるといった「生きる力」を育むことが求められています。

目標

本村の小学校は1学年が20人程度であり、少人数を活かした教育が可能な規模となっています。学校教育の質を高め、少人数ならではの一人ひとりに対応したきめ細かい指導による確かな学力の向上を目指すとともに、豊かなこころと健康な体の育成に取り組みます。

また、子どもの教育環境をよりよいものとするため、学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを進めるとともに、不審者対策など学校の防犯体制を強化し、地域住民に身近で、親子が安心できる場となるよう、安全な学校づくりを推進していきます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 確かな学力の向上	少人数授業や総合的な学習の時間、外部人材の活用などによる多様な教育プログラムを積極的に取り入れることなどにより、低学年、中学年、高学年の各段階に応じた教育の一層の充実や児童一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導を進め、知識の向上を図るとともに、子どもが自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、問題を解決していく能力を育みます。また、国・県に対して、少人数指導が充実できるよう、引き続き要望していきます。	教育委員会
2. 豊かなこころの育成	学校教育全体における道徳教育の重要性を踏まえ、学校や地域などと連携・相互理解しながら推進し、道徳の時間の充実はもとより、地域との連携による奉仕活動、あいさつ運動などについても積極的な取組を進め、社会性や規範意識が高く、郷土愛に満ちた豊かなこころを育みます。	教育委員会
3. 信頼される学校づくり	開かれた学校として、学校と家庭、地域社会とが十分に連携を図り、学校的創意工夫を生かした教育活動が一層展開できる学校運営の改善・充実に努めます。 また、学校において、不審者対策をはじめとする防犯に関するマニュアルの活用や、講習会の開催、研修等を実施し、学校における安全管理体制の整備を図ります。	教育委員会

■施策4 地域の教育力の向上

課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、地域社会が持つ「子どもを地域で育てる力」が低下しています。その結果、地域の大人が子どもを叱ったり見守ったりする機会が減少し、子どもが他者と触れ合いながら社会人として必要なルールや知識を学ぶ場が乏しくなっています。地域社会は、家庭や学校では得られない多様な人間関係や社会秩序を形成する重要な役割を担っており、その教育力の低下は、次世代を担う子どもたちの健全な成長に影響を与える可能性があります。人や自然との直接的な体験を通じて「生きる力」を育む機会が不足していることが課題です。

目標

地域社会が持つ教育的資源や人材を活用し、子どもたちが多様な人間関係や体験を通じて「生きる力」を身につけられる場と機会を提供します。子どもや子育てに対する地域全体の理解と関心を深める取組を進めるとともに、地域の大人たちが積極的に子どもたちの成長を支援し、共に育てる環境を充実していきます。これにより、子どもたちが地域社会の一員として成長し、将来健全に次世代を育む力を持つ人材となることを目指します。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 地域における子育て意識の啓発	地域住民が集まる行事などあらゆる機会を通じ、地域社会全体が子どもや子育てについて関心を高め、問題への理解を深められるよう努めるとともに、行政や教育機関、地域が一体となった取組を推進し、社会的支援の必要性をアピールします。	教育委員会 ・ 住民課
2. 地域の人材の活用・育成	地域の実情を把握している民生児童委員の協力を得て、子育て・親育て支援に関わりたいという人たちのネットワーク化を図ります。 また、子育て中の親の地域活動等への参加をサポートする育児ボランティアや、地域ぐるみの各種実践活動のリーダー、子ども会活動等に関わるジュニアリーダーなどの養成を継続して行います。	教育委員会 ・ 福祉保健課
3. 子育て関連機関の連携強化	地域ぐるみの教育活動においては、今後もさらに、行政をはじめとして、保育所、学校、その他の関係機関が専門的分野のノウハウの情報交換や共有を綿密に行い、連携・協力を強化していきます。	教育委員会 ・ 住民課
4. 地域ぐるみで子どもを育てる活動の推進	家庭・学校・地域が連携を図り、本村の恵まれた自然環境を活かした自然体験、環境保全活動等のボランティア体験等、各種地域体験学習や、保育所と高齢者等の世代間交流を推進し、各種事業を継続的に実施します。	教育委員会 ・ 住民課 ・ 福祉保健課
5. 地域におけるスポーツ活動の推進	子どもがスポーツに親しむことで主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るために、地域でのスポーツクラブ活動、スポーツ少年団活動、各種スポーツイベントの開催など、様々な取組に対して支援を行います。	教育委員会

項目	事業の概要	担当課
6. 地域における文化活動の推進	<p>子どもたちが様々な文化的イベントを通して芸術・文化に接する機会や、様々な人と交流し、体験しながら豊かな感性や創造性を育む機会を提供します。</p> <p>また、子どもたちの文化活動に対して練習や発表の場・機会を提供し、その活性化を図ります。</p>	教育委員会
7. 多様な企画・参加型の体験学習の推進	<p>子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやるこころや豊かな人間性を育んでいくため、本村の豊かな自然や伝統文化などを活用して、自ら主体的に新たな課題を発見し、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する資質、能力を育てる企画・参加型の体験学習（子どもチャレンジ教室）を提供するとともに、教室内容の再考や、周知などをさらに進めます。</p> <p>また、企画・参加型学習において、役割を果たし、活動の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーを育成するように努めます。</p>	教育委員会

基本目標5 子育てにやさしい生活環境の整備と子どもの安全の確保

■施策1 安全・安心な環境整備

課題

安全で快適に暮らせる環境は、子どもがのびのびと育ち、ひいては親が子どもを安心して生み育てられる環境づくりへの第一歩であるといえます。小さな子どもを連れての外出には、不便さや危険を伴うことが少なくありません。このような心配から、出かけられる場所が限定されたり、行動範囲が狭くなりがちになり、それがストレスとなって外出機会を減らし、孤立につながる可能性もあることから、環境整備は重要な課題です。

目標

子どもや子どもを連れた親の視点に立った快適で安全な道路環境の整備に努めるとともに、多くの人が集まる公共施設等におけるバリアフリー化に取り組むなど、子どもを連れて気軽に出かけられることができる生活環境の整備を充実していきます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 安全な道路交通環境の整備	子どもや子ども連れの親が安全・安心に通行することができるよう、特に通学路と学校・保育所付近の交通安全意識啓発の看板や標識・カーブミラー等の交通安全施設の設置及び道路環境の整備を図ります。	企画課
2. 公共施設のバリアフリー化	村役場、総合センター等、子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設においては、利用状況により、段差の解消や危険防止のための手すりの設置などを行います。また、新庁舎等の建築においては、誰でも利用しやすい施設のバリアフリー化を検討します。	総務課 ・ 教育委員会
3. 地域の自主防犯活動の推進	地域や関係機関等との連携のもと、犯罪防止対策の充実に努めます。	総務課
4. 防犯灯の設置	防犯上の目的により、防犯灯・街灯の維持管理に努めます。	総務課

■施策2：屋内外の遊び場の整備と有効活用

課題

子どもは遊びによって成長します。遊びは、運動能力を高めるとともに、興味や好奇心を高め、知的な発達を促進します。また、感覚を働かせ想像力、表現力を身に付けたり、社会性を学び、自発性・自主性を養うといった意義を持っています。

しかし、近年の少子化やライフスタイルの変化によって、自然に恵まれた本村においても、子どもの集団遊びや外遊びの機会が減少していることが課題です。

目標

屋内、屋外にかかわらず、既存の公園・施設を整備し、周知及び、有効利用に努めるとともに、子どもや様々な層が楽しめる施設づくりを検討・推進していきます。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 屋外の遊び場の整備	村内に8か所の公園・広場を、子どもの遊び場として整備・有効利用します。整備にあたっては、妊婦や乳児連れの親の散策に適している公園、乳幼児が楽しめる公園、小学生がボール遊びなどをできる公園等、子どもや様々な層が楽しめる施設づくりに留意するとともに、防犯灯の設置等、犯罪防止に配慮した環境整備を計画的に進めます。また、安全を確保するため、継続的に広場の維持管理（遊具点検を含む）に努めます。なお、より良い子どもの遊び場の整備のために、多方面から意見を聞きながら、公園・広場の集約化をはかり、統廃合も検討していきます。	住民課 ・ 総務課 ・ 振興課
2. 屋内の遊び場の整備	子どもたちが気軽に遊べ、また、親同士も気軽に集まる屋内の場所を確保するため、遊学館を中心に既存施設の有効利用を図ります。	住民課 ・ 教育委員会

■施策3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

課題

子どもの交通安全を確保するためには、小さい頃から、具体的に道路での危険な行動や交通ルール・マナーについて繰り返し教え、自分自身で危険なことの判断や、なぜ交通ルールやマナーを守ることが大切なのかを理解させ「自分の命は自分で守る」ことを身に付けさせることが重要な課題です。

目標

子どもの成長段階に応じた、また地域の実情に応じた交通安全教育に継続的に取り組むとともに、大人が見本となるよう、率先して交通ルールを守ることはもちろん、地域住民が一体となって交通安全意識を高めていく取組を推進していきます。交通安全教育やチャイルドシートの正しい使用方法の普及を図り、交通事故防止の意識啓発にも努めています。

具体的な取組

項目	事業の概要	担当課
1. 交通安全意識の啓発・高揚	子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校他関係機関が連携し、協力体制を強化し危険個所等の改修を行うとともに、子どもや子育て家庭等を対象とした参加体験型の交通安全教室を実施し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。また、チャイルドシートの着用の徹底のため、防災行政無線を活用し、チャイルドシート着用の推進も行います。	企画課 ・ 住民課 ・ 教育委員会 ・ 振興課

第6章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込み 及び確保の方策等

1. 前提とする考え方

(1) 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

(2) 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、区域を設定しました。

(3) 鳴沢村における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、本村では、学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、第2期に引き続き村内全域（1区域）に設定します。

教育・保育提供区域（基本型）
地域子ども・子育て支援事業提供区域

鳴沢村内全域

2. 量の見込みと確保方策について

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設のサービス量の見込み」及び「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、確保の方策と実施時期を設定します。

(1) 教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）

令和6年度時点で特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）は村内ではなく、他市町村へ通っている状況ですが、量の見込みでは、令和7年度より1号認定の見込みが12人となっていることから、今後も周辺市町村と連携を図りながら確保をしていきます。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

		実績値	見込値					
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者推計総数	8	12	12	6	4	5	
	1号認定	8	12	12	6	4	5	
	2号認定 (学校教育希望)	0	0	0	0	0	0	
確保方策	幼稚園	-	周辺市町村と連携して確保					
	認定子ども園	-						
	認定を受けない 幼稚園	-						

(2) 教育・保育施設（保育園・認定こども園）

令和6年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は村内に1か所です。提供総数は、量の見込みを令和7年度から令和11年度まで上回っており、受け入れ可能となっています。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

		実績値	見込値				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	利用者推計総数	79	69	70	69	58	47
	2号認定	45	39	48	51	40	29
	合計	34	30	22	18	18	18
	3号認定	0歳児	3	3	3	3	3
		1歳児	14	10	7	7	7
		2歳児	17	17	12	8	8
確保方策	提供総数	120	81	81	79	68	57
	2号認定	78	42	51	54	43	32
	3号認定	合計	42	39	30	25	25
		0歳児	6	6	6	6	6
		1歳児	36	13	9	9	9
		2歳児		20	15	10	10

(3) 地域型保育事業

本村では、対応する事業を実施する予定はありません。

(4) 認可外保育施設

本村では、対応する事業を実施する予定はありません。

(5) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や放課後児童クラブ等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、適宜相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本村では、今後も継続して1か所開設します。

	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(6) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では、子育て家庭の交流や育児相談を目的とした「ちびっ子サロン」を村内1か所で地域子育て支援拠点事業として位置付けています。現在の体制で対応は可能です。

	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60人回	48人回	48人回	48人回	48人回	48人回
確保方策	150人回	60人回	60人回	60人回	60人回	60人回
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(7) 妊婦相談事業

妊娠を対象に、保健師が妊娠・出産・育児についての相談訪問等を行っています。

現在の体制で、対応は可能です。

	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	27人	20人	20人	20人	22人	22人
確保方策	40人	20人	20人	20人	22人	22人

(8) 妊娠健康診査事業

妊娠健康検査は、妊娠の健康の保持及び増進を図るために、妊娠に対する健康検査として、

①健康状態の把握、②検査計測、③保険指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数(人) (受診票件数)	15人	14人	14人	14人	14人	14人
	1人あたりの 健診数(回)	14回	13回	13回	13回	13回	13回
	健診回数	196人回	182人回	182人回	182人回	182人回	182人回
確保方策	実施体制	富士吉田市立病院・山梨赤十字病院他					
	実施時期	妊娠期					

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ、地域の中で子どもを健やかに育てられる環境整備を図ります。

現在の体制で対応は可能です。

	令和 6 年度 (実績値)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	10 人	14 人	14 人	14 人	14 人	14 人
確保方策	20 人	14 人	14 人	14 人	14 人	14 人

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。本村では養育支援の必要性に応じて、実施していく予定です。

	令和 6 年度 (実績値)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
確保方策	0 人	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人

(11) 一時預かり保育事業（幼稚園）

一時預かり保育事業（幼稚園）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園において、一時的に預かりが必要な保育を行う事業です。本村では、幼稚園がなく実施していません。

(12) 一時預かり保育事業（保育所）

一時預かり保育事業（保育所）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所において、一時的に預かりが必要な保育を行う事業です。

本村では、社会福祉協議会で、月 2 回、未満児を 2 ~ 3 時間預かる「託児サロン」を実施しているため、今後も連携しながら子育て中の保護者を支援していきます。一時預かりを開始する時期は未定です。

(13) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、夜間の必要な保護を行う事業です。現在実施していません。

(14) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、宿泊を伴って必要な保護を行う事業です。現在の体制で、対応は可能です。

	令和6年度 (実績値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2人日	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
確保方策	0人日	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日

(15) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本村では、体制整備が難しいことから事業は実施していません。

(16) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。本村では、独自には事業は行っていませんが、県内全域で病児保育施設の利用が可能となっています。ニーズ調査では、未就学児において利用要望が増えていますが、実際に要望があった場合は、県内施設を紹介するなどにより対応します。

	令和6年度 (見込値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
確保方策	県内の病児・病後児施設を紹介					

(17) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、通常の保育の時間（8 時間）を超えて、保育が必要な子どもを保育する事業です。本村では保護者のニーズに応じて対応します。

	令和 6 年度 (実績値)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	50 人	70 人	70 人	70 人	60 人	50 人
確保方策	23 人	75 人	75 人	75 人	70 人	55 人

(18) 放課後児童クラブ運営事業

放課後児童クラブ運営事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

登録者のみ利用できる仕組となっており、ほぼすべての児童の登録を予想し事業を実施していきます。

	令和 6 年度 (実績値)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1年生	20 人	26 人	12 人	17 人	23 人
	2年生	20 人	22 人	26 人	12 人	17 人
	3年生	23 人	24 人	22 人	26 人	12 人
	4年生	21 人	23 人	24 人	22 人	26 人
	5年生	23 人	23 人	23 人	24 人	22 人
	6年生	23 人	24 人	23 人	23 人	22 人
	合計	130 人	142 人	130 人	124 人	124 人
確保方策	利用定員数	55 人	148 人	136 人	130 人	125 人
	施設数	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所

(19) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。本事業としては実施しませんが、関係部署と連携しながら個別に対応します。

(20) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。本事業としては実施しませんが、関係部署と連携しながら個別に対応します。また、その他子育て支援に関する事業と併せて場の創設も検討します。

(21) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としている事業です。本事業としては実施しませんが、関係部署と連携しながら個別に対応していきます。また、その他子育て支援に関する事業と併せて場の創設も検討します。

(22) 妊娠等包括相談支援事業

妊娠等に対して面談その他の方法により、妊娠等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。本事業としてはその他子育て支援に関する事業と併せて妊娠相談事業のなかで、包括的に相談等を受け実施しています。

(23) 乳児等通園支援事業（こどもだれでも通園制度）

月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わずに0歳6か月から満3歳未満の乳児等を通園可能とする事業です。本村では実施しませんが、その他子育て支援に関する事業と併せて検討します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
1歳児	量の見込み	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
2歳児	量の見込み	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(24) 産後ケア事業

育児への不安や負担感を有する産後4か月までの母親と乳児を宿泊させ、母体の休養と体力の回復、母体ケア・育児ケアを行う事業です。本村には施設がありませんが、県の施設である山梨県産後ケアセンターを利用して実施します。

	令和6年度 (見込値)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1人日	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
確保方策	山梨県産前産後ケアセンターを紹介					

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知

本計画を遂行するためには、保護者、学校、地域住民の参加、協力が不可欠です。

積極的な計画推進につなげるため、ホームページへの掲載、概要版の作成・配布等を行い、計画の周知に取り組みます。

2. 計画の推進体制

本計画を、計画的、効果的に実施するために、策定後の事業実施の状況の評価・検証を行い、社会構造の変化等、課題が明確になった場合は早期に改善を講ずる体制で推進していきます。

3. 推進状況の公表

本計画で示した事業・施策の実施状況等を、広報紙やホームページ等を活用して、住民に分かりやすい形で継続的に公表します。

4. 住民意見の収集

住民の意見やニーズ、課題等の声を収集し積極的に計画へ反映させるため、デジタルツール「コドモン」等や村のホームページを使用したり、村役場、保健センター、保育所、遊学館等で用紙を配布して、幅広く意見を公募します。

資料編

鳴沢村子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、鳴沢村子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 鳴沢村子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援事業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の職員
- (5) その他村長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

(訓令の廃止)

鳴沢村保育所運営協議会設置・運営要綱（平成25年8月1日訓令第16号）は、廃止する。

第3期 鳴沢村子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
渡辺 厚子	鳴沢村教育長	会長
土屋 文明	総務教育厚生常任委員長	鳴沢村議会
渡辺 次男	総務教育厚生常任副委員長	鳴沢村議会
佐藤 望	鳴沢小学校校長	
山根 深雪	鳴沢保育所長	
小山田 光美	遊学館指導員	
渡辺 成子	主任児童委員	
小林 将之	鳴沢保育所保護者会長	
三浦 進一	鳴沢小学校 PTA 会長	

※敬称略

計画策定経緯

年月日	項目	主な内容
令和6年6月1日 ～6月14日	第3期 子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 未就学児 (未就園児・就園児) 調査 ● 小学生調査
令和6年9月27日	第1回鳴沢村 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の骨子（施策体系案・構成案・アンケート結果）について ● 今後のスケジュールについて
令和7年2月19日	第2回鳴沢村 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画素案について
令和7年3月5日 ～3月12日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画素案について、村民意見の公募

第3期

鳴沢村子ども・子育て 支援事業計画

印刷・発行



令和7年3月

鳴沢村 住民課

〒401-0398

山梨県南都留郡鳴沢村 1575 番地

TEL : 0555-85-3082

FAX : 0555-85-2461